
鹿兒島県過疎地域持続的発展方針

(令和 8 年度～令和 12 年度)



鹿兒島県

令和 7 年 12 月

目 次

第1章 基本的な事項

- 第1節 過疎地域の現状と問題点(P1)
- 第2節 過疎地域持続的発展の基本的な方向(P29)
- 第3節 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連(P38)

第2章 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成

- 第1節 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成の方針(P42)
- 第2節 移住・定住・地域間交流の促進(P42)
- 第3節 担い手となる人材育成(P43)

第3章 産業の振興

- 第1節 産業振興の方針(P45)
- 第2節 農林水産業の振興(P46)
- 第3節 地場産業の振興(P61)
- 第4節 企業の立地対策(P64)
- 第5節 起業の促進(P65)
- 第6節 商業の振興(P65)
- 第7節 情報通信産業の振興(P66)
- 第8節 観光・レクリエーションの振興(P66)

第4章 地域におけるデジタル化

- 第1節 地域におけるデジタル化の方針(P73)
- 第2節 デジタル化の推進(P73)

第5章 交通施設の整備, 交通手段の確保

- 第1節 交通施設の整備, 交通手段の確保の方針(P75)
- 第2節 国道, 県道及び市町村道の整備(P76)
- 第3節 農道, 林道及び漁港関連道の整備(P77)
- 第4節 交通確保対策(P78)

第6章 生活環境の整備

- 第1節 生活環境の整備の方針(P79)
- 第2節 簡易水道, 生活排水処理施設等の整備(P79)
- 第3節 消防・救急施設の整備(P80)

第7章 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 第1節 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針(P81)
- 第2節 安心して子どもを生み育てるための対策(P81)
- 第3節 児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策(P82)
- 第4節 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策(P82)
- 第5節 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策(P83)

第8章 保健・医療の確保

- 第1節 保健・医療の確保の方針(P84)
- 第2節 保健の確保(P84)
- 第3節 医療の確保(P85)

第9章 教育の振興

- 第1節 教育の振興の方針(P87)
- 第2節 公立学校施設の整備等(P88)
- 第3節 集会施設, 体育施設, 社会教育施設等の整備(P89)

第10章 集落の整備

- 第1節 集落の整備の方針(P90)
- 第2節 集落の整備(P90)

第11章 地域文化の振興等

- 第1節 地域文化の振興等の方針(P92)
- 第2節 地域文化の振興等(P92)

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

- 第1節 再生可能エネルギーの利用の推進の方針(P94)
- 第2節 再生可能エネルギーを利用した地域づくり(P94)

第13章 市町村間の広域連携等による地域活力の向上

- 第1節 市町村間の広域連携の促進(P96)
- 第2節 市町村等への行財政支援(P96)

参考資料

- [資料1]鹿児島県過疎地域市町村現況図(令和4年4月現在)(P1)
- [資料2]「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」における地域区分(P2)

この「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)」第7条の規定に基づいて定めるものであり、期間は令和8年度から令和12年度までとする。

なお、本方針は、本県の過疎地域(「特定市町村(※)」を含む。)が過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の方針とする。

第1章 基本的な事項

第1節 過疎地域の現状と問題点

1 過疎地域の状況

「過疎地域」は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、第1表の区分で市町村が公示されており、本県においては、県内43市町村のうち42市町村(97.7%)が過疎地域となっている(令和4年4月1日現在)。

同法により、新たに、いちき串木野市と霧島市(旧霧島町)(令和3年4月1日～)、が過疎地域に加わり、鹿児島市(旧桜島町)(令和3年4月1日～)が過疎地域から外れることとなった。

なお、鹿児島市(旧桜島町)は、令和3年度から令和8年度までの6年間、経過措置が設けられている。

令和4年4月1日からは、令和2年度国勢調査結果の反映により、出水市(旧野田町)が過疎地域に加わった。

また、本県においては、行政区域に過疎地域を含む市町村は、半島地域や離島地域等条件不利地域に多く位置しており、これら42市町村のうち「半島振興法」の対象団体は15市町、「離島振興法」の対象団体は9市町村、「奄美群島振興開発特別措置法」の対象団体は12市町村、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の対象団体は7市町村となっている(令和7年4月1日現在)。

第1表 本県における過疎地域の状況

区分	法	市町村
全部過疎	法第2条第1項又は第41条第1項に規定する要件に該当する市町村	36市町村
一部過疎	法第2条第1項又は法第41条第1項に規定する要件に該当しない市町村において、合併前の旧市町村単位で人口要件を満たし、現在の市町村が財政力要件を満たす場合、当該旧市町村単位の区域を過疎地域とみなす。	6市 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市(旧輝北町, 旧吾平町) ・出水市(旧野田町) ・薩摩川内市 (旧樋脇町, 旧入来町, 旧東郷町, 旧祁答院町, 旧里村, 旧上甕村, 旧下甕村, 旧鹿島村) ・日置市 (旧東市来町, 旧日吉町, 旧吹上町) ・霧島市 (旧横川町, 旧牧園町, 旧霧島町, 旧福山町) ・始良市(旧蒲生町)
非過疎		1市(鹿児島市(※))

(※)「鹿児島市(旧桜島町)」(特定市町村)は、6年間(令和3～8年度)の経過措置が適用

2 人口の動向

令和4年4月1日現在の過疎地域の人口は、584,530人(令和2年国勢調査結果を基に算定)となっており、昭和45年から令和4年までの増減率をみると、県計が8.1%の減少に対し、過疎市町村では、26.2%の減少となっている。

また、過疎地域における年齢階層別人口構成比をみると、若年者比率(15歳以上30歳未満の人口の割合)は9.0%で、県全体の11.8%と比較して2.8ポイント低くなっている。

一方、高齢者比率(65歳以上の人口の割合)は、39.7%であり、県全体の32.8%と比較して6.9ポイント高くなっている。

第2表 過疎地域の人口及び面積

(単位:人, km²)

区分	人口									面積
	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	令和3年	令和4年	増減率 (令和4年/ 昭和45年)	
県計	1,729,150	1,784,623	1,797,824	1,786,194	1,706,242	1,648,177	1,648,177	1,588,256	▲ 8.1	9,187.1
過疎関係市町村計	791,663	741,141	655,647	555,973	627,118	601,475	632,335	584,530	▲ 26.2	7,316.4
過疎市町村	791,663	741,141	655,647	555,973	487,820	515,360	544,642	502,999	-	6,090.9
みなし過疎市町村	-	-	-	-	44,396	-	-	-	-	-
一部過疎市町村	-	-	-	-	94,902	86,115	87,693	81,531	-	1,225.5

(注1)人口、面積については国勢調査による。

(県地域政策課による)

(注2)過疎地域は、各国勢調査年当時の状況

(注3)令和3年の人口は、平成27年国勢調査結果による。

(注4)令和4年の人口は、令和2年国勢調査結果による。

第3表 地域別・年齢階層別の過疎地域の状況

区 分	人口(人)					比率				
	① 0~14歳	② 15~29歳	③ 30~64歳	④ 65歳~	計	①	②	③	④	
本県	205,381	182,195	649,999	505,891	1,588,256	13.3%	11.8%	42.1%	32.8%	
過 疎	過疎市町村	60,346	45,563	199,888	195,613	502,999	12.0%	9.1%	39.9%	39.0%
	一部過疎(過疎)	8,400	6,922	30,568	35,491	81,531	10.3%	8.5%	37.6%	43.6%
過疎地域計		68,746	52,485	230,456	231,104	584,530	11.8%	9.0%	39.5%	39.7%
非過疎	一部過疎(非過疎)	60,955	53,153	175,062	115,983	410,598	15.0%	13.1%	43.2%	28.6%
	非過疎市町村 うち特定市町村	75,680 222	76,557 213	244,481 1,011	158,804 1,348	593,128 2,811	13.6% 7.9%	13.8% 7.6%	44.0% 36.2%	28.6% 48.2%
非過疎地域計		136,635	129,710	419,543	274,787	1,003,726	14.2%	13.5%	43.7%	28.6%
鹿児島地域		85,217	85,336	274,728	185,913	668,916	13.5%	13.5%	43.5%	29.5%
過 疎	過疎市町村	3,403	3,433	11,270	10,483	28,635	11.9%	12.0%	39.4%	36.7%
	一部過疎(過疎)	2,299	2,192	8,323	9,421	22,260	10.3%	9.9%	37.4%	42.4%
非過疎	一部過疎(非過疎)	3,835	3,154	10,654	7,205	24,893	15.4%	12.7%	42.9%	29.0%
	非過疎市町村 うち特定市町村	75,680 222	76,557 213	244,481 1,011	158,804 1,348	593,128 2,811	13.6% 7.9%	13.8% 7.6%	44.0% 36.2%	28.6% 48.2%
南薩地域		13,925	12,209	48,313	49,866	125,011	11.2%	9.8%	38.9%	40.1%
過 疎	過疎市町村	13,925	12,209	48,313	49,866	125,011	11.2%	9.8%	38.9%	40.1%
北薩地域		25,122	21,596	78,230	67,111	193,615	13.1%	11.2%	40.7%	34.9%
過 疎	過疎市町村	5,550	4,537	18,961	20,042	49,218	11.3%	9.2%	38.6%	40.8%
	一部過疎(過疎)	2,832	2,078	9,559	11,296	25,802	11.0%	8.1%	37.1%	43.8%
非過疎	一部過疎(非過疎)	16,740	14,981	49,710	35,773	118,595	14.3%	12.8%	42.4%	30.5%
姶良・伊佐地域		32,159	28,292	97,869	72,043	233,055	14.0%	12.3%	42.5%	31.3%
過 疎	過疎市町村	3,644	2,748	12,943	14,192	33,572	10.9%	8.2%	38.6%	42.3%
	一部過疎(過疎)	2,227	1,921	9,253	11,127	24,613	9.1%	7.8%	37.7%	45.4%
非過疎	一部過疎(非過疎)	26,288	23,623	75,673	46,724	174,870	15.3%	13.7%	43.9%	27.1%
大隅地域		29,305	23,025	89,986	79,608	223,828	13.2%	10.4%	40.5%	35.9%
過 疎	過疎市町村	14,171	10,899	47,528	49,680	122,732	11.6%	8.9%	38.9%	40.6%
	一部過疎(過疎)	1,042	731	3,433	3,647	8,856	11.8%	8.3%	38.8%	41.2%
非過疎	一部過疎(非過疎)	14,092	11,395	39,025	26,281	92,240	15.5%	12.6%	43.0%	28.9%
熊毛地域		5,103	3,104	16,475	14,843	39,550	12.9%	7.9%	41.7%	37.6%
過 疎	過疎市町村	5,103	3,104	16,475	14,843	39,550	12.9%	7.9%	41.7%	37.6%
奄美地域		14,550	8,633	44,398	36,507	104,281	14.0%	8.3%	42.7%	35.1%
過 疎	過疎市町村	14,550	8,633	44,398	36,507	104,281	14.0%	8.3%	42.7%	35.1%

(県地域政策課による)

(注1)人口の計には年齢不詳を含む。比率は年齢不詳を按分してある。

(注2)上記数値は、令和2年国勢調査結果による。

3 産業構造

(1) 就業人口

令和2年国勢調査によると、本県の過疎地域における就業人口は、279千人であり、産業別の割合をみると、過疎地域では第1次産業が17.2%、第2次産業が19.8%、第3次産業が62.3%となっており、昭和45年以降、第1次産業から第2次産業、第3次産業へ移行しているが、県全体と比較すると第1次産業の割合が高く、農林水産業が重要な産業となっている。

第4表 就業人口の推移

(単位: %, 千人)

区 分		各産業のウエイト			就業人口
		1次産業	2次産業	3次産業	
過 疎 地 域	昭和45年	58.8	14.1	27.1	366
	55年	40.3	23.8	36.0	324
	平成2年	32.7	25.9	41.5	287
	12年	24.9	25.6	49.5	265
	22年	20.5	19.9	58.8	297
	27年	18.5	20.0	61.1	296
	令和2年	17.2	19.8	62.3	279
本 県	昭和45年	42.3	17.8	39.9	833
	55年	24.7	24.4	50.8	844
	平成2年	17.8	25.1	57.0	821
	12年	12.0	24.2	63.5	829
	22年	10.0	18.8	67.2	777
	27年	9.5	19.4	71.1	753
	令和2年	8.5	19.1	72.4	738
全 国	昭和45年	19.3	34.1	46.6	52,593
	55年	10.9	33.6	55.4	55,811
	平成2年	7.1	33.3	59.6	61,682
	12年	5.1	29.8	65.1	62,978
	22年	4.2	25.2	70.6	59,611
	27年	4.0	25.0	71.0	58,919
	令和2年	3.5	23.7	72.8	57,643

(県地域政策課による)

(注1) 就業人口には分類不能の産業が含まれるため、各産業のウエイトの合計は、100%とならない場合がある。

(注2) 過疎地域は、令和4年4月1日公示による。

(2) 市町村内総生産及び市町村民所得

市町村内総生産は、平成23年度から令和4年度の12年間に、県全体では15.6%増加、過疎地域では10.8%増加している。

また、一人当たり国民所得に対する各過疎地域住民一人当たり域内所得額の平均値の比は、平成23年度の74.3%から令和4年度には77.1%と上昇しているが、依然として低い水準にある。

第5表 市町村内総生産状況

(単位:%, 百万円)

区 分		各産業のウエイト			市町村内総生産
		1次産業	2次産業	3次産業	
過疎地域	平成23年度	9.4	20.6	69.3	1,738,534
	令和4年度	10.6	24.2	64.0	1,926,476
	増 減 率				10.8
全 県	平成23年度	4.2	18.4	76.7	5,230,993
	令和4年度	4.8	23.2	70.8	6,048,596
	増 減 率				15.6

(注1)「過疎地域」には、一部過疎は含まない。

(注2)上記数値は、「令和4年度市町村民経済計算」による。

第6表 一人当たり市町村民所得の状況

(単位:千円)

区分		平成23年度	平成27年度	令和元年度	令和4年度
過疎地域	a	2,078	2,204	2,399	2,523
全県	d	2,261	2,460	2,629	2,722
全国	e	2,798	3,089	3,181	3,274
格差	a/d	91.9%	89.6%	91.3%	92.7%
	a/e	74.3%	71.3%	75.4%	77.1%

(注1)「過疎地域」には、一部過疎は含まない。

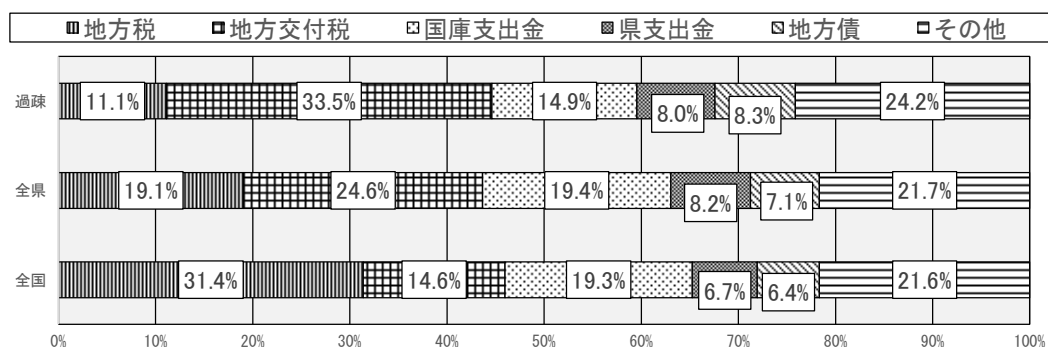
(注2)上記数値は、「令和4年度市町村民経済計算」及び「令和4年度国民経済計算年次推計」による。

4 市町村財政

令和5年度の過疎市町村の歳入の構成割合を本県市町村(平均)と比較すると、自主財源である地方税の割合が低く、依存財源である地方交付税等の割合が高くなっている。

一方、過疎市町村の目的別歳出の構成割合を本県市町村(平均)と比較すると、基幹産業である農林水産業費の割合が高く、民生費や教育費の割合が低くなっている。

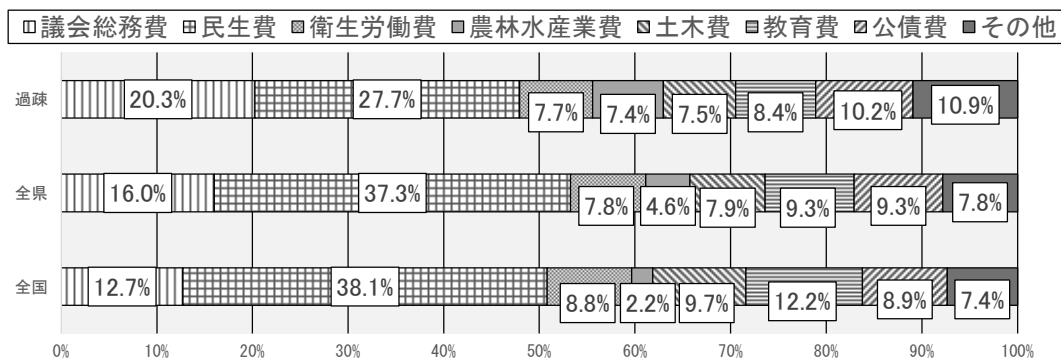
第7表 歳入の構成割合(令和5年度)



(注)「過疎」には「一部過疎」は含まない。

(地方財政状況調査による)

第8表 目的別歳出の構成割合(令和5年度)



(注)「過疎」には「一部過疎」は含まない。

(地方財政状況調査による)

5 過疎対策の実績

「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎対策事業費は、平成 28 年度から令和2年度までの実績が、県実施事業 4,863 億円(市町村に対する財政上の援助措置分は除く。), 市町村実施事業 4,940 億円で、計 9,803 億円となっている。

また、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第 19 号)」に基づく令和3年度から令和5年度までの実績は、県実施事業 3,161 億円, 市町村実施事業 3,363 億円で、計 6,524 億円となっている。

さらに、平成 22 年度からソフト事業への過疎対策事業債の適用が拡大されたことを踏まえ、全体を通してソフト対策の充実・強化が図られている。

なお、令和 3 年度から令和 5 年度までの実績において、県実施事業は、「産業の振興」や「交通施設の整備, 交通手段の確保」に関する事業の割合が高く、市町村実施事業については、「産業の振興」や「生活環境の整備」, 「子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に関する事業の割合が高くなっている。

第9表 平成 28 年度から令和2年度までの過疎対策事業の実績(県実施分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (H28年度～R2年度)	構成比(%)
産業の振興	2,771	57.0
交通通信体系の整備, 情報化の推進及び地域間交流の促進	1,424	29.3
生活環境の整備	80	1.6
高齢者等の保健の増進及び福祉の向上	125	2.6
保健・医療の確保	81	1.7
教育の振興	138	2.8
地域文化の振興等	98	2.0
集落の整備	16	0.3
その他地域の自立促進に関し必要な事項	129	2.7
合 計	4,863	100.0

(県地域政策課による)

第 10 表 平成 28 年度から令和 2 年度までの過疎対策事業の実績(市町村実施分)
(単位:億円)

区 分	実績額 (H28年度～R2年度)	構成比(%)
産業の振興	979	19.8
交通通信体系の整備, 情報化の推進及び地域間交流の促進	955	19.3
生活環境の整備	1,137	23.0
高齢者等の保健の増進及び福祉の向上	988	20.0
医療の確保	78	1.6
教育の振興	624	12.6
地域文化の振興等	29	0.6
集落の整備	75	1.5
その他地域の自立促進に関し必要な事項	75	1.5
合 計	4,940	100.0

(注)過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)分(第 10-1 表)含む。

(県地域政策課による)

第 10-1 表 平成 28 年度から令和 2 年度までの過疎対策事業の実績
(市町村実施 過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (H28年度～R2年度)	構成比(%)
産業の振興	22	10.7
交通通信体系の整備, 情報化の推進及び地域間交流の促進	27	13.1
生活環境の整備	25	12.1
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	66	32.0
医療の確保	10	4.8
教育の振興	18	8.7
地域文化の振興等	0	0.1
集落の整備	22	10.7
その他地域の自立促進に関し必要な事項	16	7.8
合 計	206	100.0

(県地域政策課による)

第 11 表 令和3年度から令和5年度までの過疎対策事業の実績(県実施分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (R3年度～R5年度)	構成比(%)
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	57	1.8
産業の振興	1,802	57.0
地域における情報化	28	0.9
交通施設の整備, 交通手段の確保	858	27.1
生活環境の整備	23	0.7
子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	66	2.1
保健・医療の確保	55	1.7
教育の振興	79	2.5
集落の整備	33	1.0
地域文化の振興等	48	1.5
再生可能エネルギーの利用の推進	4	0.1
市町村間の広域連携等による地域活力の向上	107	3.4
合 計	3,161	100.0

(県地域政策課による)

第 12 表 令和3年度から令和5年度までの過疎対策事業の実績(市町村実施分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (R3年度～R5年度)	構成比(%)
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	38	1.1
産業の振興	724	21.5
地域における情報化	75	2.2
交通施設の整備, 交通手段の確保	444	13.2
生活環境の整備	690	20.5
子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	792	23.6
医療の確保	57	1.7
教育の振興	346	10.3
集落の整備	33	1.0
地域文化の振興等	33	1.0
再生可能エネルギーの利用の推進	5	0.1
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	126	3.7
合 計	3,363	100.0

(注) 過疎地域持続的発展支援特別事業(ソフト事業)分(第 12-1 表)含む。

(県地域政策課による)

第 12-1 表 令和3年度から令和5年度までの過疎対策事業の実績

(市町村実施 過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)分)

(単位:億円)

区 分	実績額 (R3年度～R5年度)	構成比(%)
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	4.1	3.5
産業の振興	8.6	7.3
地域における情報化	0.2	0.2
交通施設の整備, 交通手段の確保	15.4	13.1
生活環境の整備	13.4	11.4
子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39.8	33.9
医療の確保	3.2	2.7
教育の振興	11.5	9.8
集落の整備	11.9	10.1
地域文化の振興等	0.3	0.3
再生可能エネルギーの利用の推進	0.0	0.0
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	9.0	7.7
合 計	117.3	100.0

(県地域政策課による)

(注) 第9表～第12表は、端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない場合がある。

6 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

近年、都市部の若い世代を中心として地方移住への関心が高まっており、国の調査によると、東京圏在住の20歳代では、約45%が地方移住への関心を示している。

加えて、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる「関係人口」に着目し、地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークづくりに取り組む地域が現れてきている。

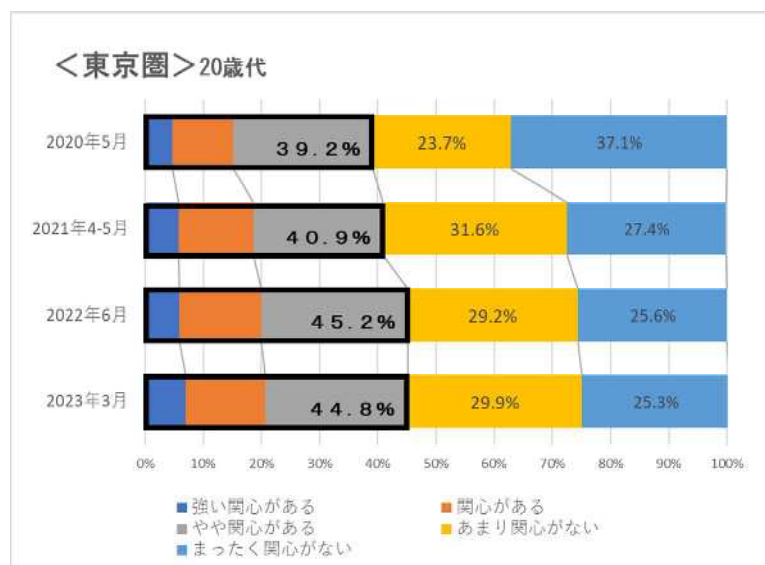
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人口の過度な集中に伴うリスクや、テレワークの急速な浸透など、デジタル技術の可能性を再認識させたところである。

このような中、本県においては、市町村が把握している県外からの移住者数や、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に生活の拠点を移し、地域協力活動を行う地域おこし協力隊員数が増加傾向にある。また、在留外国人数についても増

加している。今後、地域づくりの担い手として、このような移住者や外国人、地域外の人材等を活用していくことが重要である。

また、本県は、人口減少や少子高齢化等により、空き家が増えており、全国の空き家率と比較しても高位で推移している。特に、利用目的のない空き家の割合（住宅総数に対する割合）が高くなっており、防災・防犯・衛生・景観等の面で地域課題となっている。

第 13 表 地方移住への関心



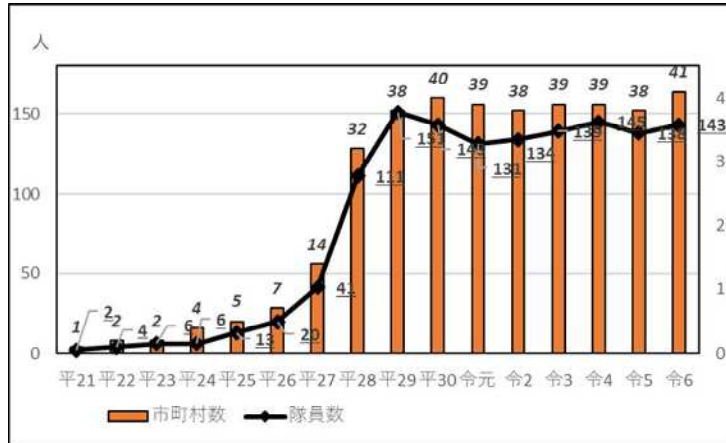
（出典：内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」）

第 14 表 県外からの移住者数（市町村が把握している数）

年度	世帯数	人数
令和2年度	1,274 世帯	2,051 人
令和3年度	1,313 世帯	2,077 人
令和4年度	1,728 世帯	2,631 人
令和5年度	1,631 世帯	2,578 人
令和6年度	1,969 世帯	2,950 人

（県内市町村の調査による）

第 15 表 地域おこし協力隊員数と導入市町村数の推移



(注)各年度3月末時点

(県地域政策課による)

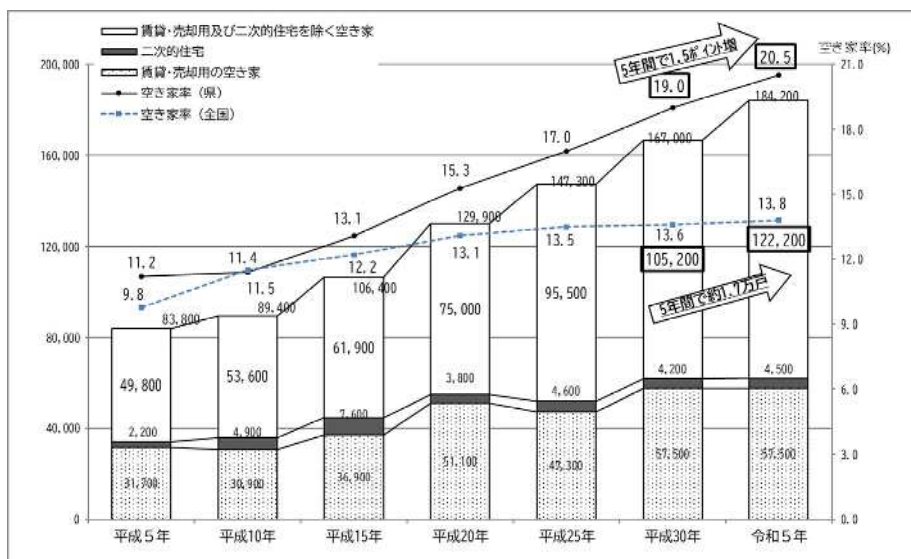
第 16 表 県内在留外国人数の推移

区 分	在留外国人数	対前年増減率
令和2年	12,204人	—
令和3年	11,833人	▲3.0%
令和4年	13,975人	18.1%
令和5年	16,417人	17.5%
令和6年	18,972人	15.6%

(注)在留外国人数は、各年12月末時点

(法務省在留外国人統計による)

第 17 表 空き家の推移及び空き家率の推移



(出典：住宅統計調査，住宅・土地統計調査)

(2) 人材育成

本県の過疎地域は、人口減少、少子高齢化が進行し、集落機能の低下や地域間格差の拡大などの問題に直面している。また、農業等の生産活動が減退することにより、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が低下することが懸念されている。

これらの問題を克服し、持続可能な地域社会を実現するためには、行政のみならず、地域コミュニティ、NPO、地域リーダー、企業などがそれぞれの得意分野を生かし、役割を最大限に発揮しながら、地域課題の解決等に取り組む必要がある。

また、地域コミュニティを構成する様々な主体の参画を得て地域の将来像について地域全体で合意形成を図り、住民主体による地域を運営していくためには、地域において中核的な人材であるリーダーなどの育成が必要である。

あわせて、地域において、教育的な風土や伝統など鹿児島特性を生かした活動を推進するなど、鹿児島未来を担う人材の育成に引き続き注力する必要がある。

7 産 業

(1) 農林水産業の振興

農林水産業については、温暖多雨な気候、広大な畑地や森林・海域等の地域特性を生かした生産が行われ、食品加工業や木材産業等と結び付いて本県経済を支える基幹産業となっており、その中で、過疎地域は重要な役割を果たしている。

農業については、グローバルイゼーションが今後一段と進む中で、農業をこれからの鹿児島成長産業として発展させていくためには、温暖な気候と恵み豊かな自然、広大な畑地、優れた畜産資源など、本県が持つ優位性を最大限に発揮して農業の振興を図ることが必要である。

林業については、スギ・ヒノキ人工林が本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用することにより、林業の成長産業化を実現していくためには、適切な森林整備や担い手の確保・育成、県産材の利用拡大・供給体制の強化などを図ることが必要である。

水産業については、黒潮の恵みを受けて、沿岸・沖合域では多様な漁船漁業、湾や入り江等の静穏な海域では養殖業が営まれており、地域を支える重要な産業の一つとなっており、持続可能な漁業・養殖業の推進や担い手の育成・確保等を図る必要がある。

(2) 地場産業の振興

焼酎、水産加工品、茶などの食品や大島紬、川辺仏壇及び薩摩焼等の工芸品を製造する地場産業は、地元の農林水産業をはじめとする他産業と結び付いて、雇

用や所得の面で過疎地域の経済を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、最近では消費者ニーズの変化に伴う需要の変化、産地間競争の激化等により厳しい状況に置かれている業種もある。加えて、技術革新やデジタル化、流通形態の変化、従事者の高齢化や後継者不足など、地場産業を取り巻く環境は大きく変化しつつあることから、これらに対する適切な対応が求められている。

第 18 表 主要特産物の出荷額

(単位:百万円)

区 分	平成 12 年	平成 22 年	平成 25 年	平成 30 年	令和2年
焼 酎	56,172	125,981	119,806	96,943	81,917
大 島 紬	3,025	447	648	381	390

出典：鹿児島県の工業

(注)4人以上の事業所のみを対象

(3) 企業立地の推進

本県では、「過疎地域対策緊急措置法」が制定された昭和 45 年度以降、令和6年度まで 1,348 件の企業立地があり、このうち、過疎地域は 602 件で、全体の 44.6%を占めている。

業種別にみると、過疎地域には、食料品(126 件)、一般機械(93 件)、電気機械(86 件)、衣服(59 件)が多く立地している。

過疎地域への企業立地は、一般的に規模が小さく、雇用の確保が十分でないものの、地域の雇用機会の創出と所得向上に寄与しており、今後も、企業の立地を図る必要がある。

第 19 表 時期別・業種別進出企業数

(単位:件)

区分	昭和45～昭和54年度				昭和55～平成元年度				平成2～11年度				平成12～16年度			
	県計	過疎地域	割合(%)	非過疎地域	県計	過疎地域	割合(%)	非過疎地域	県計	過疎地域	割合(%)	非過疎地域	県計	過疎地域	割合(%)	非過疎地域
食料品	15	5	9	10	19	9	10	10	21	12	12	9	16	12	19	4
飲料・飼料	7	1	2	6	10	4	5	6	4		0	4	8	4	6	4
繊維	5	4	7	1	4	2	2	2	1	1	1				0	
衣服	27	13	23	14	44	27	31	17	31	17	17	14	2	2	3	0
木材・木製品	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1		3	3	5	0
パルプ・紙	6	1	2	5	1		0	1	2	1	1	1	1	0	0	1
化学	3	1	2	2	5	1	1	4			0		2	1	2	1
石油・石炭	4		0	4			0				0				0	
プラスチック	7	3	5	4	2	1	1	1	7	2	2	5	5	4	6	1
皮革	1	1	2		3	1	1	2	1		0	1			0	
窯業・土石	4	3	5	1	7	7	8		4	2	2	2	2	1	2	1
鉄鋼	1		0	1			0		1		0	1			0	
金属製品	10	4	7	6	11	4	5	7	18	6	6	12	5	2	3	3
一般機械	4	2	4	2	20	16	18	4	43	22	22	21	19	12	19	7
電気機械	16	12	21	4	25	11	13	14	35	14	14	21	9	5	8	4
精密機械	3	2	4	1	3	1	1	2	12	5	5	7	3	2	3	1
輸送機械			0		1		0	1	2		0	2			0	
ソフトウェア			0		15	1	1	14	25	7	7	18	12	1	2	11
研究所	1		0	1			0		8	2	2	6	4	1	2	3
その他	6	4	7	2	6	2	2	4	9	6	6	3	26	13	21	13
合計	122	57	100	65	178	88	100	90	225	98	100	127	117	63	100	54

区分	平成17～21年度				平成22～26年度				平成27～令和2年度				令和3～令和6年度			
	県計	過疎地域	割合(%)	非過疎地域	県計	過疎地域	割合(%)	非過疎地域	県計	過疎地域	割合(%)	非過疎地域	県計	過疎地域	割合(%)	非過疎地域
食料品	27	16	29	11	45	21	29	24	57	37	35	20	31	14	23	17
飲料・飼料	9	6	11	3	5	3	4	2	10	9	8	1	4	4	7	0
繊維	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
衣服	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		1	0	0	1
木材・木製品	5	3	5	2	4	0	0	4	7	6	6	1	1	1	2	0
パルプ・紙	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0
化学	0	0	0	0	2	2	3	0	0	0	0		0	0	0	0
石油・石炭	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
プラスチック	1	0	0	1	0	0	0	0	7	1	1	6	6	3	5	3
皮革	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
窯業・土石	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
鉄鋼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
金属製品	2	1	2	1	7	4	6	3	35	16	15	19	10	7	11	3
一般機械	18	13	23	5	20	14	19	6	17	8	7	9	14	6	10	8
電気機械	14	5	9	9	33	13	18	20	64	16	15	48	40	10	16	30
精密機械	7	1	2	6	0	0	0	0	4	2	2	2	0	0	0	0
輸送機械	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
ソフトウェア	14	1	2	13	13	3	4	10	18	3	3	15	28	5	8	23
研究所	5	1	2	4	4	2	3	2	4	0	0	4	5	4	7	1
その他	29	8	14	21	22	10	14	12	24	9	8	15	24	7	11	17
合計	136	56	100	80	155	72	100	83	251	107	100	144	164	61	100	103

(県産業立地課による)

(注1) 県が立地協定に関与していない企業数も含む。

(注2) 過疎地域は、令和4年4月1日公示による。

(4) 起業の促進

本県は、他県に比べて開業率が低く、県内企業の新たな事業展開への取組意識も低調な傾向にある。

我が国経済が成熟化するとともに、国内外の競争が激化する中で、地域格差の是正と県民所得の向上を図るためには、本県の農林水産物をはじめとする豊かな資源等を活用し、企業等の新事業・新産業分野への参入支援や起業に向けた機運の醸成・事業化への取組支援を積極的に推進していく必要がある。

(5) 商業の振興

過疎地域における小売業者の多くは、消費者ニーズの多様化、大型店舗の進出、人口の減少などにより市場競争の激化が進む中で、経営者の高齢化、後継者不足等の構造的な課題を抱えており、経営的に厳しい状況に置かれている。

一方で、複数の小売業者を主体として形成される商店街は、住民生活を支える地域コミュニティの担い手としての役割・機能も期待されており、買物弱者などの地域課題や消費者ニーズに対応したサービスを提供する「地域に求められる商店街」づくりに向けて、事業者、商工団体、住民などが一体となった取組を実施していくことが必要である。

(6) 情報産業の振興

人口減少・少子高齢化により人手不足が深刻化する中、IoT・AI等の先端技術の活用による生産性向上や新たな産業の創出などの重要性が増してきている。

このため、先端技術の導入に関する県内企業への普及啓発や導入促進を図るとともに、IT企業の新産業創出に向けた取組への支援や高度技術者の育成を図る必要がある。

(7) 観光の振興

価値観の多様化や個人のライフスタイルの変化とともに、健康や癒やしを求める観光、本物志向や知的好奇心を満たす観光、地域の人や生活・文化に触れながら、五感で魅力を味わう体験型観光など、観光の形態や目的はますます多様化している。

これらの多様なニーズに対応した着地型旅行商品などの観光メニューの拡充を行うなど、地域の主体的な取組を強化して、観光客の滞在時間や観光消費額の増加を図る必要がある。

あわせて、自然や文化等の地域の観光資源の保全と観光が両立し地域住民にも配慮した観光地づくりを推進する必要がある。

第 20 表 延べ宿泊者数の地域別入り込み状況

(単位:千人)

区 分	総 数	鹿児島・ 桜 島	霧 島	指 宿・ 佐 多	南西諸島	その他
昭和 45 年 (県外延べ宿泊観光客数)	6,034	1,793	1,300	2,011	597	333

(県PR観光課による)

(単位:千人泊)

区 分	総 数	鹿児島	指 宿	霧 島	北 薩
令和5年 (県外延べ宿泊者数)	5,732	2,391	387	732	552
	大 隅	種子島	屋久島	奄 美	その他
	227	194	359	610	280

(注)千人未満を四捨五入しているため、総数とは一致しない。(県観光統計による)

8 地域におけるデジタル化

過疎地域においては、持続可能な地域社会の実現に向け、様々な可能性を活用して地域コミュニティの課題の解決に取り組むことが求められている。

中でも、5Gをはじめとした携帯電話基地局や光ファイバなどのICT(情報通信技術)インフラは、地域コミュニティの課題を解決し、地域活性化を図るための基盤としてその重要性がますます高まっている。

このため、地域におけるデジタル化については、県民の誰もが格差なくICTの恩恵を享受できる社会全体のデジタル化を進めるため、各種の情報通信ネットワークの整備と利活用を促進する必要がある。

9 交通施設の整備及び交通手段の確保

道路については、これまでの過疎対策の推進により着実に改善されてきているが、地域の振興を図る上で必要不可欠であることから、引き続き、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、交通安全対策や道路環境の整備など道路の質的水準を高める必要がある。また、橋梁・トンネルなど公共土木施設の老朽化に対する計画的な長寿命化を推進する必要がある。

地域住民の生活に必要なバス路線や地方鉄道等の公共交通機関は、利用客の減少により経営環境が厳しくなっており、引き続き運行の維持・確保を図っていく必要がある。

また、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落においては、住民の日常的な移動のための生活交通の維持・確保が課題となっている。

離島航路や離島航空路は、離島住民の重要な交通手段となっている。離島航路の運航については、港湾施設の整備の進展に伴い環境が改善されてきているが、

さらに安全で安定的な運航の確保に努める必要がある。また、船舶の高速化、バリアフリー化等に対応するための施設の整備・拡充が必要である。

離島航空路については、滑走路や電源施設等の劣化や基準改正等に対応した既存施設の機能保持を進め、県内外を結ぶコンピューターネットワークの形成を促進する必要がある。

第 21 表 道路の整備状況

① 一般国道・主要地方道・一般県道

(単位:%)

区 分		昭和45年度			令和6年度		
		一般国道	主要地方道	一般県道	一般国道	主要地方道	一般県道
改良率	過疎地域	70.6	61.8	35.5	97.9	92.0	80.3
	本県	—	—	—	99.1	91.7	76.1
	全国	—	—	—	95.8	88.0	76.2
舗装率	過疎地域	83.5	47.0	19.0	100.0	100.0	100.0
	本県	—	—	—	100.0	100.0	100.0
	全国	—	—	—	99.5	98.3	95.8

(道路現況調書による)

(注)「過疎地域」には一部過疎は含まない。昭和45年度は、データなし。

② 市町村道

(単位:%)

区 分		昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成22年度	令和2年度	令和6年度
改良率	過疎地域	26.7	31.4	52.8	60.8	65.8	71.7	72.4
	本県	32.0	35.1	53.3	61.9	66.2	68.9	70.7
	全国	15.7	28.2	44.2	52.1	56.8	59.5	60.3
舗装率	過疎地域	3.0	49.5	73.9	81.7	84.3	86.6	90.0
	本県	4.4	47.5	76.3	83.8	86.5	90.2	92.2
	全国	9.8	41.2	65.6	73.5	77.2	79.6	80.1

(注)「過疎地域」には一部過疎は含まない。

(道路現況調書による)

第 22 表 空港の利用実績

(単位:千人, %)

	空港名	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成22年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度 /昭和45年度
非過疎地域	鹿 児 島	1,179	4,169	5,277	6,095	4,825	1,834	4,668	5,475	464.4
過疎地域	種 子 島	64	149	212	146	79	43	90	110	171.9
	屋 久 島	13	77	96	145	151	94	187	198	1,523.1
	奄 美	175	487	601	617	521	447	806	869	496.6
	徳 之 島	66	143	142	163	150	110	186	204	309.1
	沖 永 良 部	24	70	70	97	150	66	102	113	470.8
	喜 界	28	47	59	84	150	48	74	84	300.0
	与 論	—	68	90	70	150	38	76	88	—

(空港管理状況調書：国土交通省航空局による)

10 生活環境

水道施設については、令和2年度末で 97.2%の普及率となっており、県平均(97.7%)や全国平均(98.1%)に迫っているが、依然として、山間地など地理的に施設整備が困難な場所が残されている。

これまでに布設した水道についても施設の老朽化の問題があり、また、零細規模の水道事業が多いことから、広域連携の推進等を図りながら管理面や機能面での強化・拡充を促進する必要がある。

ごみ処理については、令和5年度の減量処理率が 97.0%であり、全国平均(99.2%)に迫っているが、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制や循環的利用を徹底した上で、適正な処分を図るため、過疎地域における廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう、引き続き廃棄物処理施設整備の充実や維持管理の徹底を図る必要がある。

し尿処理については、水洗化及び環境保全志向の高まりに伴って、生活排水処理施設の整備が促進されているが、過疎地域の水洗化率は、令和5年度末で 88.3%であり、比率の伸びはあるものの、県平均や全国平均に比べるとかなりの開きがあり、快適な生活環境に対するニーズの高まりの中で、今後の大きな課題となっている。

消防救急については、過疎地域の消防力の充実を図るため、消防施設の整備、救急救助体制の充実などを促進する必要がある。

第 23 表 水道の普及率

(単位:%)

区分	昭和 45 年度	昭和 55 年度	平成 2 年度	平成 12 年度	平成 22 年度	令和 2 年度
過疎地域	54.8	80.4	89.1	93.0	96.2	97.2
本 県	69.2	86.9	92.8	96.0	97.0	97.7
全 国	80.8	91.5	94.7	96.6	97.5	98.1

(注1) 水道普及率=現在給水人口/行政区域内総人口 (県生活衛生課による)

(注2) 「過疎地域」には一部過疎は含まない。

第 24 表 ごみ減量処理率及び水洗化率

(単位:%)

区分	ごみ減量処理率			水洗化率		
	平成 22 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	平成 22 年度	令和 2 年度	令和 5 年度
過疎地域	96.1	95.6	97.0	71.1	85.4	88.3
本 県	97.3	97.8	98.4	82.0	91.1	92.4
全 国	98.5	99.1	99.2	92.1	95.6	96.3

(県廃棄物・リサイクル対策課による)

(注1)ごみ減量処理率=((中間処理量)+(直接資源化量))/ごみの総処理量

(一般廃棄物処理実態調査)

(注2)水洗化率(公共施設状況調べ, 一般廃棄物処理事業実態調査)

(注3)「過疎地域」には一部過疎は含まない。

第 25 表 消防施設の整備状況

(単位:台)

区分		過疎地域を含む 消防区域	過疎地域を含まない 消防区域	本 県
自 消 防 ポ ン プ 車	現有台数 A	535	41	576
	基準台数 B	506	49	555
	充足率A/B %	105.7%	83.7%	103.8%
水 利	現有台数 A	13,651	7,687	21,338
	基準台数 B	34,416	7,705	42,121
	充足率A/B %	39.7%	99.8%	50.7%

(県消防保安課による)

(注1)消防ポンプ自動車台数及び水利基数は令和4年4月1日現在

(注2)「水利」は防火水槽(40t以上), 消火栓, プール, 河川等

11 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

令和5年の本県の出生数は 9,868 人で1万人を下回り, 昭和 50 年に比べて約4割, 昭和 35 年と比べると約3割となっている。

また, 15 歳未満の人口の年次推移をみると, 昭和 35 年には約 72 万人であったが, 令和2年は約 21 万人と, 昭和 35 年の約3割となっており, 過疎地域を含め, 全ての市町村で減少している。

少子化の背景には, 未婚化・晩婚化, 妊娠出産期や子育て期の孤立感や負担感, 子育てに関する費用負担, 仕事と家庭の両立の難しさ等の様々な課題がある。

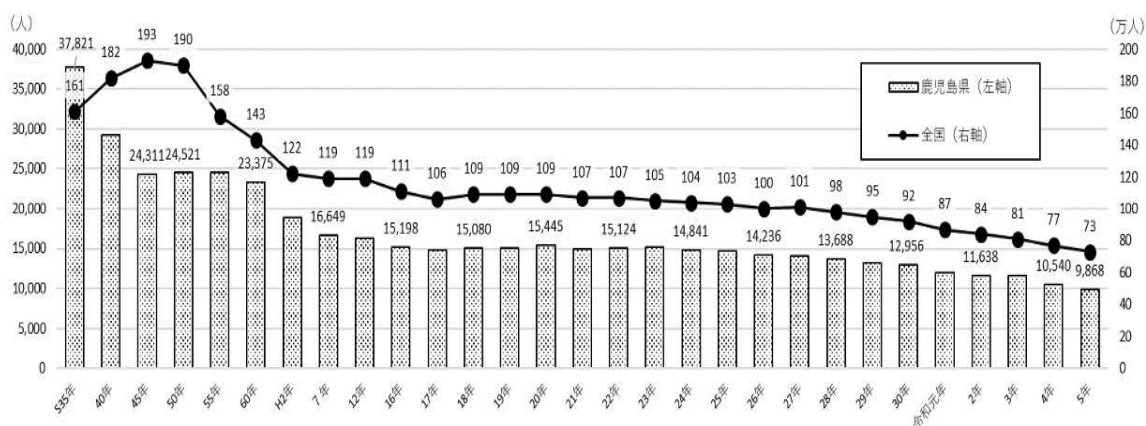
このため, 本県の子ども・子育て関連施策を総合的に推進するための指針として策定した「かごしま子ども未来プラン2025」に基づき, 結婚, 妊娠・出産, 子育ての希望がかなう社会の実現に向けて取り組む必要がある。

令和4年の本県の高齢化率は 33.7%となっており, 今後も全国平均を上回る高い水準で推移すると見込まれている。また, 本県の高齢化は, 一般世帯に占める高齢単身世帯の割合が全国2位, 高齢夫婦世帯が全国4位と全国平均を大きく上回っていることや, 75 歳以上の高齢者の割合が全国に比べ高いことが特徴として挙げられる。

とりわけ, 過疎地域においては, 若年層を中心とした県外や都市部への人口流出等により, 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合及び 75 歳以上の高齢者の割合は全国及び県に比べ高くなっている。

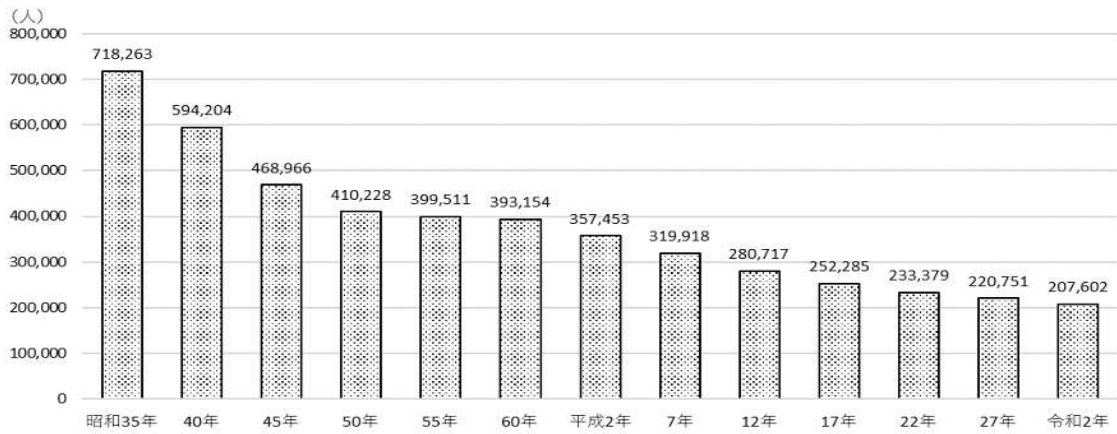
こうした中, 高齢者の主体的な健康づくりの取組や, その豊富な知識, 経験, 技能を生かした社会参加, 生きがいづくりに取り組めるような環境整備を推進するとともに, 高齢者等ができる限り住み慣れた地域で自立し, 社会参画しながらかつ尊厳を持って安心して暮らしていけるよう, 「鹿児島すこやか長寿プラン2024」に基づき, 介護給付等対象サービス基盤の充実や, 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組等を推進する必要がある。

表 26 表 出生数の推移



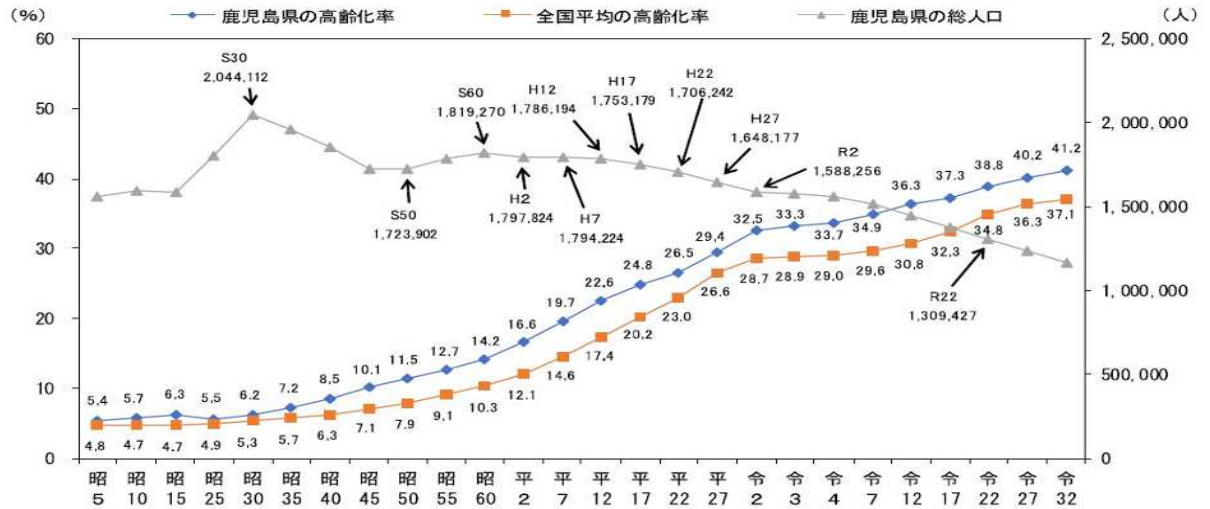
(出典: かごしま子ども未来プラン 2025)

第 27 表 本県における 15 歳未満の人口の推移



(出典：かごしま子ども未来プラン 2025)

第 28 表 高齢化率及び総人口の推移



(出典：鹿児島すこやか長寿プラン 2024)

第 29 表 高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

(単位：千世帯)

区分	年	一般世帯数	高齢世帯数			高齢単身世帯		高齢夫婦世帯		単独世帯と高齢夫婦世帯の合計	
			世帯数	一般世帯に占める割合	全国順位	一般世帯に占める割合	全国順位	一般世帯に占める割合	全国順位	一般世帯に占める割合	全国順位
鹿児島県	令和2年	726	325	44.7%	29位	16.4%	2位	14.9%	4位	31.3%	3位
	令和22年	602	304	50.5%	7位	22.5%	2位	16.1%	4位	38.6%	1位
全国	令和2年	55,705	22,655	40.7%	—	12.1%	—	11.7%	—	23.8%	—
	令和22年	50,757	22,423	44.2%	—	17.7%	—	13.5%	—	31.2%	—

(出典：鹿児島すこやか長寿プラン 2024)

第 30 表 75 歳以上の高齢者比率

(単位：%)

順位	都道府県	比率	順位	都道府県	比率
1	秋田県	19.9	9	大分県	17.6
2	高知県	19.1	10	長野県	17.5
3	島根県	18.5	11	愛媛県	17.4
4	山口県	18.4	12	青森県	17.3
5	山形県	18.0	13	富山県	17.1
6	岩手県	17.9	14	新潟県	17.1
7	和歌山県	17.8	15	鹿児島県	17.0
8	徳島県	17.7	全 国		14.8

(出典：鹿児島すこやか長寿プラン 2024)

第 31 表 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯及び後期高齢者の状況

(単位：%)

区 分	一般世帯に 占める高齢単身世 帯の割合	一般世帯に 占める高齢夫婦 世帯の割合	総人口に占める 75 歳 以上の高齢者（後期高 齢者）の割合
過疎地域	21.3	17.8	21.1
本 県	16.4	14.9	16.5
全 国	12.1	11.7	14.5

(県地域政策課による)

(注1)「過疎地域」には一部過疎は含まない。

(注2)上記数値は、令和2年国勢調査結果による。

12 医 療

本県の医療提供体制は、令和5年 10 月1日現在で全国と比較すると、病院については、人口 10 万人当たりの施設数(14.9 施設)で全国平均(6.5 施設)を大きく上回っている。

人口 10 万人当たり医師数については、県平均(298.7 人)が全国平均(274.7 人)を上回っているが、二次医療圏毎にみると、鹿児島医療圏を除き、いずれも全国平均を下回っており、最大の鹿児島医療圏と最小の曾於医療圏では 3.7 倍の格差がある。

また、出生千人当たり産科医数については、県平均が全国平均を下回り、最大の鹿児島医療圏と最小の出水医療圏では 4.7 倍の格差が生じるなど、医療施設や診療科、医療従事者が鹿児島市に集中し、地域間の格差や離島・へき地における医療提供体制の確保が課題となっている。

第 32 表 人口 10 万人当たりの病院, 診療所の状況(令和5年)

二次医療圏	概要				医療施設		
	面積(k㎡)	総人口(人)	65歳以上人口 (人)	高齢化率	病院数	一般診療所	
						うち, 一般病院	
全国	377,976	124,352,000	36,227,000	29%	6.5	5.7	84.4
県	9,187	1,548,684	511,979	33%	14.9	12.3	88.4
鹿児島	1,045	660,552	191,496	29%	15.1	13.0	93.3
南薩	865	118,108	49,558	42%	25.4	20.3	93.1
川薩	987	109,164	37,805	35%	13.7	11.0	105.3
出水	580	77,845	29,000	37%	10.3	6.4	83.5
始良・伊佐	1,371	230,671	73,386	32%	14.7	12.6	82.4
曾於	781	71,030	28,930	41%	9.9	8.4	76.0
肝属	1,323	142,866	50,157	35%	11.9	9.8	79.8
熊毛	994	37,619	14,768	39%	10.6	8.0	63.8
奄美	1,240	99,855	36,871	37%	15.0	12.0	81.1

(厚生労働省「令和5年医療施設調査」による)

(注1) 総人口及び65歳以上人口は「人口推計」及び「県推計人口」による。

(注2) 医療施設の数, 人口10万人当たりの施設数である。

第 33 表 人口 10 万人当たりの医師, 小児科医, 産科医などの状況(令和4年)(単位:人)

二次医療圏	医師数 (総数)	人口10万人 当たり 医師数	産科医数	出生千人 当たり 医師数	小児科医数	小児人口 1万人当 り 医師数	麻酔科医数	人口10万人 当たり 医師数
全国	343,275	274.7	11,833	15.4	17,781	12.3	10,350	8.3
県計	4,668	<順位> 298.7	156	<順位> 14.8	209	<順位> 10.4	141	<順位> 9.0
鹿児島	2,887	<1> 434.9	97	<1> 19.8	129	<1> 15.4	106	<1> 16.0
南薩	297	<3> 246.6	7	<5> 11.8	9	<6> 6.8	5	<5> 4.2
川薩	274	<2> 248.4	10	<4> 12.9	12	<3> 8.4	8	<2> 7.3
出水	154	<5> 195.3	2	<9> 4.2	8	<4> 8.2	5	<3> 6.3
始良・伊佐	442	<6> 190.7	13	<7> 7.5	25	<5> 7.8	4	<9> 1.7
曾於	85	<9> 117.6	2	<8> 5.1	3	<9> 3.5	2	<7> 2.8
肝属	290	<4> 199.8	11	<6> 10.6	12	<7> 6.2	5	<6> 3.4
熊毛	56	<8> 146.7	3	<3> 14.6	4	<2> 8.4	1	<8> 2.6
奄美	183	<7> 180.3	11	<2> 15.0	7	<8> 5.0	5	<4> 4.9

産

(令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計による)

13 教育

過疎地域における小・中学校の児童生徒数は, 年々減少してきており, これに伴い, 学校の小規模化がさらに進み, 児童生徒の集団活動の実施が困難になる等の諸課題に対し, 距離に関わりなく相互に情報のやりとりができるICT活用の特性や強みを生かした遠隔システムを活用した取組など, 引き続き特別な配慮が必要である。

また, 過疎地域の学校施設や, 社会教育, 文化・スポーツ, 地域コミュニティ等の生涯学習関連施設の整備は進んでいるが, 活動状況には地域差が見られることから, 引き続き, 計画的な施設の整備を図るとともに, 施設の相互の連携, 各種情報提供機能の強化など運営の充実に努めることが必要である。

第 34 表 児童生徒数の推移

区 分		昭和 45年	55年	平成 2年	12年	22年	令和 2年	
小学校	過疎地域	指数(昭和45=100)	100	59	50	37	31	27
		児童数(百人)	955	562	481	355	292	262
	本 県	指数(昭和45=100)	100	82	76	58	48	45
		児童数(百人)	1,996	1,634	1,520	1,166	956	897
	全 国	指数(昭和45=100)	100	125	99	78	74	66
		児童数(百人)	94,935	118,266	93,733	73,661	69,934	63,007
中学校	過疎地域	指数(昭和45=100)	100	52	41	34	26	21
		児童数(百人)	612	319	253	206	157	130
	本 県	指数(昭和45=100)	100	67	65	55	41	36
		児童数(百人)	1,231	826	803	680	509	449
	全 国	指数(昭和45=100)	100	108	114	87	75	68
		児童数(百人)	47,168	50,944	53,691	41,037	35,582	32,112
義務 教育 学校	過疎地域	児童数(百人)	—	—	—	—	—	2
	本 県	児童数(百人)	—	—	—	—	—	7
	全 国	児童数(百人)	—	—	—	—	—	497

(注1)各年5月1日現在

(学校基本調査による)

(注2)「過疎地域」の令和2年データには一部過疎を含まない。

「義務教育学校」は平成29年度から開設

第 35 表 複式学級数の推移

区 分	小学校						中学校						義務 教育 学校
	昭和 45年	昭和 55年	平成 2年	平成 12年	平成 22年	令和 2年	昭和 45年	昭和 55年	平成 2年	平成 12年	平成 22年	令和 2年	令和 2年
過疎地域	198	316	306	347	458	416	10	26	37	35	33	28	13
非過疎地域	53	79	82	98	86	76	0	2	4	3	0	2	2
本 県	251	395	388	445	544	492	10	28	41	38	33	30	15

(注)各年5月1日現在

(県教職員課による)

14 集 落

過疎地域が有する、都市にはない自然環境、景観、生活文化等を維持するためには、地域における最も基本的な生活圏である「集落」の維持が不可欠である。集落は、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化を維持しつつ、農地・森林の管理等を通して自然環境を守るなど、国土の適切な保全・管理に重要な役割を果たしている。

しかしながら、特に、自然的、経済的、社会的条件が不利な過疎地域の集落においては、人口減少や少子高齢化の進行により、地域コミュニティの崩壊、農地・森林の荒廃等の様々な課題に直面し、集落機能が低下しているところが見られる。

令和6年に総務省及び国土交通省が実施した「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」によると、県内の過疎地域における4,378集落のうち、65歳以上が半数以上を占める集落は、47.9%の2,096集落、相互扶助などの集落機能の維持が困難である集落は、4.3%の189集落、今後10年以内に無人化の可能性のある集落は、0.7%の30集落となっている。

このような中、地域の住民だけでは地域の課題解決等に向けた取組を行うことが困難であることから、地域住民や地域外の人材、地域コミュニティ、NPO、企業等の各種民間団体、市町村、県など多様な主体が、適切な役割分担と更なる連携・協働のもと、一体となって戦略的に集落の活性化に取り組んでいくことが重要となっている。

第36表 集落の現状

区分	全集落	65歳以上が50%以上の集落		集落機能維持困難な集落		今後無人化の可能性のある集落					
			割合		割合		割合	10年以内	割合	いずれ	割合
全国	68,506	29,018	42.4%	2,653	3.9%	3,345	4.9%	430	0.6%	2,915	4.3%
九州	15,205	6,590	43.3%	500	3.3%	742	4.9%	63	0.4%	679	4.5%
本県	4,378	2,096	47.9%	189	4.3%	291	6.6%	30	0.7%	261	6.0%

(令和6年総務省及び国土交通省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」による)

(注1)「過疎地域」とは、「全部過疎」と「一部過疎の過疎区域」に該当する地域

(注2)「集落」とは一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位として市町村が判断したもの。

地域文化については、地域の伝統の中で受け継がれてきた郷土芸能や大島紬、川辺仏壇及び薩摩焼等の工芸技術など独特の伝統文化が息づいており、歴史的建造物や世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である旧集成館などの遺産をはじめとして、多くの歴史的文化遺産も県内各地に存在している。

また、本県は、アジアをはじめ、海外との長い交流の歴史を有し、いわゆる大和文化圏と琉球文化圏との接点でもあった。

さらに、郷土の先人達は幕末期以降、積極的に西洋文化を取り入れることに情熱を注ぎ、我が国の文化芸術の発展にも大きく貢献してきた。

これらを背景に、本県では各地において多彩な文化芸術が育まれ、多様な地域、コミュニティが形成されて、人々にその地域に生きる誇りを醸成するとともに、本県の大きな魅力となっている。

しかしながら、過疎地域においては、各地に残されている多様な伝統文化が、近年、若者の流出などにより、保存・継承が困難になってきている面もあり、また、その地理的状况等から芸術文化鑑賞の機会が少なく、引き続き、伝統文化の保存・継承や芸術文化鑑賞機会の拡充等を図る必要がある。

また、県内各地に伝わる郷土芸能や伝統行事、方言等の鹿児島独自の地域文化が次世代へ継承されるとともに、地域の文化財の活用を図り、文化芸術により生み出される様々な価値を活用し、観光・まちづくりなどと連携することで、個性を生かした地域づくりを展開する必要がある。

第 37 表 指定文化財等の状況

区 分	国指定	県指定	市町村指定	合計
有形文化財	41	123	702	866
無形文化財	0	3	6	9
民俗文化財	13	92	602	707
記念物	88	107	888	1,083
伝統的建造物群保存地区	4	—	(4)	4
登録有形文化財	123	—	—	123
登録記念物	2	—	—	2
登録有形民俗文化財	0	—	—	0
登録無形民俗文化財	1	—	—	1
無形民俗文化財(選択)	25	—	—	25
計	297	325	2,198	2,820

(県文化財課による)

(注1) 令和7年4月30日現在(市町村指定は令和6年5月1日現在)

(注2) 伝統的建造物群保存地区は、市と国の選定地区が重複するため、合計件数は4件とする。

16 再生可能エネルギーの利用の推進

本県は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指している。

温室効果ガスを排出せず資源が枯渇しない再生可能エネルギーは、化石燃料に代わるエネルギーとして、自然環境に配慮するとともに、地域と共生を図りながら、引き続き導入を促進する必要がある。

特に過疎地域においては、再生可能エネルギーの導入により、地域の産業振興や雇用創出にもつながるエネルギーの地産地消の取組を進める必要がある。

第38表 再生可能エネルギー導入の推移

(単位: 発電 kW, 熱利用・燃料製造 kL)

区分	導入実績																		
	平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末		令和元年度末		令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末		
	容量	箇所数	容量	箇所数	容量	箇所数	容量	箇所数	容量	箇所数	容量	箇所数	容量	箇所数	容量	箇所数	容量	箇所数	
発電	太陽光	1,130,274	53,229	1,348,628	57,981	1,578,172	61,792	1,700,673	65,632	1,981,963	70,077	2,225,174	74,072	2,307,721	77,152	2,439,374	80,501	2,521,360	83,638
	風力	263,820	158	263,820	158	262,520	157	262,520	157	266,539	156	270,989	157	270,998	158	221,888	119	221,888	119
	水力	258,369	48	261,719	51	263,030	55	263,523	59	263,523	59	263,973	60	264,526	62	264,575	63	264,575	63
	うち、小水力	9,249	27	10,609	29	11,920	33	12,413	37	12,413	37	12,813	38	13,416	40	13,465	41	13,465	41
	地熱	61,680	4	61,680	4	66,670	5	66,795	6	66,795	6	66,920	7	66,920	7	67,190	8	67,190	8
	うち、P'イナバー	1,580	1	1,580	1	6,570	2	6,695	3	6,695	3	6,820	4	6,820	4	7,090	5	7,090	5
	バイオマス	90,000	13	90,000	13	90,000	13	139,000	14	139,045	15	141,285	16	143,275	17	143,275	17	143,625	17
	海洋エネルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熱利用	太陽熱	43,566	225,071	43,697	226,118	43,840	227,024	43,940	227,573	44,027	228,045	44,098	228,489	44,172	228,816	44,230	229,337	44,310	229,848
	バイオマス熱	124,726	34	107,956	37	124,523	36	128,047	36	115,300	37	100,996	35	122,470	33	165,482	38	153,184	36
	温泉熱			-	-	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0
	地中熱			189	8	182	7	182	7	182	7	291	8	291	8	291	8	291	8
バイオマス燃料製造	454	9	179	7	212	6	188	6	152	6	112	6	94	6	78	6	65	6	

(県エネルギー対策課による)

第2節 過疎地域持続的発展の基本的な方向

1 過疎地域持続的発展の基本的方向

(1) 目 標

本県は、43市町村のうち42市町村が過疎地域市町村であり、県土の大半が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用を受ける地域となっている。

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保、その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支えている。

本県の過疎地域において、国、県、関係市町村等の緊密な連携のもとに、総合的かつ計画的に対策を実施し、持続可能な地域社会の実現及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図り、人と恵み豊かで多彩な自然、地域の様々な人と人が共生する中で、過疎地域に住む一人ひとりが地域に誇りと希望を持って、生涯にわたって安心して暮らし続けることができる地域社会の構築を目標とする。

(2) 基本方針

ア 産業の振興と雇用の創出・拡大

農林水産業をはじめ、本県の主要な産業においては、付加価値額の向上が課題である。基幹産業である農林水産業や観光関連産業、技術力の高い製造業等の「稼ぐ力」の向上に取り組み、経済を持続的に発展させることで、県民所得の向上を図る必要がある。

このため、本県の基幹産業である農林水産業については、「人づくり・地域づくりの強化」「生産・加工体制の強化、付加価値の向上」「販路拡大・輸出拡大」を3本柱として、たゆみない取組を進め、農林漁業者の所得が上がり、後継者が確保され、地域が活性化する「好循環」の実現に取り組む。

同じく基幹産業の観光関連産業については、本県の多彩な魅力を戦略的に活用し、国内外から誘客するとともに、魅力ある癒やしの観光地づくりや観光客の受入体制整備等を推進する。

また、製造業については、IoT、AIなどの革新的技術の導入、高度な技術を持った人材の育成、研究開発等により、中小企業等の生産性向上や競争力強化、産業の高付加価値化を図るとともに、企業誘致の積極的な展開や起業の促進、中小企業等の新分野への進出の支援等により、雇用の創出・拡大等を図る。

イ 交通施設の整備，交通手段の確保

南北 600km にわたる広大な県土と多くの離島を有する本県にとって，交通施設の整備，交通手段の確保は，過疎地域の持続的発展を図る上で，必要不可欠である。

このため，高速道路，新幹線，航空路，航路等の広域幹線交通網の一体的な整備の促進や，県内各都市間を結ぶ道路，県内各地から空港・港湾など主要な交通拠点へのアクセス道路等，県内を縦横に連結する幹線道路網や生活道路の整備を図る。併せて，円滑な地域交通を確保するためのバス，鉄道，船舶等による交通確保対策を講じるとともに，コミュニティバス・デマンド交通など地域の実情に合わせた移動手段が確保されるよう努める。

ウ 地域におけるデジタル化の推進

過疎地域においては，持続可能な地域社会の実現に向け，様々な可能性を活用して地域コミュニティの課題の解決に取り組む必要があり，中でも，ICTインフラの活用は不可欠である。

このため，デジタル化の推進については，県民の誰もがICTの恩恵を享受できる社会全体のデジタル化を進めるため，光ファイバや携帯電話等，各種の情報通信ネットワークの整備を促進する。

また，デジタル化に対応できる人材の育成や情報通信ネットワークの効果的・効率的な利活用など地域間・県民の間で格差のないデジタル化の環境づくりに取り組む。

エ 誰もが安心して暮らし，活躍できる社会の形成

結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の実現などに取り組み，これらを基盤として，高齢者や女性，障害者，子どもなど，誰もが安心して暮らし，活躍できる社会の形成を図る必要がある。

このため，高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立し，社会参画しながらかつ尊厳を持って安心して暮らしていけるよう，健康づくりと社会参加の推進や認知症施策の推進，介護予防，介護人材の育成・確保及び介護現場の生産性向上等に取り組む。

性別にかかわらず，個性と能力を発揮し，生き生きと活躍する環境づくりを推進するため，男女共同参画社会の形成に向けた取組や誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備等に取り組む。

障害者が生き生きと活躍できる環境づくりを推進するため，障害福祉サービス等の提供体制の整備や，社会参加の促進，雇用環境の整備・雇用機会の確保促進，バリアフリーに配慮した生活環境の整備等に取り組む。

外国人が地域社会と共生し、安心して暮らせる環境づくりを推進するため、多言語による分かりやすい情報提供や生活相談への対応、日本語学習への支援、異文化理解・交流の促進に取り組む。

子育て世代が安心して子育てできる環境整備を推進するため、子育ての経済的負担の軽減や地域における子育ての支援、社会全体で子育てを応援する気運の醸成等に取り組む。

オ 人材の確保・育成，地域づくりの推進，地域文化の振興

過疎地域の持続的発展を図るためには、地域を支える人材、新たな未来を切り拓いていく人材の確保・育成が重要であり、鹿児島で生まれ育った若者が、ふるさとに誇りを持てる郷土教育の充実を図り、若年者等の県内定着を促進する。

あわせて、地域活動において中心的な役割を担う人材の育成や移住・交流の促進、地域おこし協力隊支援、関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域課題の解決のための取組を推進する。

また、郷土芸能や伝統行事、史跡等の歴史・文化の保存・継承を図るとともに、これらを生かした観光振興や地域づくりに取り組む。

カ 再生可能エネルギーの利用の推進

本県は、豊富な温泉資源、森林資源、広大な海域、長い海岸線などの自然条件を始め、畜産業などの農林水産業が盛んであることなどから、多様で豊かな再生可能エネルギー資源が存在している。

県ではこの恵まれた資源を最大限活用して、自然環境に配慮するとともに、地域との共生を図りながら、再生可能エネルギーの導入を積極的に促進していく。

(3) 施策を推進するにあたっての観点

ア 地域自らの創意工夫による、持続可能な地域づくり

魅力ある地域社会を形成していくためには、そこに住む人々が誇りと愛着をもって、地域自らの創意工夫により主体的に取り組むことが必要である。

また、人口減少・少子高齢化の進行により、買い物環境の確保、地域交通の確保、集落の維持・活性化などが大きな課題となっている。これらの課題を克服するためには、地域課題の解決等に向けて多様な主体が協働して取り組む「コミュニティ・プラットフォーム(地域運営組織)」の形成とその主体的取組の促進、「集落ネットワーク圏(小さな拠点)」による複数の集落の広域連携、機能の再編による集落機能の確保が重要である。

イ 共生・協働による地域社会づくり

持続可能な地域社会づくりを行うためには、行政だけでなく、地域コミュニティ、NPO、企業など多様な主体が連携・協力して、それぞれの特性を生かし、役割を最大限に発揮しながら、地域課題の解決等に取り組むことが必要である。

ウ 広域的・戦略的視点に立った事業の実施

過疎地域の持続的発展のための施策を効果的に推進するためには、市町村単位での事業の実施を基本に置きつつ、過疎市町村間や過疎市町村と近隣市町村との連携等の強化を図り、一つの市町村の区域を越える広域的な観点に立った事業の実施を図る必要がある。

また、限られた財源等の効果的活用のためには、重点的・戦略的な取組が不可欠であることから、民間活力の積極的な活用も図りながら、地域の特性を生かした各種の施策、事業を積極的に推進する必要がある。

2 地域別持続的発展の基本的方向

過疎地域の持続的発展を図るためには、持続的発展の基本的方向に基づき、各地域ごとに、市町村や関係機関・団体等と連携・協働して地域の特性を生かした取組を進める必要がある。

(1) 鹿兒島地域

農林水産業については、地域の特性を生かした軟弱野菜、果樹等の都市近郊型農業の推進、早掘りたけのこ等の特用林産物の産地づくりの推進、栽培漁業や資源管理型漁業の推進、漁港・漁場の整備の推進を図る。

地場産業については、薩摩焼等の伝統を生かした特色ある地場産業の育成と多様な地域資源等を生かした新たな産業の創出を図るとともに、産学官連携、異業種交流等を推進する。

企業立地については、企業の立地動向やニーズを見極めながら、重点分野である「食品・電子・自動車」に加え、今後成長が期待される「環境・新エネルギー分野」や「情報通信関連分野」等の立地を促進するとともに、IoT・AIなどのデジタル技術導入による生産性向上や事業継続、事業承継の促進などを図ることにより、域内企業の成長を支援する。また、内発型の産業振興を図るため、企業等の新事業・新産業分野への参入や起業に向けた機運の醸成・事業化への取組、規模拡大等による立地を支援する。

情報通信産業については、先端技術に関し、県内企業への普及啓発や導入促進を図るとともに、IT企業の新産業創出に向けた取組への支援、高度技術者の育成等を図る。

観光については、桜島・錦江湾、吹上浜、特色ある島々といった自然環境、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」、日本遺産といった歴史・文化など、様々

な資源を活用した観光地づくりを推進する。また、教育旅行やスポーツキャンプ・合宿の誘致や鹿児島港マリポートかごしま等へのクルーズ船の誘致、国内外に向けた積極的な誘客宣伝等に取り組む。

交通については、広域的な交流促進や連携を図るため、南九州西回り自動車道及び鹿児島東西幹線道路の調査・整備を促進するとともに、幹線道路、生活道路の整備などを進める。

さらに、バス路線等公共交通機関の維持・確保、三島村や十島村と本土を結ぶ航路の安定的な運航の確保に努める。

生活環境の整備については、公営住宅の整備、水道や生活排水処理施設の整備促進など、住宅・生活環境を整備する。

その他、「共生・協働の地域社会づくり」を推進するため、その担い手となる地域コミュニティやNPO等の活動の活性化を図る。

自然条件が特に厳しい三島村、十島村においては、離島航路の安定的確保、保健医療・高齢者福祉等の確保を図るとともに、畜産(肉用牛)等の農業や水産業等の地域特性を生かした産業の振興を図る。

(2) 南薩地域

農林水産業については、南薩畑地かんがい地域を中心とした野菜、果樹、花き、茶等の産地づくりを進めるとともに、栽培漁業や資源管理型漁業の推進、漁港・漁場の整備の推進を図る。

地場産業については、伝統的工芸品等の製造技術の伝承と高度化、異業種交流・農商工連携、各種の豊富な地域資源等を生かした新たな産業の創出等に努める。

企業立地については、企業の立地動向やニーズを見極めながら、重点分野である「食品・電子・自動車」に加え、今後成長が期待される「環境・新エネルギー分野」や「情報通信関連分野」等の立地を促進するとともに、IoT・AIなどのデジタル技術導入による生産性向上や事業継続、事業承継の促進などを図ることにより、域内企業の成長を支援する。また、内発型の産業振興を図るため、企業等の新事業・新産業分野への参入や起業に向けた機運の醸成・事業化への取組、規模拡大等による立地を支援する。

情報通信産業については、先端技術に関し、県内企業への普及啓発や導入促進を図るとともに、IT企業の新産業創出に向けた取組への支援、高度技術者の育成等を図る。

観光については、開聞岳、薩南海岸県立自然公園、南さつま海道八景など豊かな自然や良好な景観、特色のある歴史的資源等を生かした観光地を整備するとともに、サイクルツーリズムの推進や、他の地域と連携した広域周遊観光ルートの確立等を図るなど、「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源をテーマとした滞在型観光等を推進する。また、観光列車への手振り等、住民参加のおもてなしの各種取組を官民一体となって広域的に展開するとともに、国内外に対する誘客宣伝等に積極的に取り組む。

交通については、JR 指宿枕崎線の活性化に向けた検討や国道 226 号等の整備を推進するとともに、幹線道路、生活道路の整備などを進める。また、バス路線等

公共交通機関の維持・確保に努める。

生活環境の整備については、公営住宅の整備、水道や生活排水処理施設の整備促進など、住宅・生活環境を整備する。

その他、「共生・協働の地域社会づくり」を推進するため、その担い手となる地域コミュニティやNPO等の活動の活性化を図る。

(3) 北薩地域

農林水産業については、米、茶、野菜、果樹、花き、畜産、特用林産物等の産地づくりを促進するとともに、スギ、ヒノキの人工林を活用した森林資源の循環利用の推進、栽培漁業や資源管理型漁業の推進、漁港・漁場の整備の推進、養殖業の振興を図る。また、既存の農畜産物や水産物の食品加工業の振興を図るとともに、新たな特産品の開発、流通販売対策の強化を図る。

地場産業については、多様な農林水産資源を生かした産業の振興を図るとともに、工芸品製造など伝統のある産業の販路拡大等を促進する。

企業立地については、企業の立地動向やニーズを見極めながら、重点分野である「食品・電子・自動車」に加え、今後成長が期待される「環境・新エネルギー分野」や「情報通信関連分野」等の立地を促進するとともに、IoT・AIなどのデジタル技術導入による生産性向上や事業継続、事業承継の促進などを行うことにより、域内企業の成長を支援する。また、内発型の産業振興を図るため、企業等の新事業・新産業分野への参入や起業に向けた機運の醸成・事業化への取組、規模拡大等による立地を支援する。

情報通信産業については、先端技術に関し、県内企業への普及啓発や導入促進を図るとともに、IT企業の新産業創出に向けた取組への支援、高度技術者の育成等を行う。

観光については、北薩の豊かな食、自然、環境等多彩な魅力の掘り起こしを行うとともに、人や自然環境とのふれあいなど交流的な要素を取り入れた体験型観光等を促進し、良好な景観、甕島国定公園をはじめとした豊かな自然環境や豊富な食材など特色ある資源を生かした広域的な観光地づくりを推進する。また、九州新幹線や肥薩おれんじ鉄道、南九州西回り自動車道、北薩横断道路の活用と併せて、隣接する熊本県や県内他地域との連携を図りながら、地域全体が一体となった情報発信に取り組む。

交通については、肥薩おれんじ鉄道の利用促進を図るとともに、南九州西回り自動車道及び北薩横断道路、幹線道路、生活道路の整備等を進める。また、長崎、熊本、鹿児島県の3県にまたがる九州西岸地域における多様なネットワークの形成による交流・連携機能の強化を図る。

さらに、バス路線等公共交通機関の維持・確保、甕島や獅子島と本土を結ぶ航路の安定的な運航の確保に努める。

生活環境の整備については、公営住宅の整備、水道や生活排水処理施設の整備促進など、住宅・生活環境を整備する。

その他、「共生・協働の地域社会づくり」を推進するため、その担い手となる地域コミュニティやNPO等の活動の活性化を図る。

(4) 始良・伊佐地域

農林水産業については、地域の特性を生かした園芸、茶、米、畜産等の産地づくりや、スギ・ヒノキの産地化、早掘りたけのこ、しいたけ等を中心とする特用林産物の生産振興等を進める。

地場産業については、県工業技術センターなどの公設試験研究機関や大学・工業高等専門学校などの教育機関、産業支援機関との連携した支援により、企業が有する独自の技術やノウハウ、温泉、黒酢、シラスなどの地域特有の資源や風土などの強みを生かした研究開発・製品開発等を推進する。

企業立地については、企業の立地動向やニーズを見極めながら、重点分野である「食品・電子・自動車」に加え、今後成長が期待される「環境・新エネルギー分野」や「情報通信関連分野」等の立地を促進するとともに、IoT・AIなどのデジタル技術導入による生産性向上や事業継続、事業承継の促進などを図ることにより、域内企業の成長を支援する。また、内発型の産業振興を図るため、企業等の新事業・新産業分野への参入や起業に向けた機運の醸成・事業化への取組、規模拡大等による立地を支援する。

情報通信産業については、先端技術に関し、県内企業への普及啓発や導入促進を図るとともに、IT 企業の新産業創出に向けた取組への支援、高度技術者の育成等を図る。

観光については、多様な観光ニーズに合わせ、地域資源を生かした魅力的な観光ルートや体験メニューの更なる磨き上げを行うとともに、各交通機関から観光地までの二次交通問題の解消に向けた取組を進めることにより、地域の周遊を促進する。また、肥薩線やリニューアルされた霧島神宮駅等を活用した地域振興及び観光振興に関する取組を促進する。

さらに、観光情報等について、鹿児島空港を地域情報の発信の場として積極的に活用するとともに、インターネットやSNS等を活用して多言語で情報発信するなど効果的かつ持続的なPRを展開するほか、受入体制の充実を図ることにより、国内外からの誘客を促進する。

交通については、広域的な交流促進や連携を図るため、東九州自動車道の整備を促進するとともに、北薩横断道路の調査・整備、幹線道路、生活道路の整備などを進める。また、バス路線等公共交通機関の維持・確保に努める。

生活環境の整備については、公営住宅の整備、水道や生活排水処理施設の整備促進など、住宅・生活環境を整備する。

その他、「共生・協働の地域社会づくり」を推進するため、その担い手となる地域コミュニティやNPO等の活動の活性化を図る。

(5) 大隅地域

農林水産業については、米、野菜、果樹、花き、茶、畜産、シキミ、サカキ、しいたけ等の産地づくりを促進するとともに、スギ・ヒノキ材を活用した森林資源の循環利用の推進、栽培漁業や資源管理型漁業の推進、漁港・漁場の整備の推進、魚類養殖業の振興を図る。

地場産業については、農商工連携を促進し、内発型企業の育成、マーケティング支援、食品加工など関連する二次産業の振興を図る。

企業立地については、企業の立地動向やニーズを見極めながら、重点分野である「食品・電子・自動車」に加え、今後成長が期待される「環境・新エネルギー分野」や「情報通信関連分野」等の立地を促進するとともに、IoT・AIなどのデジタル技術導入による生産性向上や事業継続、事業承継の促進などを図ることにより、域内企業の成長を支援する。また、内発型の産業振興を図るため、企業等の新事業・新産業分野への参入や起業に向けた機運の醸成・事業化への取組、規模拡大等による立地を支援する。

情報通信産業については、先端技術に関し、県内企業への普及啓発や導入促進を図るとともに、IT企業の新産業創出に向けた取組への支援、高度技術者の育成等を図る。

観光については、大隅地域固有の食・自然・環境等多彩な魅力の掘り起こし、きめ細やかな体験コンテンツの設定、磨き上げを行い、様々な切り口で国内外に発信し、大隅地域のイメージアップ、認知度向上を図る。

また、特色ある地域資源や東九州自動車道や都城志布志道路、大隅縦貫道等の広域交通ネットワーク、薩摩半島と結ぶ各種フェリー、志布志と大阪を結ぶさんふらわあ等の交通基盤を活用した広域的な観光ルートの形成等を進めるとともに、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、サイクルツーリズム等、地域資源を生かした体験型観光等を推進する。さらに、スポーツキャンプの誘致や、多様化する観光の形態を踏まえたマイクロツーリズムや「旅育」等の新しい旅の提案などにより、誘客促進に取り組む。

その他、内之浦宇宙空間観測所の整備充実を促進するほか、宇宙を身近に感じられる同観測所との連携を深め、宇宙開発に関する普及啓発や交流人口の拡大を図る。

交通については、広域的な交流促進や連携を図るため、東九州自動車道の調査・整備を促進するとともに、大隅縦貫道の調査・整備、幹線道路、生活道路の整備などを進める。また、志布志港においては、南九州地域の国際物流拠点として、外貿コンテナ・バルク貨物等の国際的な流通に対応する施設の機能強化を図る。さらに、バス路線等公共交通機関の維持・確保に努める。

生活環境の整備については、公営住宅の整備、水道や生活排水処理施設の整備促進など、住宅・生活環境を整備する。

その他、「共生・協働の地域社会づくり」を推進するため、その担い手となる地域コミュニティやNPO等の活動の活性化を図る。

(6) 熊毛地域

農林水産業については、さとうきびやさつまいもを中心に米、野菜、果樹、特用林産物等の産地づくりを進めるとともに、漁港・漁場の整備や栽培漁業・資源管理型漁業を推進する。

地場産業については、地域の特色ある農林水産資源を生かした産業や地域の優位性に焦点を当てた産業振興を推進する。

企業立地については、企業の立地動向やニーズを見極めながら、重点分野である「食品・電子・自動車」に加え、今後成長が期待される「環境・新エネルギー分野」

や「情報通信関連分野」等の立地を促進するとともに、IoT・AIなどのデジタル技術導入による生産性向上や事業継続、事業承継の促進などを図ることにより、域内企業の成長を支援する。また、内発型の産業振興を図るため、企業等の新事業・新産業分野への参入や起業に向けた機運の醸成・事業化への取組、規模拡大等による立地を支援する。

さらに、地域の特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業や、地理的制約を受けにくい情報通信関連産業など産業振興及び企業立地の促進を図るとともに、起業に向けた機運の醸成や新事業への展開、規模拡大及び販路開拓・拡大を促進する。

情報通信産業については、先端技術に関し、県内企業への普及啓発や導入促進を図るとともに、IT企業の新産業創出に向けた取組への支援、高度技術者の育成等を図る。

観光については、豊かな自然環境、特色ある資源や施設を生かして、新たな観光スポットの整備や既存の観光施設の機能向上とともに、マリンスポーツ等の健康・癒しのプログラムやグリーン・ツーリズム、エコツーリズム等の滞在型観光等を推進し、人と自然環境が共生する個性豊かな観光地づくりを進める。

また、種子島宇宙センターや世界自然遺産の国際的な知名度を生かしながら、種子島・屋久島両島が一体となった広域的な観光ルートの形成を進めるとともに、世界自然遺産である屋久島及び奄美・徳之島や、世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産」との広域連携による観光振興に取り組む。

さらに、今後の屋久島空港滑走路延伸を見据え、関係機関と連携して誘客や受入体制の強化等に取り組む。

加えて、ジェットチャーター便やクルーズ船の誘致、各種媒体の活用や島外でのPR活動等による広報宣伝に取り組む。

その他、ロケット打上げ関連産業を振興するため、関係機関と連携し、港湾施設や空港、道路などのインフラ整備の充実を図るほか、JAXA や現地の関連企業と継続的に意見交換・情報交換を行いながら、射場の利活用促進、宇宙ビジネスの創出などにつなげられるよう努める。

交通については、バス路線等公共交通機関の維持・確保、圏域と本土及び各島間を結ぶ航路の安定的な運航の確保、航空路の維持・充実に努めるとともに、港湾や空港の整備、幹線道路、生活道路の整備などを進める。

生活環境の整備については、公営住宅の整備、水道や生活排水処理施設の整備促進など、住宅・生活環境を整備する。

また、「共生・協働の地域社会づくり」を推進するため、市町における協働の取組の情報を共有し、「共生・協働の地域社会づくり」の意義や熊毛地域各地での各種団体の活動状況等について情報発信することにより、その担い手となる地域コミュニティやNPO等の活動の活性化を図る。

(7) 奄美地域

農林水産業については、さとうきびを基幹作物に、畜産、園芸などを組み合わせた競争力のある産地の形成、イタジイ等有用広葉樹の育成・活用、ソテツ等の特用林産物の生産振興、漁港・漁場の整備や栽培漁業・資源管理型漁業の推進、養殖

業の振興等を図る。

地場産業については、伝統的工芸品である大島紬をはじめとする商工業及び豊かな農林水産物を活用した地域産業の振興に努めるとともに、地域資源を生かした産業の振興や地域の産業を支える人材の育成、起業化・新事業の創出を推進する。

企業立地については、付加価値・生産性の向上や新産業分野への参入、販路開拓、人材確保・育成等の支援を行う。また、特色ある農林水産資源を生かした食品関連産業、地理的制約を受けにくい情報通信関連産業、大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

情報通信産業については、先端技術に関し、県内企業への普及啓発や導入促進を図るとともに、IT企業の新産業創出に向けた取組への支援、高度技術者の育成等を図る。

観光については、地域の特性を踏まえ、多様で豊かな自然や、島々ごとに異なる個性的な伝統・文化等の地域資源を有効に活用し、奄美ならではの海洋レクリエーションや自然観察など奄美らしい体験・滞在型観光プログラムづくりを促進するとともに、沖縄県との連携等の充実を図りながら、人と自然環境が共生する癒やしあふれる質の高い観光地づくりを推進する。また、世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの活用や屋久島との連携、世界遺産を活かし、地域の実情に応じたクルーズ船の誘致に取り組み、オーバーツーリズムとならないようレスポンシブルツーリズム（責任ある観光）の考えに基づいた観光施策を展開するほか、冬でも温暖な気候を活かしたスポーツ合宿・キャンプ等の誘致等を推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化を図る。

交通については、隔絶性の緩和、各島における生活圏の一体的な形成を図る道路、港湾、空港の整備を進めるとともに、バス路線等公共交通機関の維持・確保、圏域と本土及び各島間を結ぶ航路の安定的な運航の確保、航空運賃の軽減等を含めた航空路の維持・充実に努める。道路については、国道 58 号の整備を推進するとともに幹線道路、生活道路の整備などを進める。また、大島本島南部地域における離島航路の維持改善、道路・港湾の整備など、総合的な交通ネットワークの整備促進を図る。

生活環境の整備については、公営住宅の整備、水道や生活排水処理施設の整備促進など、住宅・生活環境を整備する。

また、「奄美群島自然共生プラン」に基づき、奄美群島の貴重で特有な自然環境とそれに育まれた文化などを背景に、エコツーリズムの推進、希少野生動植物をはじめとする豊かな自然環境の保全など人と自然が共生する地域づくりを進めるとともに、世界自然遺産としての価値の維持を目指す。

その他、「共生・協働の地域社会づくり」を推進するため、その担い手となる地域コミュニティやNPO等の活動の活性化を図る。

第3節 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

社会・経済の広域化に伴い、過疎地域において、その持続的発展のためには、県内各地との有機的な連携を促進し、交流・連携の活発化を図るとともに、既存の

行政単位の枠を越えた広域的な観点からの施策の展開が必要になっている。

今後、過疎地域の持続的発展を図るため、「かごしま未来創造ビジョン」や「地域振興の取組方針」、「鹿児島県第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、「半島振興計画」や「離島振興計画」、「奄美群島振興開発計画」、「特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」のほか、連携中枢都市構想に基づく「連携中枢都市圏ビジョン」や定住自立圏構想に基づく「定住自立圏共生ビジョン」など各地域の振興計画の推進において、過疎地域の位置付けや機能分担を考慮し、計画相互間の連携を図りつつ、広域的かつ総合的な施策の実施に努めるものとする。

〔参考①〕 本県における主な広域的な計画

	策定年度	期間	関係市町村
かごしま未来創造ビジョン(改訂版)	令和3年度	概ね10年	県全域(全市町村)
地域振興の取組方針(改訂版)	令和4年度	概ね10年	各地域振興局・支庁管内市町村
第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂版)	令和5年度	令和2年度～令和9年度	県全域(全市町村)
半島振興法			
薩摩半島振興計画	平成27年度	平成27年度～令和6年度	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
大隅半島振興計画	平成27年度	平成27年度～令和6年度	鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町 宮崎県日南市、串間市
離島振興法			
鹿児島県離島振興計画	令和5年度	令和5年度～令和14年度	鹿児島市、三島村、十島村、出水市、薩摩川内市、長島町、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
奄美群島振興開発特別措置法			
奄美群島振興開発計画	令和6年度	令和6年度～令和10年度	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和台町、知名町、与論町
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法			
鹿児島県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画	令和3年度	令和4年度～令和8年度	薩摩川内市、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、三島村、十島村
連携中枢都市圏構想			
鹿児島連携中枢都市圏ビジョン	令和4年度	令和5年度～令和8年度	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、始良市
定住自立圏構想			
薩摩川内市定住自立圏共生ビジョン	令和6年度	令和7年度～令和11年度	薩摩川内市
大隅定住自立圏共生ビジョン	令和5年度	令和6年度～令和10年度	鹿屋市、垂水市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
都城広域定住自立圏共生ビジョン	令和6年度	令和7年度～令和11年度	宮崎県都城市、三股町 鹿児島県曾於市、志布志市
南さつま市定住自立圏共生ビジョン	令和2年度	令和3年度～令和7年度	南さつま市
指宿市定住自立圏共生ビジョン	令和2年度	令和3年度～令和7年度	指宿市

〔参考②〕 本県における地域振興法（5法）による各地域区分

法律		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	半島振興法	離島振興法	奄美群島振興開発特別措置法	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法
県の方針・計画等		過疎地域持続的発展方針	半島振興計画	離島振興計画	奄美群島振興開発計画	鹿児島県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画
期限		令和12年度	令和6年度	令和14年度	令和10年度	令和8年度
鹿児島	鹿児島市	— ※桜島町は、6年間（令和3～8年度）の経過措置	東桜島地区（野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町）、桜島町、喜入町、松元町、郡山町	桜島町の新島	—	—
	日置市	東市来町、日吉町、吹上町	●	—	—	—
	いちき串木野市	●	●	—	—	—
	三島村	●	—	●	—	●
	十島村	●	—	●	—	●
南薩	枕崎市	●	●	—	—	—
	指宿市	●	●	—	—	—
	南さつま市	●	●	—	—	—
	南九州市	●	●	—	—	—
北薩	阿久根市	●	—	—	—	—
	出水市	野田町	—	出水市の桂島	—	—
	薩摩川内市	樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村	—	里村、上甑村、下甑村、鹿島村	—	甑島列島
	さつま町	●	—	—	—	—
	長島町	●	—	東町の獅子島	—	—
始良・伊佐	霧島市	横川町、牧園町、霧島町、福山町	—	—	—	—
	伊佐市	●	—	—	—	—
	始良市	蒲生町	—	—	—	—
	湧水町	●	—	—	—	—
大隅	鹿屋市	輝北町、吾平町	●	—	—	—
	垂水市	●	●	—	—	—
	曾於市	●	●	—	—	—
	志布志市	●	●	—	—	—
	大崎町	●	●	—	—	—
	東串良町	●	●	—	—	—
	錦江町	●	●	—	—	—
	南大隅町	●	●	—	—	—
	肝付町	●	●	—	—	—
熊毛	西之表市	●	—	●	—	●
	中種子町	●	—	●	—	●
	南種子町	●	—	●	—	●
	屋久島町	●	—	●	—	●
大島	奄美市	●	—	—	●	—
	大和村	●	—	—	●	—
	宇検村	●	—	—	●	—
	瀬戸内町	●	—	—	●	—
	龍郷町	●	—	—	●	—
	喜界町	●	—	—	●	—
	徳之島町	●	—	—	●	—
	天城町	●	—	—	●	—
	伊仙町	●	—	—	●	—
	和泊町	●	—	—	●	—
	知名町	●	—	—	●	—
	与論町	●	—	—	●	—
	計	42団体	16団体	10団体	12団体	7団体

（注）「●」は、団体全域が対象

第2章 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成

第1節 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成の方針

都市部の若い世代を中心にした地方移住への関心の高まりや、テレワークの普及、二地域居住といった新たな暮らし方の広がりなどの動きをしっかりと捉え、移住の促進、地域おこし協力隊制度や特定地域づくり事業協同組合制度の活用など、新しい人の流れを創出するための取組を推進する。

また、地域の担い手が少なくなっている地域において、担い手の確保や地域住民との交流による新たな価値の創出につなげるため、地方に関心を有する都市住民等と県内地域との関わりを深める機会の提供など、関係人口の創出・拡大の取組を推進する。

これからの地域づくりの担い手として、地域住民だけでなく、移住者や地域外の人材を含めて、地域内外の担い手を広くつなぎとめ、活用していくことが重要であり、地域づくりの中心的な役割を担う人材の育成や、NPOや大学等との連携・交流等を推進する。

さらに、鹿児島で生まれ育った若者が、ふるさとに誇りを持てる郷土教育の充実を図る。

あわせて、かごしま故郷人財確保・育成プロジェクトの推進など、若年者等の県内定着を図る。

第2節 移住・定住・地域間交流の促進

1 移住・定住の促進

大都市圏等から本県への人の流れをつくるため、本県の魅力や暮らし、各市町村の地域特性や移住支援制度、先輩移住者の体験談などを全国に向け広く情報発信する。また、移住・交流相談員を東京のふるさと回帰支援センター内に配置するとともに、移住・交流セミナーの開催や移住・交流イベントへ出展を行うほか、移住検討者の現地での情報収集等、移住のための活動を支援するなど、本県への移住に向けた気運醸成を図る。

あわせて、市町村と連携しつつ、都市部の若者等に地域の暮らしを体感する機会を提供する取組を行うなど、県外からの移住・交流を促進する。

2 地域おこし協力隊制度等の活用

地域おこし協力隊制度を活用する市町村の取組を支援するとともに、地域おこし協力隊員の効果的な活動や隊員間のネットワークの形成、隊員の更なる活動の推進や、任期終了後の定着等に向けた取組を支援する。

また、人口急減地域において、地域内の複数の仕事を組み合わせて年間を通

じた仕事を創出する特定地域づくり事業協同組合制度については、地域づくりの担い手確保に有効な制度であり、専門家を派遣するなど、事業主体である協同組合の設立・運営を支援するとともに、同制度の周知等に取り組む。

3 空き家対策の推進

県、市町村及び空き家対策に関連する専門家団体で構成する「かごしま空き家対策連携協議会」において、空き家対策に取り組む市町村を支援するなど、総合的な空き家対策を推進する。

空き家活用に取り組む人材育成をテーマに、NPO法人等の幅広い参加型で空き家活用策（地域住民とのワークショップ）を実施して、地域活性化に資する空き家活用の取組を情報発信しつつ、空き家活用の促進を図る。

4 地域間交流の促進

地域の担い手が少なくなっている地域において、担い手の確保や地域住民との交流による新たな価値の創出につなげるため、地方に関心を有する都市住民等と県内地域との関わりを深める機会の提供など、関係人口の創出・拡大に取り組む。

地域の豊かな自然環境や美しい景観、貴重な歴史・文化遺産、人情味あふれる地域社会などの地域資源を生かしながら、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなど都市と農村・漁村との交流を推進するとともに、観光地でのテレワークの活用など、働きながら休暇を取るワーケーションを促進する。

第3節 担い手となる人材育成

1 地域リーダー等の育成・支援

地域のニーズや資源を踏まえながら、魅力的な個性ある地域づくり及び地域活動に積極的に取り組むリーダーやコーディネーター等の育成を図るとともに、市町村やNPO等と連携し、地域リーダー育成に関する連絡・調整を活発にすることで、地域リーダー同士のネットワークが形成できるよう支援する。

また、地域住民の現状や地域の実情を把握する「集落点検」及び「話し合い」活動を着実に取り組むことによる住民主体の支え合い活動の活性化につなげるため、集落支援員など集落での活動の中核的な人材の発見・育成等を促進する。

2 次世代をリードする人材の確保・育成

若年者等の県内定着を図るため、鹿児島で生まれ育った若者が、ふるさとに誇りを持てる郷土教育の充実を図るとともに、都会には無い鹿児島で働き暮らすことのメリットの発信や、地元で働き暮らすこと、地元へ貢献することの意義についての啓発、県内企業・産業の魅力発信に取り組む。

また、地域において、異年齢集団での様々な体験活動などを通して、子どもたちの思いやりの心や自律心を育む取組を推進するとともに、鹿児島島の豊かな自然、歴史、文化、産業などを生かした郷土教育の推進により、鹿児島島の素晴らしさに気付き、誇りをもつとともに、郷土を愛する態度を育み、地域の発展に貢献する青少年を育成する。

その他、地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成のための活動を推進し、地域を支える人材を育成する。

第3章 産業の振興

第1節 産業振興の方針

近年、国際化やICT等の進展により、社会経済のあらゆる分野で国際間・地域間競争が激しさを増しており、創造性にあふれ、高い技術力等を備えた力強い産業の育成・振興や産業間の連携強化が求められている。

本県の温暖な気候や広大な海域、豊富な森林資源等を生かし、「食料供給基地」の形成を目指して、農林水産業の振興を図る必要がある。

また、これまでの産業や技術の集積及び地域資源を生かしながら、情報通信技術の進展など社会経済の変化や、県民ニーズの多様化等に対応した工業、商業・サービス業の振興を図る必要がある。

さらに、価値観の変化や持続可能な観光に対する更なる高まりにより、観光客のニーズや旅行形態等が個性化・多様化してきており、これらに対応した多彩で魅力ある観光地づくりを進める必要がある。

産業の振興による安定した雇用及び所得の確保が人口、特に若年者の流出を防止し、地域の持続的発展を図るために最も重要な施策であることに配意しつつ、様々な分野の産業が、その特性を生かして相互に調和・連携し、国際化や情報化等に対応しながら、技術の高度化や地域資源の活用、農林漁業者と中小企業の連携等による新製品等の開発、付加価値の高い農林水産業や工業、県民ニーズの多様化に対応した多彩な商業・サービス業、IoT・AIなどの先端技術の活用、本県の特色を生かした魅力ある観光等が活発に展開される地域づくりを目指す。

企業の「稼ぐ力」の向上に資するため、各地域振興局・支庁に設置した「地域企業振興監」及び「地域企業支援官」において、県内地域における企業のニーズ等の情報収集や、本庁との情報共有等を行い、県関連施策の充実を図る。

農業については、本県の地域特性を生かし、スマート農業など先進技術等の普及定着による生産性向上や高収益農作物の導入、多様な担い手の確保・育成や経営の大規模化や法人化等の促進、県産農畜産物のブランド化の向上や食品関連産業等との連携による販路拡大、輸出商社の活動支援などの更なる輸出拡大に向けた取組など、「稼ぐ力」の向上に取り組むとともに、基盤整備の推進や荒廃農地の発生防止による農地の有効活用などを進める。また、これらを支える農村社会の活力を育むため、地域主体のむらづくり活動や農村環境の保全活動などを推進する。

林業については、本県の地域特性を生かし、多様で健全な森林づくりを積極的に推進するとともに、林業・木材産業の「稼ぐ力」の向上に向けて、県産材の安定的な供給体制づくりや木材産業の競争力強化、県産材の需要拡大などを一体的に推進する。

また、地域の特性を生かした特産物の生産体制等の確立と需要の拡大を図るとともに、山村の定住条件の整備等を促進する。

水産業については、本県の地域特性を生かし、水産資源の適切な管理やICTの活用による漁業・養殖業の生産性向上、漁業の担い手の育成・確保、水産物の特性に応じた付加価値化、輸出拡大等により水産業の「稼ぐ力」を引き出し、「おさかな王国かごしま」の実現を目指す取組を推進する。また、漁港・漁村の整備と水産

業・漁村の持つ多面的機能の発揮を推進する。

地場産業については、地域資源やこれまでの産業、技術の集積を生かして、多様な産業間の連携や地域産業の高度化、新技術・新製品の開発等を支援するとともに、産学官共同研究の成果を基にした新事業への展開、経営革新の推進や円滑な事業承継を促進するほか、地元企業の中核的な役割を担う人材や新たな研究開発を担う技術者の育成、コーディネーターの養成など、産学官連携の下、産業おこしを支える人材育成を図る。

また、県内企業の新技術や新商品の開発力を高めるために、公設試験研究機関や大学等関係機関との連携により県内企業の技術の高度化を促進する。

企業立地については、「食品・電子・自動車」の重点3分野等の産業集積の形成及び活性化を図るとともに、今後成長が期待される「環境・新エネルギー分野」や「情報通信関連分野」等の立地を促進し、鹿児島島の将来を見据えた企業誘致の展開を図る。

起業の促進については、地域資源等の活用や地域の課題解決により、企業等が新事業・新産業分野への参入等を目指す取組を支援するとともに、起業に向けた機運の醸成や事業化への取組を支援する。

商業については、買物弱者などの地域課題や消費者ニーズに対応したサービスを提供する「地域に求められる商店街」づくりに向けて事業者、商工団体、住民などが一体となった取組を実施する。

また、大規模小売店舗の立地に当たっては、設置者に対してその周辺地域の生活環境との調和への配慮を求めるなど、大規模小売店舗立地法の適切な運用を図る。

情報通信産業については、先端技術に関しての県内企業への普及啓発や導入促進を図るとともに、IT企業の新産業創出に向けた取組への支援、高度技術者の育成等により振興を図る。

観光については、本県の豊かな自然環境、地域固有の歴史・文化等の観光資源としての保全と活用を両立させつつ、新たな魅力の創出を図りながら、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体との共生・協働により、観光客はもとより観光消費額の増加を図るとともに、交流人口の増加を地元の雇用促進にしっかりとつなげるため、地域全体で、将来にわたって持続可能な観光地づくりに取り組んでいく。

また、3つの世界遺産をはじめとした本県の魅力を戦略的に情報発信し、国内外からの誘客を促進するとともに、観光客の受入体制の充実を図るなど県民総ぐるみでのおもてなしを推進する。

第2節 農林水産業の振興

1 農業

(1) 県民の農業及び農村に対する理解促進

本県の農業・農村が真に県民共有のものとして発展していくためには、都市住民

を中心に、広く県民が農村との交流などを通じて、本県農業の特徴や農業・農村の有する多面的機能、各般の農業・農村施策などへの理解を深めていく必要がある。

このため、県ホームページ、県政広報番組及び県広報誌をはじめとする各種広報媒体を積極的に活用するとともに、県政出前セミナー、各種イベント等、あらゆる機会を通じて、県民に対する継続的な情報発信の強化を図る。

また、かごしまグリーン・ツーリズム協議会等と連携し、地域資源の発掘及び情報発信を行うとともに、グリーン・ツーリズム等の受入体制の充実・強化を図り、都市と農村の交流を促進する。

さらに、学校教育の場を活用し、小・中学生に対して農業・農村に関する学習機会を提供することを通じて、農作業や加工作業に関する体験学習を引き続き促進する。

(2) 食育及び地産地消

「かごしまの“食”交流推進計画」に基づき、全ての県民が、本県の新鮮で安心・安全な食材を積極的に活用した健康で豊かな食生活を実現するため、食育と地産地消の推進に向けて、関係機関・団体が連携した取組を展開する必要がある。

ア 食育

食育については、ライフステージに応じた家庭、学校、地域における主体的な取組を支援する。

また、本県の多彩な食文化の継承に向けた取組を推進するとともに、活動を担う人材を育成する。

さらに、幅広い世代を対象として、食と農業に関する体験学習を促進することにより、県民の食への関心を高め、望ましい食習慣、食の安心・安全などに関する正しい知識や県産農畜産物等への理解を深めていく。

イ 地産地消

地産地消については、県民の農業に対する理解醸成、新鮮な県産食材及び郷土料理を取り入れることによる学校給食の充実、産直活動等の様々なチャネルを通じて農業者と消費者との交流を促進する。

また、地産地消を応援する取組主体を確保するとともに、観光・医療・福祉等多様な分野の業態との連携により、県産農畜産物の活用を促進する。

さらに、生産者と地元量販店及び農産物直売所との連携を促進することにより、県産農畜産物の安定的かつ円滑な県内流通を推進するとともに、地方卸売市場の集荷力の向上に向けて市場間のネットワーク活動を支援する。

(3) 安全で安心な農畜産物の安定供給

ア 環境との調和に配慮した産地づくり等

食の安心・安全や環境保全に対する関心の高まりなどを背景に、農業が持つ自

然循環機能を維持・増進させ、農業による環境への負荷の低減を図ることにより、環境との調和に配慮した産地づくり等を進めることが求められている。

このため、耕畜連携の推進等により、家畜排せつ物の適正処理及び有効利用を促進し、良質堆肥の施用による健全な土づくりを推進する。

あわせて、総合的病害虫・雑草管理(IPM)及び有機農業の技術の確立・普及により、化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減に努める。

イ 食の安全・安心対策

県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保するためには、生産・製造・加工・流通・販売段階における監視指導により、食品の安全性を確保するとともに、リスクコミュニケーションにより、食の安全に関する情報の共有化を図る必要がある。

このため、「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」に基づき、生産から流通・販売段階までの安心・安全の確保、情報の確実な提供などに取り組む。「かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)」は、令和7年度から食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含む国際水準GAPガイドライン(農林水産省策定、令和4年3月)に準拠した新たな基準による運用を開始した。同制度の推進により、安全・安心な農畜産物を生産する取組や環境保全の取組を支援するとともに、消費者や流通事業者に対し、同制度の認知度向上と理解促進を図る。

また、県産農畜産物及び県産加工食品に対する消費者の信頼を確保するため、正確な生産履歴の記録・保存とその迅速な開示に向けた取組を促進するとともに、食品表示制度の遵守の取組の徹底を求め、監視指導体制を充実・強化することにより、食品表示の適正化を図る。

さらに、肥料・農薬、動物用医薬品等の生産資材の適切な管理・使用に係る監視指導の強化を図るとともに、食品関連事業者による原材料の安全性の確認、記録の作成・保存、HACCP手法等の高度な衛生管理システムの導入などの取組を促進する。

(4) 担い手確保・育成

ア 経営改善意欲のある農業者の確保・育成

本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な経営の実現を目指す担い手を確保・育成する必要がある。

このため、認定農業者制度を引き続き推進するとともに、地域における継続した話し合いにより地域の農業を担う者に位置付けられた担い手に対して、各種施策を集中的・重点的に実施する。

また、経営規模の拡大、生産コストの削減及び省力化等を図るため、新技術の普及、経営診断などの個別支援活動の実施、ロボット技術、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の導入・普及を進め、担い手の経営発展を支援する。

さらに、家族農業経営の活性化を図ると同時に、戦略的な経営を実践する企業的な農業法人を育成し、農業経営に関心のある企業の参入を促進するなど、地域農業の状況に応じた多様な形態の担い手の確保に努める。

あわせて、地域の農業を支える人材を確保するため、農福連携の推進や外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備など、多様な人材の確保に向けた取組を推進する。

イ 新たに就農しようとする者の確保・育成

農業就業人口の減少に対応していくためには、若い人に農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択してもらい、地域農業の担い手となることが期待される意欲ある新規就農者を確保・育成する必要がある。

このため、鹿児島県新規就農相談所等での県内外における就農・就業相談、農業高等学校及び農業大学校での教育・研修、農業法人と就業希望者とのマッチングなど、就農・就業促進に向けた取組を一体的に推進する。

また、青年等就農計画制度の普及を図りながら、円滑な認定農業者への移行が図られるよう、現地就農トレーナー等とも連携して青年農業者に対する経営・技術・生活面の支援をきめ細かく実施する。

ウ 女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備

農業の振興や農村の活性化を図るためには、農業就業人口の約4割を占める女性の農業経営や地域づくりの担い手としての位置付けを明確にし、持てる能力を十分に発揮できるようにする必要がある。

このため、農業経営者としての位置付けを明確にする家族経営協定の締結や地域農業の方針決定過程等への参画を推進し、意欲ある女性が農業経営や地域づくりに積極的に参加できる環境づくりに取り組む。

また、女性農業者の意欲と能力を高めるための研修会等を通じ、高度な農業技術や高い経営管理能力を持ち、地域農業を担う女性リーダーを育成する。

エ 高齢者が活動しやすい環境整備

意欲と能力のある高齢農業者の活動を促進するためには、高齢者が生産活動や地域づくりに参画しやすい環境を整備する必要がある。

このため、高齢農業者の有する知識や技能、経験を生かした生産、加工、販売等の活動を支援し、高齢者の生産活動や地域づくりへの参画を促進する。

また、高齢農業者の農作業事故を未然に防ぐ地域ぐるみの取組など、農作業安全対策を推進する。

オ 集落を基礎とした農業者組織等の育成・活動促進

地域農業の持続的な発展を図るためには、小規模な農業者を含め、地域農業を支える多様な農業者を包含する集落を基礎とした農業者組織、農作業受託組織等について、経営体として発展していくよう、その活動を促進する必要がある。

このため、市町村等の関係機関・団体と連携し、地域の農業者の集落営農への参加促進や農作業受託組織による効率的な受委託の仕組みの構築により、それらの組織化・法人化を促進する。

また、法人化した集落営農の経営の維持・発展に向けた取組を促進する。

(5) 農地利用, 基盤整備等

ア 農地利用

農業生産力の維持向上を図っていくためには、優良農地を確保するとともに、農地の効率的な利用を推進する必要がある。

このため、地域計画の実現に向けた取組などと連携した農地中間管理事業の推進などにより、担い手への農地の集積・集約化の取組を加速する。

また、日本型直接支払制度による共同活動の支援や農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進などを通じて荒廃農地の発生防止に取り組むとともに、農業振興地域制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保を推進する。

このほか、水田においては、需要に即した主食用米の生産を進める一方、国の施策を効果的に活用しながら、地場産業等と連携した飼料用米・加工用米の生産拡大や野菜等の特色ある産地づくりによる水田のフル活用を促進する。

イ 基盤整備等

効率的かつ安定的な農業経営の育成や農業生産性の向上を図るためには、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保し、これらの有効利用を図る必要がある。

このため、担い手への農地の集積・集約化と併せて、高性能大型機械の導入が可能となるような農地の大区画化、水田の汎用化、収益性の高い安定した畑作経営の展開のための畑地かんがい施設の整備等を重点的に促進する。

また、中山間地域においては、地域の特色を生かした営農の確立を支援するため、地形条件に合ったほ場整備等の基盤整備を促進する。

さらに、農業生産力の維持向上に向けて、農道、農業水利施設等の点検とそれを踏まえた効果的な長寿命化対策や円滑な更新を促進する。

あわせて、農地、農業用施設等を適切に保全しながら、農村に賦存する自然エネルギーの有効活用を促進する。

(6) 生産振興, 販売・流通等

ア 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の把握等

本県の農業について、マーケットインの発想による高い付加価値の創出や販路の開拓を促進するためには、大消費地等の市場動向等の情報を迅速かつ的確に産地へ伝え、農業生産等に反映させる必要がある。

このため、大消費地等において、農畜産物等の需要動向、競合産地の農畜産物等の生産・流通情報、県産農畜産物に対する評価等の情報の収集を行うとともに、これらの情報を産地へ的確に提供し、さらには、これらの情報に的確に対応した農業生産の促進に努める。

イ かごしまブランドの確立等

県産農畜産物の付加価値を向上させ、産地間競争を勝ち抜いていくためには、販売環境等に対応したブランド戦略を構築し、かごしまブランドに対する消費者の認知度や信頼度を高める必要がある。

このため、安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと、県産農畜産物のイメージアップによる販路拡大を一体的に進めることにより、農業経営が安定し、かつ希望ある営農活動が持続的に可能となるよう、生産者、関係機関・団体が一体となって「かごしまブランド」確立運動を推進する。

また、県オリジナル品種や希少性などの強みを有する製品については、「高付加価値産品」として、更なるブランド力向上や販売促進に取り組む。

ウ 農畜産物の生産振興及び銘柄産地の育成

県産農畜産物の生産振興を図るためには、南北約 600 キロメートルにわたる広大な県土と温暖な気候などを生かすとともに、新たな市場を視野に入れた総合的な生産・流通戦略により、競争力のある銘柄産地の育成を図る必要がある。

このため、それぞれの地域の特性を反映した営農類型を踏まえつつ、鹿児島県園芸振興協議会、鹿児島県肉用牛振興協議会など各種協議会等と連携して、畑かん営農、生産・流通施設の整備、省力化や総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術等の環境に配慮した技術の普及などを進め、畜産物や園芸作物をはじめ、米及び茶を含めた県産農畜産物の銘柄の確立に取り組むほか、国際化の進展を踏まえ、再生産可能となるような生産基盤の強化に向けた取組を進めるとともに、意欲ある農業者が安心して経営に取り組めるよう農業経営の安定化に向けた取組を推進する。

また、地理的表示保護制度等の積極的活用により、県産農畜産物等の付加価値の更なる向上を目指す取組を支援する。

さらに、令和2年4月に改正された「家畜改良増殖法」に基づき、和牛精液等の流通管理の徹底や県育成新品種の海外流出防止など国内外での知的財産の保護に取り組む。

エ 農畜産物の販路拡大等

農業生産の増大を図るためには、県産農畜産物の有利販売を推進するのみならず、国内の食市場の構造の変化に対応したきめ細かな販売対策により、県産農畜産物の新たな需要を開拓する必要がある。

また、国内の食市場が縮小傾向にある中、急速な経済成長を続けるアジア諸国など海外の需要を取り込むため、県産農畜産物等の輸出をはじめとする事業展開を促進する必要がある。

このため、かごしま遊楽館をはじめ、県内外に設置するアンテナショップにおける各種フェアの開催、知事トップセールス、かごしまの食ウェブサイトを活用した県産農畜産物等の紹介、黒牛・黒豚の販売指定店の拡大など、県内外の販路拡大につながる継続的な販売促進活動を展開する。

また、本県は大消費地から遠いという地理的条件にあることから、大隅加工技術研究センターを活用して必要な研究・実証を進めるとともに、各産地に整備されたフリーザーコンテナ及び集出荷予冷施設の効率的利活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努める。

さらに、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定の発効など、国際化の急速な進展を踏まえつつ、「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づき、アジア諸国、米国、EUなどの重点国・地域に対して、県産農畜産物等の更なる輸出拡大を図るため、「つくる」、「あつめる・はこぶ」、「うる」の三つの視点から、牛肉、鶏肉、鶏卵、お茶、さつまいもなど重点品目の生産体制や販売力の強化に戦略的に取り組む。

オ 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立等

農業とその関連産業が一体となってその安定的な成長発展を図るためには、6次産業化等を推進することにより、高い付加価値を創出し、その利益を県内に還元する必要がある。

このため、関係機関・団体と連携しながら、鹿児島地域資源活用・地域連携サポートセンターを通じて農業者等による新たな商品・サービスの開発及び需要の開拓の取組を総合的に支援するとともに、大隅加工技術研究センターにおいて、県産農産物の付加価値の向上に向けた事業者への技術支援や人材育成に取り組む。

また、農業者と食品製造業者等との連携強化を推進し、加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立に向けた支援を行う。

さらに、加工原料用農畜産物の低コスト生産技術の開発・普及及び加工に適した品種の選定により、その生産・供給体制の安定化を図る。

カ 観光産業及び外食産業との連携

県産農畜産物の一層の消費拡大を進めるためには、農業と観光産業及び外食産業との密接な連携を促進する必要がある。

このため、大隅加工技術研究センターを核に農業者と多様な事業者等との戦略的連携を推進する。

また、都市農村交流やインバウンド需要の呼び込みを促進するため、農村の地域資源を生かした体験プログラムの情報発信等のグリーン・ツーリズムの取組を通じて、観光産業との連携を推進する。

(7) 生産性向上

ア 農業技術の開発等

農業者の所得の確保を図るためには、県産農畜産物の付加価値の向上や農業生産の低コスト化、省力化などに資する農業技術の開発等及びその成果の普及に取り組む必要がある。

このため、育種目標を明確にし、気候変動等への適応性などの生産者ニーズや実需者ニーズにも対応した品種開発、ブランド力向上のための種雄牛や系統豚の造成など、競争力に優れた品種開発・種畜造成を進める。また、環境負荷低減と高

い生産性を両立する技術開発と、有機農業やIPM等持続可能な農業など、時代に対応した環境負荷低減技術等の開発、ロボット技術やICT, IoT, AI等を活用したスマート農業の実装化を進める農業技術の開発、機能性や新たな価値を生み出す県産農産物の食品加工・流通貯蔵技術など、本県の強みを生かした付加価値向上技術の開発に取り組む。

さらに、多様化・高度化する研究課題に対応するため、産官学連携など外部機関との共同研究を進める。

イ 普及指導活動の内容及び体制

本県農業の持続的な発展及び担い手の効率的な確保・育成を図るためには、農業者の高度で多様なニーズに的確に対応した普及指導活動を展開する必要がある。

このため、地域や関係機関・団体との十分な話し合いと合意の下、地域の目指すべき姿に向かって中長期的な視点で普及指導活動を重点的に展開し、地域農業全体の収益性の向上等に係るモデルの確立と定着に努める。

また、これらの活動に当たっては、事前に農業協同組合や市町村などと十分に協議・調整を行い、適切に役割を分担しながら、効率的かつ効果的な普及指導活動の展開に努める。

ウ 動植物の防疫体制

本県は、地理的・自然的特徴から病害虫が発生・侵入しやすい条件の下にあり、安定的な農業生産を確保するためには、動植物の防疫を適切に行っていく必要がある。

このため、農作物への影響が大きい病害虫については、適時・的確な発生予察情報を提供するとともに、防除対策の推進によりまん延を防止する。

特に、セグロウリミバエ、ミカンコミバエ、アリモドキゾウムシ、カンキツグリーンング病等の重要病害虫については、未発生地域における侵入警戒調査及び啓発活動に取り組むとともに、万一、侵入を確認した場合には、まん延防止に向けた防除対策等に迅速かつ的確に取り組む。

また、家畜防疫対策については、国内において豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されており、近隣諸国においては、アフリカ豚熱、口蹄疫が継続的に発生していることから、本県への侵入リスクが依然として高い状況にある。引き続き、農場の消毒や野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るなど、発生予防対策を強化する。

さらに、家畜の慢性疾病による損耗を防止するため、生産者団体はもとより、畜産関係機関・団体も含めた地域ぐるみでの防疫対策を徹底する。

(8) 農業災害防止等

本県はシラスなどの特殊土壌を広く有していることに加え、干害の発生や台風の来襲が多いことなどから、安定した農業経営を実現するためには、農業災害の防止に向けた適切な対策を講じる必要がある。

このため、国の「国土強靱化基本計画」に基づき、ため池、排水施設及び海岸保全施設の整備等のハード対策とハザードマップの策定等のソフト対策を併せて行い、一体的な農地・農村の防災・減災対策を推進する。

また、農業災害に関する的確な情報の提供に努め、万一災害が発生した場合、被害の状況の迅速な把握や効率的な事後対策が実施されるよう、体制の充実・強化を図るとともに、農業共済組合等の関係機関・団体と連携し、農業者の農業保険（収入保険及び農業共済）への加入を促進する。

さらに、農業災害を被った農業者の農業経営を支援するため、関係機関・団体と連携し、農業制度資金の円滑な融通及び既貸付金の償還条件の緩和に努めるとともに、農業保険に係る保険料の納付期限等の延長や共済金の迅速かつ確実な支払に向けた損害評価等の実施について、農業共済組合を指導する。

桜島の火山活動に伴う降灰対策については、農作物被害の防止・軽減を図るため、「防災営農施設整備計画」に基づき、被覆施設、洗浄施設等の整備を進める。

鳥獣被害の防止については、市町村等と連携しながら、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の三つの取組を総合的かつ一体的に進めるため、集落ぐるみで実施する環境改善活動及び追払い活動、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化、ICT、ドローン技術等の活用など、地域の実情に即してソフト・ハード両面の対策を支援する。

(9) 農村振興

農業生産や県民生活・県民経済の基盤である農村の維持・発展を実現するためには、農業者等の地域住民にとって住みよく、都市住民に対しても潤いのある豊かな生活環境を提供する快適で魅力ある農村づくりと中山間地域及び離島地域の活性化を図る必要がある。

また、その中で、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組を展開する必要がある。

ア 快適で魅力ある農村づくり

大学、NPO法人、企業、農業協同組合など多様な主体と農村集落とが連携して取り組む農村づくりの推進に加えて、都市住民の田園回帰や半農半X、デュアルライフの機運の高まりを踏まえ、都市と農村の交流などのグリーン・ツーリズム等の受入体制の充実・強化や農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域の創出を図るとともに、大都市圏の定年退職者等のUJIターン等による新規就農に対応し、地域での受入体制の整備並びにその技術及び能力の活用を推進する。

また、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため集落内外の組織や非農家の住民と協力し、活動組織の広域化や人材確保等を図り、地域資源の共同保全活動等を行う日本型直接支払制度の活用を推進する。

さらに、農業者はもとより、その他の地域住民及び都市住民も潤いと安らぎを享受することができる農村社会を実現するため、集落排水施設等の生活環境の整備を進めるとともに、自然環境と調和した田園空間の整備を促進する。

イ 中山間地域の振興

中山間地域は、食料生産の役割とともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っていることから、地域特性を生かした複合経営や6次産業化、集落営農の組織化・法人化等の多様な農業経営を推進する。

また、農業生産基盤と農村振興に資する施設の整備を一体的に推進し、定住条件を整備するとともに、棚田地域における都市住民との交流活動等の支援や棚田の魅力の発信を行う。

さらに、中山間地域等における農業生産活動の支援を行う中山間地域等直接支払制度等の活用により荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の十分な発揮を図る。

ウ 離島地域の振興

離島地域においては、厳しい農業生産条件等を克服し、地域の自立的発展が図られるよう、畑地かんがい施設や草地などの生産基盤、農畜産物の生産・流通体制などを整備するとともに、それぞれの島の地理的・自然的特性や地域の創意工夫を生かした農業の展開を促進する。

また、豊かな自然環境に配慮し、環境と調和した農業に向けた取組や、人と自然が共生する地域づくりを進める。

2 林業

(1) 森林整備・保全の推進

森林の整備・保全の推進については、森林経営管理制度等を活用した森林の集積・集約化を推進するとともに、「森林・林業振興基本計画」に基づく計画的な間伐の実施や伐採跡地への再造林、保安林の整備など各種施策を総合的に進め、地球温暖化防止にも貢献する多様で健全な森林づくりに積極的に取り組む。

また、重要な松林における松くい虫被害の防除対策など、森林の保護・保全対策を推進するとともに、治山施設の計画的な整備等を行い、安心・安全な県土づくりに取り組む。

さらに、森林整備による二酸化炭素吸収量を認証する仕組みを推進し、企業等の地球温暖化対策の取組を促進するとともに、木質バイオマスについては、「鹿児島県バイオマス活用推進計画」を踏まえ、発電用や発熱用のエネルギー源としての利用等を促進する。

みんなの森づくり県民税については、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林において、保全管理を促進するとともに地域の特性を生かした森林の整備を推進する。

また、県民が森林にふれあう機会の提供や森林・林業体験学習活動への支援等により森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図り、地域住民をはじめ森林ボランティアや企業など、多様な主体による県民参加の森林づくりを推進する。

(2) 担い手づくりと林業経営対策

林業担い手の確保・育成を図るため、県林業労働力確保支援センター等との連携を図りながら、若年者等を対象とした林業就業相談や雇用情報の提供など就業促進に取り組むとともに、新規就業希望者向けの1年間の長期研修を「かごしま林業大学校」として実施する。

また、林業就業者等を対象に技能レベルに応じた各種研修を「鹿児島スーパーきこり塾」として総合的に実施するほか、森林整備の中核的な担い手である「意欲と能力のある林業経営者」が実施する雇用拡大等の取組への支援を行う。

あわせて、森林経営プランナー等の人材の育成や提案型施業等を通じた森林施業の集約化、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着、ICT等の先端技術を活用したスマート林業の推進等により、林業生産性の向上を図る。

さらに、森林整備の推進や多様な地域資源を生かした特用林産物の生産振興などにより、就業機会や所得の確保を図るとともに、都市住民との交流や生活環境の整備等を進め、山村地域の活性化を図る。

(3) 県産材の利用拡大・供給体制の強化

県産材の安定供給体制を構築するため、森林施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入などにより、木材生産の低コスト化・効率化や原木流通の合理化を促進するとともに、木材加工・流通施設の整備や規模拡大、品質・性能の確かな「かごしまJAS材」の供給体制の整備などを促進し、木材産業の競争力強化を図る。

また、木育やかごしま材を利用した家づくりを推進するとともに、建築物の木造化・木質化や製材品等の輸出などを促進し、県産材の利用拡大を図る。

(4) 特用林産物の産地づくり

たけのこ、しいたけ、枝物など地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを進めるため、生産基盤の整備や担い手の育成・確保等を図るとともに、需要拡大に向けた活動を促進する。

早掘りたけのこについては、収益性の高い生産林を造成するため、竹林改良や路網整備等を一体的に促進し、生産体制を強化する。

竹材については、安定的な供給体制づくりを推進するとともに、竹パルプ紙の需要拡大や、竹材の新たな用途の開発などを促進する。

原木しいたけについては、生産基盤の整備を支援するとともに、地産地消の推進や販路拡大など需要の拡大に努める。

枝物については、樹林の造成など生産基盤の整備等を支援する。

また、食の安心・安全への県民のニーズが高まっていることから、「かごしまの農林水産物認証制度」等に基づく認証取得等の促進や食品表示の適正化の推進を図る。

(5) 技術開発と普及

再生林の効率的な実施や広葉樹林化、針広混交林化などの多様な森林整備に対応した森林管理技術の確立や特用林産物の安定的な生産技術の確立など地域に根ざした技術の開発を推進するとともに、研究成果等の迅速かつ的確な普及・定着や林業後継者等の研修の強化を図る。

3 水産業

(1) 持続可能な漁業・養殖業の推進

漁船漁業については、持続的・安定的な漁業生産を実現するため、漁業者による資源管理協定の策定と実践を促進することにより、資源の回復と適切な管理を推進するとともに、漁場の整備や藻場の造成、有用魚介類の種苗放流等を計画的に推進する。

海面養殖業については、「県魚類養殖指導指針」に基づく水質・底質環境調査の実施などにより、養殖漁場環境の現状把握や適正養殖の実施を推進するとともに、漁場改善計画の策定等により海面養殖場の改善を促進し、赤潮被害の未然防止や養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止に努めること等により、持続的養殖生産の確保を図る。

また、防災力の強化、生活環境の改善、地域資源を生かした取組を促進するとともに、共同で漁場の生産力向上の取組などを行う離島漁業集落を支援し、離島漁業の再生を通じた、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持増進を図る。

内水面漁業については、適正な種苗放流の実施、内水面環境の維持・保全活動を推進する。また、内水面養殖業については、消費者ニーズに対応した安心・安全な生産体制を推進する。

(2) 漁業の担い手の育成・確保

漁業協同組合の組織基盤の強化と漁業者へのサービス向上を図るため、漁協合併の取組への支援を行うとともに、漁業者等の経営の安定や資本装備の高度化を図るため、水産制度金融による支援に努める。

また、本県水産業を支える担い手を確保するため、「かごしま漁業学校」の開催などによる新規就業者の確保や意欲と能力のある中核的な漁業者の育成などの後継者対策を図るとともに、新規漁業就業・地元定着に至る一連の総合的な支援体制の充実・強化のため、漁村地域におけるフォローアップ体制（新米漁業者みまもり隊）の構築を支援する。

また、障害者の就労（水福連携）や外国人材の活用など、多様な担い手の活用を促進する。

(3) 水産物の流通・加工対策

消費者・市場のニーズに的確に対応した「かごしまのさかな」の販路拡大を図る

ため、流通・加工施設の整備を支援するとともに、ブランド認定魚や地域特産魚等の販売促進活動を支援する。

さらに、進行している魚離れをくい止め、消費拡大を図るために魚食普及の促進に取り組むとともに、本県水産物の一層の輸出促進を図るため、海外市場における「かごしまのさかな」のPRや販路開拓等に取り組む。

また、水産加工業者と連携した付加価値の高い商品づくりや、安心・安全な加工品づくりに必要な品質管理技術の研究・普及を進める。

(4) 漁業生産の基盤づくり

漁港については、水産物の生産・流通の拠点となる漁港を中心に、漁港施設の整備を推進するとともに、自然環境にも配慮した県土保全のための海岸施設の整備を推進する。

また、これまで整備した施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、管理を体系的に捉えた計画的な取組により、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図る。

(5) 水産技術の開発と普及

漁海況情報の迅速な提供、有用魚介類の人工種苗生産技術等の開発、重要魚種の資源調査、藻場造成の技術開発、新たな加工品の開発支援など、多様化するニーズに対応した試験研究を進め、成果の普及を図る。

〔農林水産業の地域別振興方向〕

(1) 鹿児島地域

当地域の主要農産物である軟弱野菜、いちごなどの野菜、桜島小みかんやマンゴー、大将季などの果樹、ソリダゴなどの花きや茶等を生産する経営体の育成や生産基盤の整備により、収益性の高い都市近郊型農業の産地形成を推進する。

また、畜産農家の経営安定を図るため、コスト低減や飼養管理の改善に取り組むとともに、離島地域(三島村・十島村)の林地・野草地等の有効活用や草地・飼料畑の造成整備などによる肉用牛の振興を図る。

林業については、生産・流通・加工体制の整備を進めながら、スギ、ヒノキを主体とした林業地帯の形成に努める。

また、豊富な竹林資源と温暖な気候を生かし、早掘りたけのこを主体とした生産性・収益性の高い竹林を整備し、たけのこと竹材の生産振興を図る。

さらに、三島村、十島村においては、生産基盤の整備や栽培技術の普及を促進し、大名たけのこ、椿実等の特用林産物の生産振興を図る。

水産業については、鹿児島湾や西薩海域において、マダイ、ヒラメ等の放流による栽培漁業や資源管理型漁業の推進、漁場の整備開発、漁港・漁村整備を図る。

また、魚類養殖業については、適正養殖の推進や漁場環境の保全により、その健全な発展を図る。

(2) 南薩地域

「かごしまブランド産品」については、新規作付者の確保を図るとともに、市場や消費者から高く評価されるよう、生産量の拡大や栽培・飼養技術の改善等による品質の維持向上を推進する。

また、南薩地域の茶業は、県全体の約5割の栽培面積や荒茶生産量を占めていることから、茶工場を中心とした組織活動、茶工場の再編合併による生産体制の強化や防霜施設の整備により一番茶の生産安定を図る。

林業については、スギを主体とした林業地帯の形成に努めるとともに、南薩木材加工センターを核とした木材流通加工体制の整備を進める。

また、枝物のほか、つげ等特色ある特用林産物の生産振興に努める。

水産業については、周辺漁場の効率的活用を図るため、沿岸・沖合漁場の整備開発や漁港・漁村の整備等を進める。

また、マダイやヒラメ等の放流による栽培漁業や資源管理型漁業の推進、適地における魚類養殖業の振興を図る。

(3) 北薩地域

需要に応じた売れる米づくりを推進しつつ、作物の団地化やブロックローテーションの取組、水田を活用した産地づくり、畜産農家との耕畜連携による飼料作物の確保等を推進するとともに、鳥獣による農作物等の被害防止対策を推進する。

野菜・果樹については、「かごしまブランド産品」に指定されている品目を中心に安心・安全な農産物の供給を基本とした生産・販売対策により、一層の銘柄確立と農家所得の向上に努める。

林業については、木材加工施設や木質バイオマス発電施設などへの安定的な木材供給を図るため、生産・流通体制の整備を進めながら、スギ、ヒノキ資源を活用した木材生産基地の形成に努める。

また、豊富な竹林資源と温暖な気候を生かした早掘りたけのこ及び竹材の産地化やえのきたけなどの特用林産物の振興に努める。

水産業については、漁港・漁村の整備、赤潮被害の未然防止等による養殖業の振興、マダイやヒラメ、アワビ等の放流による栽培漁業や資源管理型漁業を推進するとともに、沿岸・沖合漁場の整備を推進する。

また、内水面漁業については、適正な種苗放流の実施や内水面環境の維持・保全活動を推進するほか、内水面養殖業については、消費者ニーズに対応した安心・安全な生産体制を推進する。

(4) 始良・伊佐地域

農業については、耕地の6割を占める水田をフル活用した売れる米づくり等の推進、有機茶やてん茶など多様な茶の安定生産、有機農産物や野菜など特色ある農産物の生産、耕畜連携等による畜産の生産基盤の維持・拡大など、地域の特性を生かした産地づくりを推進する。

また、各種イベント等を活用して、「かごしまブランド産品」など地域農産物のPR・情報発信などに努める。

林業については、生産・流通・加工体制の整備を進めながら、原木の安定供給体制の構築を図るとともに、森林の持つ多面的機能を継続的に維持させるよう、伐採後の再造林や間伐による森林資源の循環利用を推進する。

また、しいたけ、早掘りたけのこなど付加価値の高い特用林産物の生産を促進する。

水産業については、鹿児島湾において、海面養殖やマダイ、ヒラメ等の放流による栽培漁業などのほか、資源管理型漁業の推進を図る。

また、内水面漁業の振興を図るとともに、河川において水産資源の維持培養に努めながら、県民の憩いの場として内水面の利用を促進する。

(5) 大隅地域

農業については、広大な畑地を生かした畜産、さつまいも、茶、園芸を基幹作目としており、かごしまブランド産地の維持・拡大や生産性の高い畜産経営の確立など、地域の特性を生かした産地づくりを推進する。

また、畑地かんがい施設整備が進められていることから、畑かん水を利用した効率的な水利用技術の普及と産地育成に努める。

林業については、国産材産地体制の整備を促進しながら、スギを主体とした林業地帯の形成に努めるとともに、しいたけ、枝物の産地化等特用林産の振興に努める。

水産業については、漁港の整備を進めるとともに、沿岸・沖合漁場の整備開発を進めるほか、マダイ、ヒラメ等の放流等による栽培漁業や資源管理型漁業の推進を図る。

また、適正養殖と漁場環境の保全により魚類養殖業の健全な発展を図るほか、ウナギ等の内水面養殖業の振興を図る。

(6) 熊毛地域

農業については、基幹作物であるさとうきび、さつまいもや、温暖な気候など地域の強みを生かした野菜、果樹、花き等の生産振興を図るとともに、労働力不足対策（人材確保、省力化等）等を推進する。

また、GI登録された「種子島安納いも」や「種子島レザーリーフファン」をはじめ、屋久島のたんかん等「かごしまブランド産品」のイメージアップや消費者に対する認知度向上の取組を推進する。

林業については、良質なスギ丸太・製材品、広葉樹チップ等の生産・流通・加工体制の整備を進めながら、島外移出による島産材の利用拡大等を図り、林業地帯の形成に努める。

また、温暖な気候を生かしたたけのこ、枝物等特色ある特用林産物の生産振興に努める。

特に、屋久島においては、屋久島地杉をはじめとする豊富な森林資源の維持造成に努めながら、自然環境と調和した林業経営の活性化を図る。

水産業については、周辺の好漁場を生かした水産資源の持続的利用と増養殖の振興を図るため、TAC 制度等による資源管理や、トコブシ等の放流ブリ種苗の中間育成、漁港・漁場の整備を推進する。

(7) 奄美地域

農業については、基幹作物であるさとうきびと野菜・花き・果樹の園芸作物や肉用牛を組み合わせた複合経営を基本に、畑かん施設や防風施設等の生産基盤施設の整備等を進め、島ごとの特性・独自性を生かした高付加価値型農業の展開を推進する。

特に、さとうきびにおいては、「さとうきび増産計画」に基づき経営基盤の強化や生産基盤の強化、生産技術対策に取り組み、単収や品質向上等による生産農家の経営安定を図る。また、園芸作物においては、輸送コストの支援による条件不利性の改善や集出荷施設等の整備などにより、奄美の特性を生かしたブランド産地づくりを推進するとともに、肉用牛では、繁殖雌牛の増頭や自給飼料の確保対策、防疫対策等による低コストで高品質な肉用子牛生産を促進する。

林業については、森林のもつ公益的機能を高度に発揮できる健全な森林の育成を図りながら、イタジイ等有用広葉樹の需要拡大を促進する。

また、南方産たけのこやソテツなど特色ある特産物の生産振興に努める。

水産業については、スジアラ等地域特産種の適切な放流技術の確立・普及に加え、資源管理などに取り組み、有用資源の回復・増大を図る。

また、沿岸から沖合に至る広大な海域を活用し、クロマグロ等の養殖業の振興、魚礁や漁港、流通加工施設等の整備により、漁業生産性の向上や販路拡大を促進する。

第3節 地場産業の振興

本県の多様な資源や素材を活用した地場産業の振興を図るため、県内企業が取り組む消費者ニーズに対応した新商品の開発や改良、販路の開拓・拡大等を促進する。

伝統的工芸品などの特産品については、販路拡大を図るため、大消費地における物産観光展や特産品のコンクール、商談会等を開催するとともに、新商品の開発を支援する。

また、本県を代表する特産品である本格焼酎については、新たな市場開拓及び販路拡大を図るため、県酒造組合など業界と連携して、首都圏・東北地方及び欧米等でのプロモーションを実施するほか、高付加価値化に向けた商品開発等を支援する。

さらに、多様な産業団体等の幅広い参画によるネットワークの形成等により、産業間連携を促進する。

1 経営の革新と経営基盤の強化

意欲ある中小企業者の経営革新を支援するため、公益財団法人かごしま産業支援センターにおいて、情報の提供や経営診断・助言、人材育成等の各種支援を行うとともに、他の支援機関との連携体制の充実・強化を図る。

また、中小企業等の新たなICTの革新に応じた取組を支援するため、公益財団法人かごしま産業支援センターをはじめとして、ICTに関する専門家の派遣等を行う。

さらに、中小企業者の経営革新に向けた取組を支援するため、「中小企業等経営強化法」に基づく支援や県中小企業融資制度の活用を促進する。

また、経営革新や事業承継など、中小企業者からの多様な要請にこたえるため、商工会議所など関係団体が実施する指導事業の充実等を図るなど、その人的・財政的基盤の強化を進める。

2 技術の高度化と交流・連携の促進

県内企業の新技術や新商品の開発力を高めるために、公設試験研究機関や大学等関係機関との連携により県内企業の技術の高度化を進めるとともに、産業競争力の強化を図るため、知的財産を大切に作る風土づくりを進め、創造・保護・活用の知的創造サイクルを促進する。

また、知財総合支援窓口等において、発明の奨励や特許出願等の支援、特許情報の提供、特許流通の支援を行い、新技術・新製品の開発を促進する。

さらに、県内企業と県内外の大学や公設試験研究機関等との交流・連携を進め、大学等が有する技術シーズの地域企業への移転、人材の育成・交流を図るとともに、異業種交流により、地域企業のもつ技術・情報等の経営資源の交流を促進する。

3 県外ビジネスの展開

県産品の販路開拓や取引機会の拡大等を促進するため、かごしま遊楽館や物産観光展等における県産品の広報宣伝・展示紹介のほか、アンテナショップやECサイトを通じた商品評価や消費者ニーズの把握により、大消費地における販路拡大等を促進する。

〔地場産業の地域別振興方向〕

(1) 鹿児島地域

地域資源を生かした個性豊かな産業の振興への取組として、都市近郊の立地条件や地域の有する多様な資源を生かした、企業における新たな産業の創出や新分野への展開など産業おこしにつながる取組を支援するとともに、食品関連業種との連携や6次産業化の推進等による地域農林水産物の付加価値向上に向けた加工

品の開発を促進するほか、情報関連産業等と連携した、インターネットの活用による特産品の情報発信や販売促進、商品管理、取引、企業間ネットワークの構築などICTの活用を図る。

また、企業・大学・試験研究機関等産学官の交流・連携による共同研究や異業種間の交流を促進し、新分野への事業展開、新製品開発に対する取組を支援するとともに、企業ニーズに対応するための公益財団法人かごしま産業支援センターによるワンストップサービスの利活用の促進に取り組む。

(2) 南薩地域

地場産業の振興については、伝統的工芸品等の製造技術の伝承と高度化や、地場製品のPRと販路開拓の推進のほか、異業種交流による新たな製品や付加価値の創出に努め、域内外への普及を図る。

また、新たな産業おこしへの取組として、各種の豊富な地域資源等を生かした新産業の創出を図るため、企業、関係機関、住民、行政が一体となった異業種交流や農商工連携を促進することにより、従来の1次産業の付加価値を高めた1.5次産業や2次産業、3次産業の振興や農林水産加工品への新たな付加価値の創出に努めるとともに、農林水産業、環境関連産業、医療・介護の分野における南薩地域の資源と人材を生かした新規産業の可能性について検討を進める。

その他、豊富な農林水産物、加工品を様々な媒体、機会を通じて管内外への情報発信に努める。

(3) 北薩地域

先端技術型産業と関連する分野の振興等を進めるほか、企業の経営革新や持続可能な成長戦略の策定等を促進することにより、企業の育成強化を図る。

また、ブリやきんかんなど、地域内産品について、官民の広域連携による海外市場への輸出に向けた取組を推進するとともに、竹製品や甲冑をはじめとする特産品の魅力を情報誌により発信し販路拡大を促進する。

(4) 始良・伊佐地域

産学官連携等による地場産業の創出や人材育成への取組として、シラスなどの地域特有の資源や風土を生かした起業、新技術・新商品開発、新たなサービスなどの新事業の創出を推進するとともに、地域の農林水産業と食品加工、商業、観光産業など異業種間の交流・連携や、県試験研究機関と地元の農林漁業者及び商工業者との連携を推進し、地域の農林水産物の有効活用や中小企業の技術開発・技術力を活用して、新たな地場産業を創出する。

また、地域におけるイノベーションを担う県工業技術センターの研究開発・技術支援機能を充実し、中小企業の「技術的拠りどころ」としての機能を果たすとともに、地域企業による異業種交流、研究機関や産業支援機関などとの連携推進による地域企業の新製品開発や新規事業参入につながる環境づくり、商工会議所・商工会や公益財団法人かごしま産業支援センター等による意欲的な中小企業の掘り起こ

し、経営革新計画策定の支援などを行う。

その他、大学、工業高等専門学校、支援機関等が連携して次世代の産業を担う技術者等の育成や新たな事業展開を経営面・技術面などでサポートできる人材を育成する。

(5) 大隅地域

地域特性を生かした産業創出への取組として、大隅加工技術研究センターの機能を生かした農商工連携及び6次産業化の促進と内発型企業の育成支援、地域で生産された農畜産物・食品などのマーケティング支援、農林水産物を利用した食品加工など関連する二次産業を担う人材育成の強化により、食品関連業種を中心とした「食の産業クラスター」を形成する。

また、就業・雇用の創出などにつながるコミュニティビジネスの発掘やベンチャービジネス等への展開を支援するとともに、バイオマス資源等を活用した再生可能エネルギーの利用の促進や環境関連分野の新産業創出の支援を行う。

(6) 熊毛地域

地域の特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業や、地理的制約を受けにくい情報通信関連産業などの産業振興及び企業立地の促進を図るとともに、起業に向けた機運の醸成や新事業への展開、規模拡大及び販路開拓・拡大を促進する。

また、地域資源を活用した消費者ニーズの多様化・高度化に対応した「売れる商品づくり」の促進及び販路開拓を図る。

(7) 奄美地域

地場産業の育成による地域経済の振興発展、多様で柔軟な雇用環境の整備により、若者の地元就職の促進と働き方改革の推進を図るとともに、地理的条件に左右されにくい情報通信関連産業の新事業創出や起業の振興、拠点施設の整備、高度デジタル人材の確保・育成を図るほか、農林水産業をはじめ、製造業や建設業、観光業など、各分野におけるデジタル化に向けた取組を支援し、既存製品・サービスの高付加価値化や新たな製品・サービスの創出を目指す。

さらに、各産業分野における専門性を備えた人材の確保・育成や、副業・兼業の推進などにより、多様な人材が活躍できる取組を促進する。

特に、本場奄美大島紬については、新柄や新商品開発、販路拡大、人材の確保・育成を図り、黒糖焼酎については、国内外市場での認知度向上、販路拡大を図るほか、多様な商品展開や効果的な販売戦略の構築に向けた取組を支援する。

第4節 企業の立地対策

経済成長を支える原動力である人材不足やデジタル技術の進展による産業のパ

ラタイムシフト等、企業立地をとりまく環境が大きく変化する中、「食品・電子・自動車」の3分野を重点的な産業振興分野として位置付けるとともに、今後成長が期待される「環境・新エネルギー分野」や、「情報通信関連分野」等も含め、鹿児島島の将来を見据えた産業集積の形成及び活性化を図る。

第5節 起業の促進

県内各地の地域資源の活用や地域課題の解決を図る新しいビジネスの創出など将来的な起業・ビジネスプロジェクトのスタートに向けて取り組む起業準備者等を支援するため、ビジネスの立ち上げに必要な知識等を学ぶ入門セミナーやビジネスプランの立て方を学ぶ研修等を実施する。このほか、ビジネスプランコンテストの開催やメンタリング支援、事業化を推進するための費用の助成など各フェーズに応じた事業を展開し、包括的かつ継続的な支援を行う。

また、資金調達のサポート等各種施策を有効に活用した創業基盤の整備を進めるとともに、ベンチャー企業等の初期投資の軽減を図る。

従来のビジネスモデルを変革し、時代の変化に対応した新事業の展開や地域の課題解決による新産業の創出に取り組む県内企業等を支援するため、産学官金で連携したネットワークを形成し、事業ニーズや課題等の掘り起こしから研究開発、販路拡大までの各段階に応じた集中的かつ継続的な支援のほか、アイデアソン・ハッカソンを実施するなどして創造性に富む人材の育成を図る。

また、県工業技術センターや公益財団法人かごしま産業支援センター等において、地域企業のニーズや市場動向に的確に対応した研究開発や、企業・大学等と連携した共同研究を推進し、新技術の開発に取り組むとともに、これらの研究成果を地域企業に速やかに移転・実用化できる体制を整備するとともに、研究開発費の助成や低利融資、専門家による経営指導、マーケティング支援など、企業ニーズに応じた適切な支援を行う。

第6節 商業の振興

1 魅力ある商店街づくり

住民生活を支える地域コミュニティとしての役割・機能を担っている商店街の活性化を図るため、買物弱者などの地域課題や消費者ニーズに対応したサービスを提供する「地域に求められる商店街」づくりに向けた取組を促進する。

さらに、大規模小売店舗の立地に当たっては、設置者に対して、その周辺地域の生活環境の保持への配慮を求めるなど、大規模小売店舗立地法の適切な運用を図る。

2 経営の革新と経営基盤の強化

意欲ある中小企業者の経営革新を支援するため、公益財団法人かごしま産業支

援センターにおいて、情報の提供や経営診断・助言、人材育成等の各種支援を行うとともに、他の支援機関との連携体制の充実・強化を図る。

また、中小企業等の新たなICTの革新に応じた取組を支援するため、公益財団法人かごしま産業支援センターをはじめとして、ICTに関する専門家の派遣等を行う。

さらに、中小企業者の経営革新に向けた取組を支援するため、「中小企業等経営強化法」に基づく支援や県中小企業融資制度の活用を促進する。

また、経営革新や事業承継など、中小企業者からの多様な要請にこたえるため、商工会議所など関係団体が実施する指導事業の充実等を図るなど、その人的・財政的基盤の強化を進める。

3 海外ビジネスの展開

経済成長著しい東アジア及びASEAN地域などは有望な海外市場として期待されることから、公益社団法人鹿児島県貿易協会、公益社団法人鹿児島県特産品協会や関係機関と連携しながら、商談会の開催やバイヤー招へい等を実施し、県内企業による海外への県産品販路拡大に取り組む。

また、香港及び上海の海外事務所において、県産品知名度アップのためのプロモーションや、販売チャンネルの開拓を行う。

特に焼酎については、令和2年11月に国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の輸出重点品目の一つに位置付けられたことから、輸出拡大に向けた取組を促進する。

第7節 情報通信産業の振興

生産性の向上や今後大きなビジネスを生み出すことが期待される情報通信産業の振興を図るため、中小企業への先端技術の普及啓発や導入促進のための段階的な支援を行うとともに、IT企業の新産業創出に向けた取組を支援する。

また、先端技術を使いこなし、新たなビジネスを創造できる人材を育成するための研修講座等を実施する。

第8節 観光・レクリエーションの振興

1 国内外におけるプロモーションの展開

本県は、豊かな自然や多彩な食、個性ある歴史・文化などの「宝物」を数多く有している。これらの宝物を探しに鹿児島を訪れ、手に取って体験してもらうため、本県の多彩な魅力について、県のキャッチコピー「南の宝箱 鹿児島」を活用したプロモーションを展開する。

国内外に本県の多彩な魅力の情報を発信することで、本県の認知度の更なる向

上を図るとともに、本県の一流の農林水産物や観光地としてのブランド力を向上させ、交流人口の拡大を図る。

2 魅力ある癒やしの観光地の形成

競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地域ごとの特性を生かし、個性的で潤いのある街並み景観や沿道修景などハード面の整備を進めるとともに、地域の新たな観光資源の発掘に努め、自然や環境、人とのふれあい、健康や食をテーマとするツーリズム、農林水産業の着地型観光の促進などソフト面の取組と併せて、癒やしの観光地づくりを進める。

また、観光関連産業の「稼ぐ力」の向上を図るため、本県の魅力的な観光資源を最大限に活用して観光地としての魅力を高めるとともに、観光地域づくり法人(DMO)等が中心となり、幅広い関係者が連携した観光地域づくりを推進する。

さらに、観光DXを推進し、観光関連産業の生産性向上等を図るとともに、官民一体となって観光地域の高付加価値化を促進する。これにより、収益力を高め、適正な対価を収受して収益を地域内で循環させ、従業者の待遇改善を図り、観光地の持続可能な発展を目指す。

あわせて、地球環境へ配慮した旅行を推進するとともに、自然や文化等の地域の観光資源の保全と観光とが両立し、地域住民にも配慮した持続可能な観光地域づくりを推進する。

3 戦略的な誘客の展開

メディアごとの特性を踏まえて、ターゲットに応じてマスメディア、インターネット、ソーシャルメディア等を適切に選択した情報発信や旅行エージェント(旅行業者)等への対応、一般社団法人九州観光推進機構等と連携した広域的な取組の推進などにより、「鹿児島」の知名度を高め、観光客の来訪を促進する。

また、多くの外国人観光客が直接、鹿児島を訪れられるよう、国際航空路線網の維持・拡充や国際チャーター便の就航の促進を図るほか、各種誘客により外国人観光客の来訪を促進する。

4 県民総ぐるみでのおもてなしの推進

本県を訪れる誰もが、安心・安全に快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供、温かく迎え入れるホスピタリティ(心のこもったおもてなし)の向上など、オール鹿児島で観光客の受入体制の充実を図る。

また、関係団体等との連携を図りながら、鹿児島の魅力を語れる人材や観光ボランティアガイドなどの担い手の育成・確保を図る。

〔観光・レクリエーションの地域別振興方向〕

(1) 鹿児島地域

雄大な国立公園の桜島を擁する波静かな鹿児島湾(錦江湾), 東シナ海を一望できるサンセットライン・県立自然公園の吹上浜, みしま県立自然公園, トカラ列島県立自然公園等の豊かな自然環境や良好な景観, 桜島・錦江湾ジオパーク, 三島村・鬼界カルデラジオパーク, 明治維新の英傑達を輩出した歴史や, 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「旧集成館」, 「関吉の疎水溝」, 「寺山炭窯跡」, 日本遺産である鹿児島城跡, 喜入旧麓及び串木野麓等の歴史的資源, 薩摩焼, 薩摩切子等の伝統的工芸品, 本格焼酎, さつまあげ, 桜島大根, 大名筍等の特産品, おはら祭, 春祭大ハンヤ, 六月灯, 妙円寺詣り, せつぺとべ, 市来の七夕踊, 羽島の太郎太郎祭, 硫黄島の八朔太鼓踊り, 悪石島のボゼ祭り等の様々な伝統行事・イベント, 仙巖園, かがしま水族館いおワールド, 維新ふるさと館, 黎明館, 美山陶遊館, 薩摩藩英国留学生記念館等の特色ある観光関連施設など魅力ある観光資源を有している。

また, 鹿児島市を中心に, 県都としての都市機能や九州新幹線, 九州縦貫自動車道, 南九州西回り自動車道, 鹿児島港などの交通基盤を活用した交流ネットワークの拠点としての機能を有している。

こうした地域の特性を踏まえ, 桜島, 錦江湾, 吹上浜, 特色ある島々といった自然環境, 明治日本の産業革命遺産, 日本遺産といった歴史・文化など, 様々な資源を活用した観光地づくりを推進する。

また, 陸・海の交通ネットワークの交流拠点として, 教育旅行やスポーツキャンプ・合宿の誘致, 鹿児島港マリポートかごしま等へのクルーズ船の誘致や国内外に向けた積極的な誘客宣伝等に取り組む。

(2) 南薩地域

県立自然公園の吹上浜砂丘, 金峰山, 坊・野間のリアス海岸(南さつま海道八景), 薩南海岸, 国立公園の開聞岳, 池田湖及び知林ヶ島等の豊かな自然環境や良好な景観, 県指定史跡である清水磨崖仏, 日本遺産である加世田・知覧の武家屋敷群, 知覧特攻平和会館, 万世特攻平和祈念館, 鑑真記念館, 篤姫ゆかりの今和泉(国指定史跡である「鹿児島島津家墓所」)等の歴史的資源, カツオ, かつお節, お茶, さつまいも, オクラ, 新たな食資源となり得る深海魚等の特産品や豊富な食材, これらを生かした枕崎鰹船人めし等のご当地グルメ, 川辺仏壇等の伝統的工芸品, 吹上浜砂の祭典やいぶすき菜の花マラソン等の様々なイベント, 県立吹上浜海浜公園, フラワーパークかごしま, 番所鼻自然公園(県指定名勝及び天然記念物「番所鼻の溶結凝灰岩の環状プール群」), 唐船峡そうめん流し, JR日本最南端の駅「西大山駅」, JR日本最南端の始発・終着駅「枕崎駅」等の特色ある観光関連施設, 天然砂むし温泉や粒子線がん治療施設等のヘルスツーリズム関連資源など魅力ある観光資源を有している。

また, 県都鹿児島市に隣接する地理的条件に加え, 観光列車「指宿のたまた

箱」が走るJR指宿枕崎線，山川・根占フェリー，南薩縦貫道，指宿スカイラインなど，広域的な連携・交流を支える交通基盤の整備がなされており，豊富で多様な温泉，魅力ある食，おもてなしの心あふれる人等を活用した広域連携による滞在型観光の推進に適した地域の特性を有している。

こうした地域の特性を踏まえ，豊かな自然や良好な景観，特色のある歴史的資源等を生かした体験型観光メニューの拡充等による周遊型観光を推進するとともに，他の地域とも連携した広域的な観光振興を図るなど，滞在型観光等を推進する。

また，観光列車への手振り等，住民参加のおもてなしの各種取組を官民一体となって広域的に展開するとともに，国内外に対する誘客宣伝等に積極的に取り組む。

(3) 北薩地域

県指定名勝の牛之浜海岸をはじめ東シナ海に面した変化に富んだ海岸線，国立公園の長島や国定公園の甕島などの島々が織り成す景観，九州三大河川の1つである川内川，ラムサール条約湿地である出水ツルの越冬地，蘭牟田池，阿久根大島，温泉等の豊かな自然環境，日本遺産である出水麓・入来麓等の武家屋敷群，電気通信の父と呼ばれる寺島宗則の旧家を改修した寺島宗則記念館，旧海軍出水航空基地跡，永野金山跡等の歴史的資源，ばれいしょ，きんかん，大将季，紅甘夏，鶏卵，鶏肉，早掘りたけのこ，ブリ，マグロ，ウナギ，キビナゴ，ウニ等の豊富な食材，ユネスコ無形文化遺産及び国の重要無形民俗文化財である「甕島のトシドン」，国の重要無形民俗文化財である「川内大綱引」，ながしま造形美術展等の様々な伝統行事・イベント，にぎわい交流館阿久根駅，ツル博物館クレインパークいずみ・花公園，薩摩びーどろ工芸，Niterra 日特スパークテックWKS公園（県立北薩広域公園），国立天文台VERA入来観測局等の特色ある観光関連施設，甕大橋や鶴田ダム等のインフラ施設など魅力ある観光資源を有している。

また，農林水産業を生かした都市住民との交流などが盛んな地域の特性を有している。

こうした地域の特性を踏まえ，人や自然環境とのふれあいなど交流的な要素を取り入れた体験型観光等を推進するとともに，良好な景観や豊富な食材など特色ある資源を生かした広域的な観光地づくりを推進する。

また，九州新幹線や肥薩おれんじ鉄道，南九州西回り自動車道，北薩横断道路の活用と併せて，隣接する熊本県や県内他地域との連携を図りながら，地域全体が一体となった情報発信に取り組む。

(4) 始良・伊佐地域

日本で最初の国立公園に指定された霧島山系が有する多種多様な植生や良質で豊富な温泉，霧島ジオパーク及び桜島・錦江湾ジオパークの美しい景観をはじめ，景勝地である新川溪谷，曾木の滝，丸池湧水，日本一の巨樹である蒲生の大クス等の豊かな自然環境，日本最古・最大級の集落遺跡である国指定史跡の上野

原遺跡をはじめ、国宝である霧島神宮や国の重要文化財である鹿児島神宮、歴史的な古道の国指定史跡である白銀坂や龍門司坂、日本遺産である蒲生麓等に加え、近代化産業遺産群である曾木発電所遺構や嘉例川駅、大隅横川駅がある肥薩線等の歴史的資源、龍門司焼をはじめとする薩摩焼、蒲生和紙、帖佐人形等の伝統的工芸品、黒酢や加治木まんじゅう等の特産品、初午祭や隼人浜下り、くも合戦、湯之尾神舞、田之神舞、太鼓踊り、アジアを代表する音楽祭である霧島国際音楽祭、龍馬ハネムーンウォーク等の伝統行事やイベント、上野原縄文の森、霧島アート森、霧島国際音楽ホール(みやまコンセール)、県民の森等の特色ある文化・観光関連施設、パラグライダーやカヌー競技の拠点、野球、サッカー、馬術等が実施できる多種多様な運動施設など魅力ある観光資源や地域固有の文化資源を有している。

また、鹿児島空港、九州縦貫自動車道、東九州自動車道、JR等が集中する交通の要衝という地域の特性を有している。

多様な観光ニーズに合わせ、豊かな自然、美しい景観、豊富な温泉、歴史・文化や食等の地域資源を生かした魅力的な観光ルート及びメニュー(グランピング、グリーン・ツーリズム、ワーケーション等)の更なる磨き上げを行う。

鹿児島空港を地域情報の発信の場として積極的に活用するとともに、市町や交通事業者等関係機関と連携し、各交通機関から観光地までの二次交通問題の解消に向けた取組を進めることにより、地域の周遊を促進する。

また、JR九州や関係市町・地域住民と協力し、嘉例川駅、大隅横川駅等の貴重な地域資源を有する肥薩線や、リニューアルされた霧島神宮駅等を活用した地域振興及び観光振興に関する取組を促進する。

これらの観光情報等について、インターネットやSNS等を活用して多言語で情報発信するなど、効果的かつ持続的なPRを展開するとともに、観光を担う人材や組織の育成、フリーWi-Fi等の整備促進やホスピタリティの向上などの受入体制の充実を図ることにより、国内外からの誘客を促進する。

(5) 大隅地域

国立公園の佐多岬や雄川の滝、広大な照葉樹林、国定公園のくにの松原、悠久の森、猿ヶ城溪谷、神川大滝、溝ノ口洞穴、霧島ジオパーク及び桜島・錦江湾ジオパーク等の豊かな自然環境・景勝地、陸上競技に特化したトレーニング拠点施設である「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」や全国で唯一の国立の体育大学「鹿屋体育大学」における様々なスポーツ活動、吾平山上陵、広く分布する古墳群、戦争遺跡、日本遺産である志布志麓及び垂水麓等の歴史的資源、お釈迦祭りや弥五郎どん祭り、やぶさめ祭り、ばら祭り、エアーメモリアルinかのや、ルーピン祭り等の伝統行事やイベント、かのやばら園、神川大滝公園、県立大隅広域公園、内之浦宇宙空間観測所、鹿屋航空基地史料館、輝北天球館、南九州畜産獣医学拠点(SKLV)等の特色ある観光関連施設、大崎町のSDGsに関する取組など魅力ある観光資源を有している。また、東九州自動車道や都城志布志道路、大隅縦貫道等の広域交通ネットワーク、薩摩半島と結ぶ各種フェリー、志布志と大阪を結ぶさんふらわあ等の交通基盤がある。

また、豊かな自然が育んだ肉用牛、豚、ウナギ、カンパチ、ブリ、ヒラマサ、ピーマ

ン、ばれいしょ、さつまいも、ゆず、辺塚だいたい等の農林水産物を生かした食の宝庫としての地域の特性を有している。

こうした地域の特性を踏まえ、大隅地域固有の食・自然・環境等多彩な魅力の掘り起こし、きめ細やかな体験コンテンツの設定、磨き上げを行い、様々な切り口で国内外に発信し、大隅地域のイメージアップ、認知度向上を図る。

また、特色ある地域資源や交通基盤を活用した広域的な観光ルートの形成等を進めるとともに、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、サイクルツーリズム等、地域資源を生かした体験型観光等を推進する。さらに、スポーツキャンプの誘致や、多様化する観光の形態を踏まえたマイクロツーリズムや「旅育」等の新しい旅の提案などにより、誘客促進に取り組む。

(6) 熊毛地域

種子島における喜志鹿崎、門倉岬、マングローブ、ヘゴ自生群落、天女ヶ倉、長浜海岸、浦田海水浴場及び変化に富んだ美しい海岸線、屋久島における宮之浦岳、縄文杉、白谷雲水峡、ヤクスギランド、大川の滝、千尋の滝等の雄大な自然、古市家住宅、広田遺跡、如竹踊り等の歴史的・文化的資源、種子鉄や屋久杉製品等の伝統的工芸品、安納いも、ニガダケ、トビウオ、サバ、トコブシ、マンゴー、ぼんかん、たんかん等の食、種子島鉄砲まつり、サイクリング、オープンウォータースイミング等の様々なイベント、地域資源である美しい海を生かしたサーフィン等のマリンスポーツ、農林漁業体験、屋久島の里めぐり、種子島開発総合センター（鉄砲館）や屋久島環境文化村センター等の特色ある観光関連施設など魅力ある観光資源を有している。

また、日本最大のロケット発射場である種子島宇宙センター、屋久島における世界自然遺産、ラムサール条約登録湿地、ユネスコエコパークなど、国際的にも名高い資源や施設を有し、特に、自然環境との共生や調和に優れた地域の特性を有している。

こうした地域の特性を踏まえ、豊かな自然環境、特色ある資源や施設を生かして、新たな観光スポットの整備や既存の観光施設の機能向上とともに、マリンスポーツ等の健康・癒しのプログラムやグリーン・ツーリズム、エコツーリズム等の滞在型観光等を推進し、人と自然環境が共生する個性豊かな観光地づくりを推進する。

また、種子島宇宙センターや世界自然遺産の国際的な知名度を生かしながら、種子島・屋久島両島が一体となった広域的な観光ルートの形成を進めるとともに、世界自然遺産である屋久島及び奄美・徳之島と、世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産」との広域連携による観光振興に取り組む。

さらに、今後の屋久島空港滑走路延伸を見据え、関係機関と連携して誘客や受入体制の強化等に取り組む。

加えて、ジェットチャーター便やクルーズ船の誘致、各種媒体の活用や島外でのPR活動等による広報宣伝に取り組む。

(7) 奄美地域

生物多様性に関する顕著な普遍的価値が認められ、奄美大島・徳之島が令和3年に世界自然遺産に登録された。加えて、金作原、湯湾岳、大島海峡、宮古崎、百之台、犬田布岬、ムシロ瀬、フーチャ、昇竜洞(県指定天然記念物の鍾乳洞)、百合ヶ浜等の亜熱帯性・海洋性の豊かな自然環境・景勝地、アマミノクロウサギ等の貴重な動植物、本場奄美大島紬や黒糖焼酎等の特産品、トロピカルフルーツや鶏飯等の食、島唄、八月踊り、諸鈍シバヤ、秋名アラセツ行事、闘牛、トライアスロン、沖永良部ヤッコ踊り、与論十五夜踊り等の様々な伝統行事・イベント、国指定史跡である宇宿貝塚、奄美大島要塞跡、城久遺跡、徳之島カムイヤキ陶器窯跡、住吉貝塚等の歴史的資源、奄美パーク・田中一村記念美術館、黒潮の森マングローブパーク、奄美自然観察の森、奄美大島と徳之島の世界遺産センター、中里の戦闘指揮所跡、徳之島なくさみ館(闘牛資料館)、タラソおきのえらぶ、ゆんぬ体験館等の特色ある観光関連施設など魅力ある観光資源を有している。

また、こうした魅力ある観光資源を背景として、癒やしにあふれる地域の特性を有している。

多様で豊かな自然や、島々ごとに異なる個性的な伝統・文化等の地域資源を有効に活用する。また、奄美ならではの海洋レクリエーションや自然観察など奄美らしい体験・滞在型観光プログラムづくりを促進するとともに、沖縄県との連携等の充実を図りながら、人と自然環境が共生する癒やしあふれる質の高い観光地づくりを推進する。

また、世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、「世界自然遺産奄美トレイル」の活用、同じく世界自然遺産登録地である屋久島との連携及び地域の実情に応じたクルーズ船の誘致に取り組む。あわせて、オーバーツーリズムとならないよう、レスポンシブルツーリズム(責任ある観光)の考えに基づいた観光施策を展開する。

冬でも温暖な気候を生かしたスポーツ合宿、キャンプ等の誘致などを推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化を図る。

第4章 地域におけるデジタル化

第1節 地域におけるデジタル化の方針

デジタル化の推進については、県民の誰もがICTの恩恵を享受できる社会全体のデジタル化を進めるため、光ファイバや携帯電話等、各種の情報通信ネットワークの整備を促進するとともに、県民生活や産業等の各分野におけるデジタル化に対応できる人材の育成、情報通信ネットワークの効果的・効率的な利活用、ICTを利用する知識の普及など、地域間、県民の間で格差のないデジタル化の環境づくりを進める。

また、地域産業の一層の振興を図るため、工業、商業・サービス業、観光、農林水産業等におけるデジタル化を進めるとともに、今後、成長が期待される情報通信関連産業分野において、県内企業の育成や企業立地を促進する。

第2節 デジタル化の推進

県民生活や産業等の各分野において、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の実現」を図るため、暮らしと産業のデジタル化、行政のデジタル化を進める。

1 暮らしのデジタル化

医療や福祉、交通など、県民の生活に直結する分野をはじめ、防犯や防災など、安心・安全な社会を実現するため、デジタル化を促進する。

2 産業のデジタル化

農林水産業をはじめ、製造業や建設業、観光業など、各分野におけるデジタル化に向けた取組を支援し、既存製品・サービスの高付加価値化や新たな製品・サービスの創出を促進する。

そのため、デジタル技術により、「労働集約型作業の業務の効率化を図りたい」、「既存事業の利益率向上を目指したい」、「新たな製品・サービスを開発したい」など、各事業者の意向・状況に応じて、必要な支援を行う。

3 行政のデジタル化

行政手続のオンライン化を進めることにより、県民が行政機関に出向くことなく、迅速かつ簡単・便利に行政サービスを受けることができるようになることを目指す。

4 デジタル推進基盤の強化

過疎地域等の条件不利地域を多く有する本県にとって、情報通信環境の整備は重要であることから、5Gやデータセンターなど、デジタルに関連するインフラの整備を進める。

さらに、官民ともに不足しているデジタル人材の活用・確保・育成を行う。

第5章 交通施設の整備, 交通手段の確保

第1節 交通施設の整備, 交通手段の確保の方針

交通体系の整備及び情報化の推進は、半島、離島地域をはじめ地理的条件が不利な過疎地域の自立や地域開発プロジェクト等を促進するうえで極めて重要な役割を果たすものであり、積極的にその整備を図る必要がある。

このため、高規格道路や流通拠点港湾等の幹線交通体系の整備を促進するとともに、これら幹線交通体系及び県内の中核的な都市と過疎地域とを結ぶ幹線道路の整備を図る。また、長崎、熊本、鹿児島県の3県にまたがる九州西岸地域における多様なネットワークの形成による交流・連携機能の強化を図る。

また、過疎地域内における住民の日常生活の利便性を高める生活道路及び農山漁村の生産・生活活動に重要な役割をもつ農道、林道、漁港関連道の整備を図る。

なお、法に基づく基幹的な市町村道並びに市町村が管理する農道、林道(過疎地域とその他の地域とを連絡するものを含む。)についても、緊急性、経済効果等に配慮しつつ県による代行整備を図る。

市町村道の整備については、国道、県道との一体性や地域的な均衡に配慮しつつ、地域住民の生活及び産業活動の基盤となる道路網の整備を推進する。

これら道路網の整備に当たっては、安全で信頼性の高い道路づくりに努めるとともに、地域の特性に応じ、景観等に配慮した道路環境の整備や、高齢者や障害者等が安心して歩行できる道路の整備、交通信号機・道路標識等の整備等安全で快適な道路環境づくりを促進する。

また、新規整備のみならず、将来にわたる現道の損傷・劣化等を把握し、効率的な維持管理に努める。

バス路線については、運行費の補助等による路線の維持・確保に努めるとともに、地域の輸送需要に応じて効率化を推進する。

肥薩おれんじ鉄道を含む在来線については、地域に必要不可欠な公共交通手段であるとともに、地域づくりや観光の振興等にも貢献する貴重な資産であることから、路線の維持・存続、安定的運行の確保が図られるよう努める。

また、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落において、コミュニティバスや乗合タクシーの導入など、身近な交通手段の確保に努める。

港湾については、国内外の輸送需要の増大や新しい物流システム等に対応して、陸上交通等の整備との連携を十分配慮しつつ、鹿児島港や志布志港等の流通拠点港湾の整備を進めるほか、地域における産業の振興及び生活の利便性の向上を図るため、それぞれの港湾の課題に対応した施設の整備を進め、県内外の航路ネットワークの充実・強化など円滑な海上輸送の確保を図る。

離島住民の重要な交通手段である離島航路については、生活の安定や農業等の産業振興を図るため、定期船等の安定的な接岸を目的とした港湾・漁港の整備を推進するとともに、航路補助等により安定的な運航の確保を図る。

離島航空路については、滑走路や電源施設等の劣化や基準改正等に対応した

既存施設の機能保持を進め、県内外を結ぶコンピューターネットワークの形成を促進する。また、離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。

第2節 国道、県道及び市町村道の整備

1 国道・県道の整備

広域的交流を促進し有機的な連携を深めるため、広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、県内各都市間を結ぶ道路、県内各地から空港・港湾など主要な交通拠点へのアクセス道路等、県内を縦横に連結する幹線道路網や生活圏域における交流・連携を促進し、円滑な地域交通を確保するための生活道路の整備を進める。

〔国道及び県道の地域別整備の方向〕

(1) 鹿児島地域

広域的交流を促進し有機的な連携を深めるため、南九州西回り自動車道及び鹿児島東西幹線道路の調査・整備を促進する。

また、幹線道路や生活道路として、県道の整備を進める。

(2) 南薩地域

幹線道路として、国道 226 号、国道 270 号等の整備を進めるとともに、生活道路として県道の整備を進める。

(3) 北薩地域

広域的交流を促進し有機的な連携を深めるため、南九州西回り自動車道及び北薩横断道路の調査・整備を進めるとともに、長崎、熊本、鹿児島の3県にまたがる九州西岸地域における多様なネットワークの形成による交流・連携機能の強化を図る。

また、幹線道路として、国道 504 号、国道 389 号等の整備を進めるとともに、生活道路として県道の整備を進める。

(4) 始良・伊佐地域

広域的交流を促進し有機的な連携を深めるため、東九州自動車道の調査・整備を促進するとともに北薩横断道路の整備を推進する。また、幹線道路として、国道 504 号、伊佐市と宮崎県えびの市を結ぶ国道 447 号県境間の道路、県道伊集院蒲

生溝辺線等の整備を進めるとともに、生活道路として県道の整備を進める。

(5) 大隅地域

広域的交流を促進し有機的な連携を深めるため、東九州自動車道の調査・整備の促進を図るとともに、大隅縦貫道の調査・整備を推進する。

また、幹線道路として、国道 504 号、県道鹿屋吾平佐多線等の整備を進めるとともに、生活道路として県道の整備を進める。

(6) 熊毛地域

幹線道路として、国道 58 号、県道西之表南種子線等の整備を進めるとともに、生活道路として県道の整備を進める。

(7) 奄美地域

幹線道路として、国道 58 号、県道名瀬瀬戸内線、県道伊仙亀津徳之島空港線等の整備を進めるとともに、生活道路として県道の整備を進める。

2 市町村道の整備

市町村道の整備については、国道、県道との一体性や地域的な均衡に配慮しつつ、地域住民の生活及び産業活動の基盤となる道路網の整備を積極的に推進する。

特に、幹線市町村道のうちバス路線、通学道、コミュニティ施設関連道路等の日常生活上不可欠な路線や産業振興上重要な役割を果たしている路線から計画的、重点的な整備を行う。

第3節 農道、林道及び漁港関連道の整備

1 農道の整備

生産・流通の合理化と農村環境の改善に資するため、農道の整備を推進する。

2 林道の整備

森林の適正管理と県産材の生産拡大、生産性の向上はもとより農山村地域の定住環境の改善など総合的な振興を図るため、林道の整備を推進する。

3 漁港関連道の整備

漁港の持つ漁業生産活動、水産物流通の拠点としての機能及び漁村等地域社会の核としての役割の向上を図るため、漁港関連道の整備を推進する。

第4節 交通確保対策

1 陸上交通の確保

地域の住民生活を支え、域外との交流を活性化するため、バス、鉄道等の公共交通の確保に努める。

地域住民の生活に必要なバス路線であって、バス事業者の自助努力だけでは維持できないものについては、運行費の補助等により、その運行維持に努める。また、通院・通学など地域住民の移動ニーズにきめ細かく応える持続可能な公共交通体系の構築を図るため、国、市町村及びバス事業者と連携しながら、コミュニティバスやデマンド型交通といった地域の実情に合わせた移動手段が確保されるよう努める。

鉄道については、安全性・定時性・快適性の確保、速達性の向上に加え、路線の維持・存続、安定的な運行が図られるよう努める。

また、九州新幹線鹿児島ルートの開業に伴い、経営分離された川内・八代間を運行する肥薩おれんじ鉄道については、同鉄道が将来にわたり持続的に運行を行うために、行政、鉄道事業者、沿線住民、利用者及び関係団体等が一体となり同鉄道の維持・確保・改善に取り組む。

2 離島航路及び離島航空路の確保

多くの離島を有する本県にとって重要な交通基盤となっている離島航路及び離島航空路の維持及び安定的な運航の確保を図る。

離島航路については、補助制度の適切な運用により運航の維持及び就航船舶の適切な更新を図るとともに、定期船等の安全な接岸を図るための港湾及び漁港の整備の推進により利便性の向上を図る。

離島航空路については、経年劣化等に対応した既存施設の機能保持等による安全性の確保や、空港利用促進の観点から利便性向上を図るとともに、離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、その維持・充実を図る。

第6章 生活環境の整備

第1節 生活環境の整備の方針

これまでの過疎対策の結果、本県の過疎地域における生活環境は一定の改善がなされてきたが、依然として格差が残されている。

このため、水道や廃棄物処理施設、生活排水処理施設、防災施設、消防救急施設の整備など、生活環境の改善に努めるとともに、新規整備のみならず、将来にわたる施設の損傷・劣化等を把握し、効率的な維持管理に努める。

また、安全で快適な市街地環境の整備やまちなみ景観の整備、多様な公園緑地等の整備などにより、個性とうるおいのあるまちづくりを推進する。

環境への負荷を低減する環境共生住宅の整備促進や、地域の気候風土に対応したかごしま材の家の普及促進を図るなど、ゆとりとうるおいのある住まいづくりを進めるとともに、「再生可能エネルギー導入ビジョン」に基づき、太陽光や地熱など本県の地域特性を生かした環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進する。

さらに、緑の空間の保全・整備を進めるとともに、地域の特性を生かした景観形成を推進し、ゆとりとうるおいのある環境の形成に努める。

第2節 簡易水道、生活排水処理施設等の整備

1 簡易水道施設等の整備

簡易水道、上水道については、これまでの施設整備の結果、普及率は大幅に改善したものの、全国水準と比べ依然として低いため、今後も水道未普及地域の解消、良質な水源の確保、広域連携の推進等を図りながら水道施設の整備・拡充を促進する。

2 廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物については、「県廃棄物処理計画」等に基づき、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の推進等の観点のもと、地域の特性や必要に応じた廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用に努める。

3 生活排水処理施設等の整備

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、「かごしま生活排水処理構想 2019」に基づき、市町村と連携を図りながら、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を促進する。

第3節 消防・救急施設の整備

過疎地域の消防力の充実強化を図るため、消防施設の整備強化、消防団の活性化、防火対策等を積極的に促進する。

救急・救助体制の整備については、救急業務の高度化に向けた救急隊員の教育訓練の充実に努めるとともに、救急・救助用資機材の整備促進を図る。

また、大規模災害時における広範な消防防災活動や急患搬送などに、消防・防災ヘリコプターを積極的に活用する。

さらに、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成や活動活性化を促進するとともに、市町村による災害時の避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進する。

第7章 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

第1節 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本県の過疎地域は, 人口減少や少子高齢化が進行しており, 依然として歯止めがかかっていない少子化の流れを変えるため, 「かごしま子ども未来プラン2025」に基づき, 家庭や地域, 職場など社会全体が子育てに積極的に関わっていくこと等により, 次代を担う子どもたちが心身共に健やかに成長できる環境づくりを推進する。

また, 高齢者等ができる限り住み慣れた地域で自立し, 社会参画しながらかつ尊厳を持って安心して暮らしていける長寿社会の実現のために, 「鹿児島すこやか長寿プラン2024」に基づき, 高齢者の主体的な健康づくりの取組や, その豊富な知識, 経験, 技能を生かした社会参加, 生きがいつくりに取り組めるような環境整備を推進するとともに, 介護給付等対象サービス基盤の充実や, 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組等を推進する。

さらに, 障害者の自立と社会参加の促進や障害を理由とする差別の解消を図るため, 「鹿児島県障害者計画」や「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき, 障害者が安心して暮らせる地域社会づくりを推進するとともに, 障害者のニーズに応じた福祉サービスの充実に努める。

その他, 高齢者や障害者等が家庭や地域の温かい愛情に包まれながら, 生涯にわたって安心して生活できる地域社会の実現を図るため, 行政, 社会福祉協議会, 保健・福祉施設, ボランティア等のネットワーク化を促進し, 地域の保健福祉ニーズに効果的にきめ細かく対応できる体制の整備を進めるとともに, 保健福祉に関わる人材の育成・確保と資質の向上に努める。

これら高齢者, 障害者, 児童等の福祉の各分野における共通的な事項を定めた「鹿児島県地域福祉支援計画」に基づき, 市町村の地域福祉の取組を支援する。

また, 高齢者や障害者等に対する県民の理解を深め, 思いやりの心を育むとともに, 建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化を促進することにより, 高齢者や障害者等が自分の意思で自由に行動し, 社会参加できる安全で快適なバリアフリー空間の創出を図る。

さらに, シルバーハウジングプロジェクト等による公共賃貸住宅の供給, 子育てしやすい住環境や高齢者等に配慮した良質な民間賃貸住宅ストックの形成を促進するなど, 少子・高齢化に対応した住まいづくりを進める。

第2節 安心して子どもを生み育てるための対策

安心して, 結婚, 妊娠・出産, 子育てができるよう, 結婚や子育ての相談体制の充実, 出会いの場の創出, 多子世帯の経済的負担軽減などの対策を講じるとともに, 保育所の待機児童の解消を図るなど, 結婚, 妊娠・出産, 子育てのライフステ

一にに応じた切れ目のない支援を行う。

また、広報誌や労働セミナー等を通じ、ワーク・ライフ・バランスという考え方の普及・啓発を図るとともに、仕事と家庭の両立支援や労働時間対策に関する各種助成制度等の周知を図るほか、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を登録し、広く県民に紹介することで、社会的に評価される仕組みをつくり、企業が行う、子育てを含む仕事と家庭の両立支援に対する自主的な取組を促進する。

第3節 児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

児童福祉施設等への入所児童等の処遇改善を図るため、老朽化した施設の計画的な改築等や適切な施設運営の確保を図るとともに、児童厚生施設の整備、児童相談体制の整備、需要に応じた保育サービスの充実等を図るほか、母子保健施策の充実などに努める。

また、次代を担う子どもたちが心身共に健やかに成長できる環境づくりを図るため、「育児の日」の普及啓発や子育て家庭の経済的負担の軽減など次世代育成支援対策を推進する。

第4節 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

1 生きいきと暮らせる長寿社会づくり

高齢者が生きがいを持って、すこやかで心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指す。

このため、高齢者が長年の経験の中で培った知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送るとともに、地域社会の担い手として、地域づくり、健康づくり等への主体的参加を推進するため、「すこやか長寿社会運動」の展開や、老人クラブの育成及び活性化を支援する。

さらに、健康寿命の延伸等を目的とした生活習慣病の予防から、早期発見・早期治療及び寝たきりを防止するリハビリテーション等に至る包括的な対策を推進する。

なお、本県では、平成 15 年以降交通事故死者の過半数を高齢者が占めていることから、関係機関・団体と連携して広報啓発活動を実施するなど、高齢者の交通安全対策を推進する。

2 安心して、支え合って暮らせる長寿社会づくり

「鹿児島すこやか長寿プラン2024」に基づき、「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができる」た

めに、日常生活の場において、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが各地域の実情に応じた形で一体的、効果的、継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化に向けた施策を推進する。

また、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で社会参画しながら尊厳を保持しつつ希望を持って地域の人々とともに暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人の状態に応じて切れ目のないサービスの提供を行うこと、国及び市町村の施策との連携を図ること、認知症の人や家族の視点を重視することを基本としつつ、総合的に認知症施策を推進する。

介護保険制度については、安定的な運営を図るため、市町村が行う介護予防やケアプランチェック等の介護給付適正化の取組を支援する。

また、特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤の整備を促進するとともに、老朽化が進んでいる養護老人ホーム等は改築に努め、入所者の安全の確保及び生活環境の改善を図る。

さらに、高齢者が質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する介護人材の育成・確保を図る。

第5節 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

障害者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動やグループホーム、福祉サービス事業所等の整備促進に努めるほか、障害者福祉の中核施設であるハートピアかごしまや障害保健福祉圏域ごとに県内7か所に設置している障害者就業・生活支援センターの活用等により、障害者の自立と社会参加及び就業機会の確保等を推進する。

また、障害者が身近な地域でサービスを利用できるよう、在宅サービスの供給体制の充実を図るとともに、障害者施設については、在宅福祉支援の拠点として施設機能の充実を図るなど、在宅・施設福祉サービスの充実を図る。

第8章 保健・医療の確保

第1節 保健・医療の確保の方針

全国的に少子高齢化が進む中、本県においては全国を先行する形で高齢化が進んでいる。また、肥満、糖尿病等の生活習慣病患者や心の病に悩む人が増加傾向にあり、県民の保健医療ニーズも多様化・高度化している。

さらに、救急医療の確保、新たな感染症への対応、離島・へき地等における医師不足や偏在の問題などへの対応も求められている。

このため、「鹿児島県保健医療計画(令和6年度～令和11年度)」の基本理念である「県民が健康で長生きでき、安心して必要な医療を受けられる鹿児島」を目指して、総合的な政策の推進に努めることにより、健康格差の縮小を図りながら、県内のどこに住んでいても医療ニーズに応じて、いつでも、どこでも安心して、安全な質の高い医療サービスを受けられる地域社会の形成を目指す。

また、県民の健康づくりについては、「健康かごしま21」等に基づき、全国に比べて死亡率の高い脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症・重症化の予防等を推進し、県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小及び生活の質の向上に取り組むとともに、がんの予防・早期発見や医療の充実など総合的な対策を講ずる。

さらに、感染症対策、難病患者支援及びハンセン病療養所入所者等の社会復帰支援のための体制づくりなどを推進する。

第2節 保健の確保

地域保健に関する広域的・専門的・技術的拠点として保健所の機能を強化するとともに、健康相談・保健指導等の住民に身近な保健サービスを総合的に行う活動の場となる市町村保健センターの機能充実を図る。

また、保健師や栄養士等による地域保健活動に対する需要は、地域住民の健康に対する関心の高まりと高齢社会の進行に伴い、ますます増大しているため、住民の健康づくりを担う市町村保健師や栄養士等の確保に努めるとともに、保健所、市町村、医療機関等との緊密な連携のもとに、健康教育、健康相談、家庭訪問等による地域保健活動を効率的に推進する。

さらに、行政や関係団体が一体となり、県民の健康づくりを社会全体で支援する「健康かごしま21」に基づく施策を推進し、県民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる地域づくりを目指す。

第3節 医療の確保

1 医師等医療従事者の確保

自治医科大学及び鹿児島大学地域枠における医師の養成や、その卒業医師の活用、公的医療機関等に対して県外在住医師等の就職斡旋等を行うドクターバンクの運営など、総合的な医師確保対策に取り組む。

また、産科や小児科など医師不足が特に深刻な診療科等の医師確保についても引き続き取り組む。

さらに、看護師その他の医療従事者についても、修学資金貸与制度の活用等により、その確保・定着に努める。

2 救急医療体制の整備

地域の救急医療機関の救急医療機能の充実を図るため、施設・医療機器等の整備を促進するとともに、運営費について支援する。

また、ドクターヘリを活用した救急医療体制の確保・充実のため、搬送元医療機関及び搬送先医療機関等、関係機関の連携強化に努める。

3 へき地医療拠点病院等の整備充実

医療サービス等が計画的かつ円滑に実施されるよう、へき地医療支援の広域的な計画・調整を行うへき地医療支援機構と連携し、へき地医療拠点病院によるへき地診療所への医師派遣や無医地区等に対する巡回診療などを行い、離島へき地医療活動を積極的に推進する。

また、地域における医療拠点として、へき地診療所の運営及び施設・設備の整備を支援し、診療機能の強化を図る。

4 医療情報システム

診療所の規模や地域の実情を踏まえながら、ICTを活用した遠隔医療支援システム等の導入を行い、画像伝送による専門医の助言・指導や、各医療機関相互の連携によって、医療資源に恵まれない離島・へき地住民に対する適切な保健医療サービスの確保を図るとともに、へき地の医療機関に勤務する医師を支援する。

5 特定診療科に係る医療確保対策

地域ごとに医療を確保することが困難な眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科等の特定診療科や歯科については、へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の運営及び施

設・設備の整備を支援するとともに、鹿児島大学や医師会、歯科医師会等の協力を得ながら計画的な巡回診療を実施し、医療の確保を図る。

6 離島地域の妊婦に対する支援

島内で分娩できない地域に居住する妊婦の妊婦健診や、出産時に要する交通・宿泊費用等の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境づくりを推進する。

また、特定不妊治療の指定医療機関がない離島地域に居住する夫婦の当該治療受診時に要する交通・宿泊費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進する。

第9章 教育の振興

第1節 教育の振興の方針

「鹿児島県教育振興基本計画」では、「夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～」を基本目標に掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間」の育成を目指す。

また、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子供を育成するために、郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動の組織体制やNPO・企業等との連携による組織を基盤とし、地域の縁(えにし)や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした「かごしま地域塾推進事業」を県内全域で展開することにより、青少年の育成を図る。

1 お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要である。

また、子供たちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠である。

本県には、「負けるな、嘘を言うな、弱者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもある。

将来の予測が困難な時代を生き抜いていく上で、子供たちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性や心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成する教育を推進する。

2 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子供たちが、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進する。

教科指導等における ICT の効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力や情報技術を手段として効果的に活用していく力の育成を推進する。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせる。

さらに、環境教育や福祉教育などの社会の変化に対応した教育や、子供一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進する。

3 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校や教職員がその役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要がある。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められている。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革の推進や教職員の更なる資質向上、安全・安心な環境づくりなどにも取り組む。

4 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがある。本県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子供を地域で育てるといふ風土が、現在でも残っている。

今後も、全ての県民が地域社会全体で子供を守り育てるための取組を推進する。

5 生涯を通じて、学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子供から大人まで全ての県民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、幸せで豊かな人生を送ることにもつながる。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、県民誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要がある。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものである。

第2節 公立学校施設の整備等

児童生徒の安全・安心な教育環境の確保等を図るため、市町村立学校や県立学校の老朽化している校舎等の新增築や改修、危険建物等改築などの建物整備やICT環境の整備を推進する。

小規模校においては、学習指導法の改善に努めるとともに、遠隔教育システムなどによる大規模校との交流学习や隣接校との連携などを促進し、教育水準の維持向上を図る。

一方、教育効果、教育の諸条件を総合的に検討し統合を進めるべき学校については、地域住民の理解と協力のもとに、市町村の主体的な判断による統合を促進する。

また、通学困難な地域におけるスクールバス等の整備を促進するとともに、教職員の福利厚生の実充や教職員住宅の整備を促進する。

第3節 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

集会施設、体育施設、社会教育施設等については、住民の生活行動の広域化等にも対応し、充実した施設を広域的に相互利用していくという観点を踏まえて、適正な配置に留意するとともに、各施設間の相互連携に努め、催しものや施設の利用方法の案内等については、広域的な広報活動の実充を図るなど効率的な利用を促進する。

第10章 集落の整備

第1節 集落の整備の方針

集落は、地域社会の活動の基礎であり、生産活動や交流の場として生活全般を支えている。本県の集落の多くは過疎地域に該当しているが、過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

一方、過疎地域の集落においては、人口減少や少子高齢化の進行等により、医療や生活交通の不足、荒廃農地の増加、森林の荒廃など様々な課題を抱え、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が発生してきている。特に、集落機能を維持するために欠くことのできない「交通」「生活環境」「医療・福祉」の分野において、地域の実情に即した対策に努め、住民が将来にわたって安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る必要がある。

このような状況の中、地域の住民だけでは地域の課題解決に向けた取組を行うことは困難であることから、自助・共助・公助のあり方を踏まえ、地域住民、NPO等の地域の各種民間団体、市町村、県など多様な主体が、適切な役割分担と更なる連携・協働のもと、一体となって集落の活性化に取り組む必要がある。また、地域の課題や地域の求める将来像は様々であり、今後もその集落で安心して暮らし続けるために必要な、自らが行動するための見取り図となる地域デザインの実現のために、より多くの選択肢を用意することも必要である。

このため、県では、地域の自主的・主体的な取組を基本に、市町村や県民、各種民間団体など多様な主体との協働により、中山間地域等の集落の活性化に向けて、地域の実情に即した施策に総合的に取り組んでいくための基本指針である「中山間地等集落活性化指針(平成31年3月策定)」に基づき、住民が将来にわたって安心して暮らし続けられる仕組みづくりに取り組む。

なお、集落においては、生物多様性や自然環境、景観等に引き続き配慮しつつ、性別や年齢、国籍、障害の有無にかかわらず多様な人々の参画など、男女共同参画や多文化共生の視点に立った集落づくりに取り組む。

第2節 集落の整備

1 集落機能の維持・持続的発展

過疎地域の集落機能を維持していくためには、生活交通の確保、生活環境の確保、医療・福祉の確保等に努める必要がある。

生活交通については、コミュニティバス・デマンド交通など地域の実情に合わせ

た移動手段の確保により、通院・通学など地域住民のニーズに応じた持続可能な公共交通の維持・確保を図る。

生活環境については、人口流出に伴う空き家の増加や、農業生産活動が行われなくなることにより、農山村景観の荒廃が深刻化するとともに、資源管理が十分行き届かず、農地や森林の荒廃等により洪水や土砂災害等の自然災害の被害拡大につながる恐れが高まるなど、住民の安全・安心な生活を脅かす事態の深刻化が懸念されることから、自然環境と調和した田園空間や集落排水施設等の生活環境の整備を促進するとともに、適切な農業生産活動の維持を通じて、荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の維持・発揮を図る。

医療・福祉の確保については、最も基礎的な生活条件の一つで、集落(地域社会)の維持・存続を図る上で欠くことのできない要素であり、人口減少・少子高齢化が著しく、医療の確保が一層厳しい過疎地域集落では、その喫緊性・緊急性は極めて高く、市町村と県が連携した対応を図っていくことが重要であることから、地域の実情に即した地域医療の確保に向けた対策に努めるとともに、あわせて、地域住民の通院に係る交通手段の確保、医療水準の維持に必要な医療設備等の導入・更新、システムの更新等への適切な対応に努める。また、住み慣れた地域で、日常生活を継続していけるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の支援に努める。

また、集落の小規模化や高齢化を踏まえ、いかに集落を維持し、活性化していくかがこれまで以上に重要な課題であることから、小学校などの範囲において、自治会、NPO、企業など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織「コミュニティ・プラットフォーム(地域運営組織)」の形成とその主体的取組を促進するとともに、集落の枠組みを越え、広域的に支え合う地域運営の仕組みをつくる「集落ネットワーク圏(小さな拠点)」の形成を促進する。

その他、地域おこし協力隊等の制度や関係人口の創出・拡大による地域外人材の活用を行うとともに、集落支援員など集落での活動の中核となるリーダー等の人材育成や都市住民等との交流、UIターン等の定住促進対策等について、積極的に推進する。

2 集落の再編整備の推進

集落の住民生活の安心・安全の基盤となる公共施設など集落機能の維持を図るため、集落内の道路整備や簡易水道、生活排水処理施設の整備などを図る。

定住自立圏構想等を踏まえながら、市町村における定住促進施策の促進を図るとともに、定住促進住宅・団地の整備をはじめ、廃校舎・家屋等を活用した交流施設等の整備などを促進する。

また、交通の利便性の向上、良好な住環境の観点から、市町村が住民の意向を十分踏まえた上で、集落の再編整備を行う場合には、必要な支援策等を講じる。

第11章 地域文化の振興等

第1節 地域文化の振興等の方針

全ての県民が、居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に努める。

豊かな歴史・文化資源を活用して郷土に誇りを持つ心を醸成し、郷土芸能や伝統行事、史跡等県内各地の個性豊かな地域文化の保存・継承を図るとともに、観光、まちづくり等関連施策との連携により、多様な文化芸術の更なる振興及び地域の個性を生かした地域づくりを推進する。

芸術家や文化芸術活動の指導者、学芸員など、文化芸術の振興を支える人材を育成するため、県、市町村、文化芸術団体等が連携しながら、研修の充実や人材情報の整備・提供等に努める。

南へ開かれた地理的特性や歴史的なつながりを生かし、アジア地域を中心に、文化芸術を通じた国際交流を推進するとともに、我が国でも歴史が古くレベルの高い音楽祭として国内外に広く知られている霧島国際音楽祭のより一層の充実を図るなど、県民、県や市町村、民間企業や文化芸術団体等による文化芸術交流を促進する。

次世代に継承すべき文化財については、指定・登録等による保護を支援するとともに文化財を活用した学習の場の提供に努める。

また、豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進する。

さらに、地域に残る郷土芸能や伝統行事などを保存・継承するとともに、これらや史跡などの文化財を生かした地域づくりの促進に努める。

第2節 地域文化の振興等

県民が身近なところで主体的に創造活動に取り組めるよう、文化芸術に関する生涯学習機会の充実や、優れた文化芸術に触れる機会の創出、創造活動の成果を発表できる場の提供などに取り組む。

また、県内各地の文化施設等及び学校における音楽や演劇などの舞台芸術の公演や美術展など、鑑賞事業の充実を図る。

ユネスコや国、県、市町村の指定等を受けた有形、無形の文化財や人々の暮らしに根ざした多様な生活文化などの地域文化を県民共通の財産として継承していくため、発掘や保存を進めるとともに、地域文化に対する関心を高め、そのよさを再認識できるよう、広報や公開を行うなど、県民への周知を図る。

伝統文化の保存・継承に関する計画的な研修の機会の設定や表彰などを行い、継承者や指導者等の育成に努める。

伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代が共に参加する体験型の講習会等を開催するなど、地域住民の保存活動への参加を促進するとともに、地域間の交流による情報の共有化が促進されるように努める。

御楼門が復元された鹿児島城跡や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」、日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」などの歴史的遺産、県有文化施設、地域に残る伝統文化や特色ある食文化などの文化資源を生かして、観光や伝統工芸産業などの地域産業の活性化を促進する。

地域に伝わる伝統行事、歴史的な建造物や町並み、安らぎを感じる自然景観など、地域の特性を生かした地域づくりを促進する。

博物館等において、文化財や地域の歴史、鹿児島の自然等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図る。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

第1節 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

再生可能エネルギーの導入は、エネルギー自給率の向上、雇用の創出、地域の活性化、温室効果ガスの削減、国外からの化石燃料調達に伴う資金流出の抑制、産業の国際競争力の強化、非常時のエネルギー確保など、多岐にわたるメリットが存在することから引き続き導入を促進する必要がある。

本県は、森林、水源地、広大な空間を有しており、再生可能エネルギーを生み出す地域資源の宝庫である。

これらの地域資源を生かして、バイオマス、小水力、風力、太陽光、地熱などの再生可能エネルギーや、再生可能エネルギー由来の水素を導入することで、地域内のエネルギーや経済の循環(エネルギーの地産地消)の創出、災害時のレジリエンスの向上、環境負荷の低減を図っていく必要がある。

これらを踏まえ、本県の多様で豊かな資源を最大限活用した再生可能エネルギーの導入を図ることとし、地域の資源を地域で活用することにより、資金の県外への流出を防いで循環を図り、雇用の創出や地域の活性化につなげる。

また、事業者による再生可能エネルギー導入を促進するとともに、県や市町村による公共施設への再生可能エネルギー導入を積極的に進めるなど、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携して導入を促進することとし、県内の関連する企業や人材の育成と県外企業の誘致、バイオマスエネルギー等の原材料収集や発電設備等の維持管理などによる新たな雇用の創出などによる地域の振興を促進する。

第2節 再生可能エネルギーを利用した地域づくり

地域の特色を生かした再生可能エネルギーの地産地消を促進することで、既存産業との調和や雇用創出等による地域活性化を図っていく。

森林資源に恵まれた地域や畜産業が盛んな地域においては、森林(竹林)整備から材の収集、加工、発電・熱利用など一体的な取組により産業振興を図る。また、木質バイオマス発電の排熱を近隣の農業用ハウスや養殖施設、木材乾燥施設など地域の産業の熱利用施設に提供することで、農林水産業の振興を図る。

水資源に恵まれた地域においては、既設ダムへの小水力発電の導入を通じた地域の産業振興を図る。また、マイクロ水力発電を活用した中山間地域への街路灯の導入による生活環境の向上や鳥獣被害対策のための電気柵の導入によるコストの削減を図る。

地熱資源に恵まれた地域においては、地熱発電の発電後の熱水を温度に応じて段階的に利用(食品加工、木材乾燥、温泉・温水プール、農業用ハウス、養殖等)することで産業の振興を図る。

海洋エネルギーに恵まれた地域においては、海流発電の実証フィールドを活用した企業・研究機関の誘致による新たな産業の振興や、視察の受入による観光面での効果を図る。

風況に恵まれた地域においては、自然条件(風の強さ)による出力の変動を補うため、蓄電池(電気自動車の蓄電池利用を含む)や水素エネルギーを活用した地産地消型の風力発電の導入を促進する。

島しょ地域においては、独立した電力系統における電力需給に関する研究・実証機関の誘致による新たな産業の振興や、視察の受入による観光面での効果を図る。また、蓄電池を利用(電気自動車の蓄電池利用を含む)した再生可能エネルギーの自家消費モデルの構築による台風などの災害時における電力や熱の自給を促進する。

第13章 市町村間の広域連携等による地域活力の向上

第1節 市町村間の広域連携の促進

人口減少の深刻化において見込まれる変化・課題，そして大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し，持続可能な形で地域において住民が快適で安心して暮らしを営んでいくことができるようにするためには，地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし，それぞれの持つ情報を共有し，資源を融通し合うなど，地域の枠を越えて連携し，役割分担を柔軟に見直す視点が重要であり，また，公共私連携により，地域を支える多様な主体の参画を得ることも重要である。

広域連携により行政サービスが安定的に提供されることは，行政区域を越えて活動している企業等の経済活動の基盤となり，新たな産業や雇用の場の創出など，地域経済の活性化にも資することになり，広域連携は，地域の実情に応じ，自主的な取組として行われるものであり，多様な手法の中から，最も適したものを市町村が自ら選択することが望ましい。

このような中，地域において，相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し，コンパクト化とネットワーク化により，一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する「連携中枢都市圏」や中心市と連携市町村が相互に役割分担し，連携・協力することにより，圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏」を形成するなどの取組を推進する。

また，大規模災害への対応や産業施策・観光施策など，県の区域を越えた広域的な課題については，ブロック単位での取組も含め，それぞれが自主性を発揮しつつ協力関係を緊密にして対応するなどの取組を進める。

第2節 市町村等への行財政支援

分権社会にあっては，住民に最も身近な基礎自治体である市町村が充実し，県と相互に補い合いながら住民の福祉の向上にとともに取り組んでいくことが不可欠であり，「住民に身近な事務は，可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」という基本的な考え方のもと，市町村が自主的・主体的に政策目標を達成することができるよう，それぞれの市町村の希望に対応し，個別に権限移譲を進めるとともに，人口減少や少子・高齢社会の進行等に伴い，多様化・高度化する行政需要に的確に対応できるよう，行政財政基盤の強化や，広域的な対応を強化するための取組を支援する。

また，市町村との人事交流や大規模自然災害の発生時等における技術職員の市町村への派遣等の人的支援，生活環境基盤の整備など必要に応じた代行業業の活用を図る。






その他，各地域の特性や住民ニーズを的確に把握し，それらを施策に反映させ

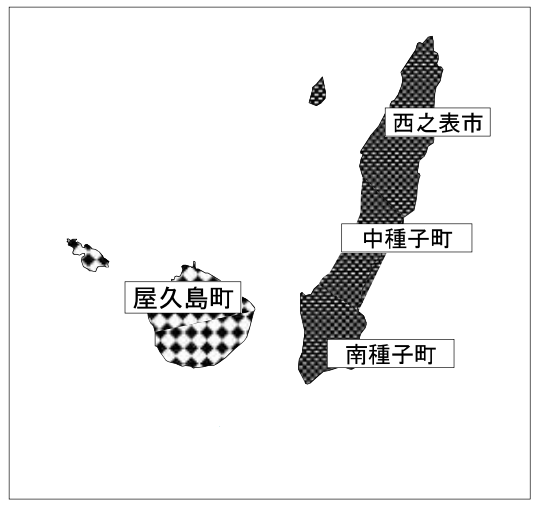
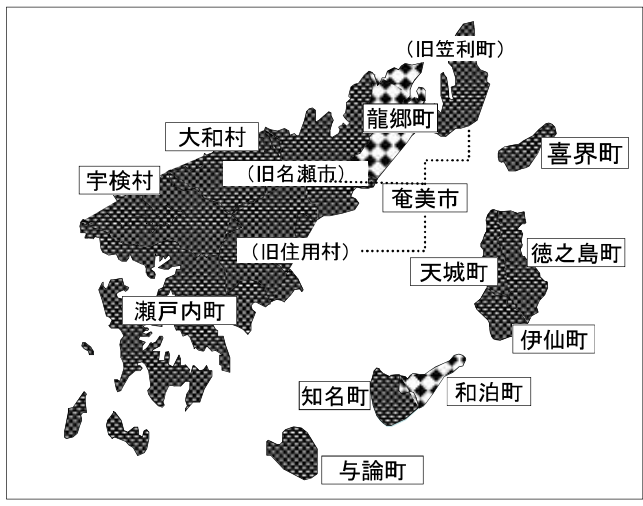
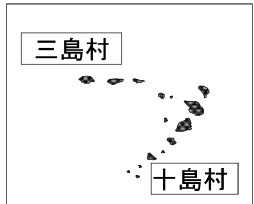
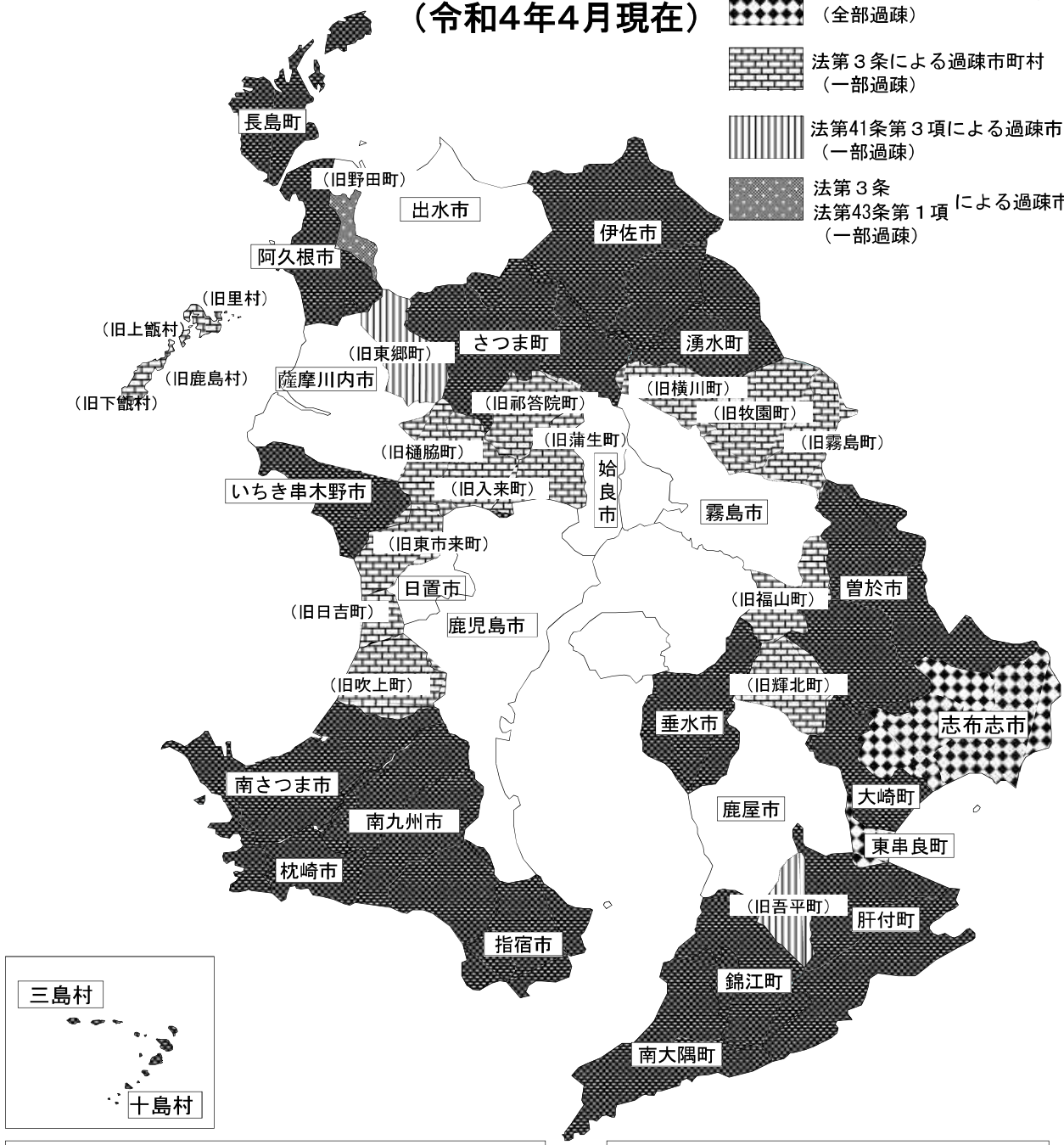
るため、市町村と各地域振興局・支庁との情報交換など緊密な連携を図るとともに、市町村の振興と財政の円滑な運営に資するため、市町村が実施する各種公共的施設の整備等に対する市町村振興資金の貸し付けのほか、半島地域の中でも特に地理的・社会的条件の厳しい半島先端部地域や離島の中でも特に自然条件等の厳しい外海の小規模離島を有する市町村に対する支援に努める。

参 考 资 料

[参考1]鹿児島県過疎地域市町村現況図

(令和4年4月現在)

-  法第2条による過疎市町村 (全部過疎)
-  法第41条第1項による過疎市町村 (全部過疎)
-  法第3条による過疎市町村 (一部過疎)
-  法第41条第3項による過疎市町村 (一部過疎)
-  法第3条 法第43条第1項による過疎市町村 (一部過疎)



[参考2]「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」における地域区分

